

令和7年第4回（12月）定例会

# 東伊豆町議会会議録

令和7年 12月3日 開会

令和7年 12月4日 閉会

東伊豆町議会

令和七年

第四回〔十二月〕定例会

東伊豆町議会議録

## 令和7年第4回東伊豆町議会定例会会議録目次

### 第1号（12月3日）

○議事日程	1
○出席議員	1
○欠席議員	2
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
○職務のため出席した者の職氏名	2
○開会の宣告	3
○議会運営委員長の報告	3
○開議の宣告	4
○議事日程の報告	4
○会議録署名議員の指名	4
○会期の決定	5
○諸般の報告	5
○行政報告	5
○一般質問	13
楠山節雄君	13
笠井政明君	29
山田直志君	42
須佐衛君	61
鈴木伸和君	80
○会議時間の延長	97
○散会の宣告	101

### 第2号（12月4日）

○議事日程	103
○出席議員	103
○欠席議員	104
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	104

○職務のため出席した者の職氏名	104
○開議の宣告	105
○議事日程の報告	105
○一般質問	105
西塚孝男君	105
○議案第67号 東伊豆町電気自動車用急速充電器の設置及び管理に関する条例 の制定について	113
○議案第68号 令和7年度よりみち135（旧稲取幼稚園）改修工事（建築工 事）請負契約の変更について	115
○議案第69号 財産取得に伴う変更契約について	119
○議案第70号 令和7年度東伊豆町一般会計補正予算（第4号）	121
○日程の追加について	144
○発議第2号 議案第70号 令和7年度東伊豆町一般会計補正予算（第4号） に対する附帯決議について	145
○議案第71号 令和7年度東伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	146
○議案第72号 令和7年度東伊豆町介護保険特別会計補正予算（第2号）	148
○議案第73号 令和7年度東伊豆町水道事業会計補正予算（第3号）	151
○報告第7号 専決処分の報告について	153
○報告第8号 令和7年度教育委員会自己点検・評価報告書（令和6年度分） の提出について	154
○発議第3号 円滑な行政運営を図る決議について	156
○陳情・要望書等の審査について	157
○常任委員会の閉会中の所管事務調査について	159
○議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について	159
○閉会の宣告	160
○署名議員	161

## 令和7年第4回東伊豆町議会定例会会議録

### 議事日程(第1号)

令和7年12月3日(水)午前9時30分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 一般質問
1. 3番 楠山節雄君
    - 1) 子育て支援について
    - 2) 町長の政治姿勢について
    - 3) 奈良本地区の風車問題について
  2. 5番 笠井政明君
    - 1) 町長の政治姿勢について
  3. 14番 山田直志君
    - 1) 災害対策について
    - 2) 奈良本地区の風力発電事業について
    - 3) ケアマネジャーとの対話について
  4. 10番 須佐衛君
    - 1) 観光産業課の取組について
    - 2) 幼小中高一貫的な教育について
    - 3) 町長の政治姿勢について
  5. 2番 鈴木伸和君
    - 1) ごみ堆肥化事業について
    - 2) 職員の人材不足と定数管理について

---

### 出席議員(12名)

1番 山田豪彦君

2番 鈴木伸和君

3番	楠山節雄君	5番	笠井政明君
6番	稲葉義仁君	7番	栗原京子君
8番	西塚孝男君	10番	須佐衛君
11番	村木脩君	12番	内山愼一君
13番	定居利子君	14番	山田直志君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	岩井茂樹君	副町長	鈴木嘉久君
教育長	横山尋司君	総務課長	福岡俊裕君
企画調整課長	太田正浩君	住民福祉課長	鈴木貞雄君
健康づくり課長	中山和彦君	健康づくり課参事	柴田美保子君
観光産業課長	梅原巧君	建設整備課長	村上則将君
防災課長	加藤宏司君	教育委員会事務局長	齋藤和也君

---

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	村木善幸君	書記	相馬奨君
--------	-------	----	------

---

開会 午前 9時30分

### ◎開会の宣告

○議長（栗原京子君） 皆様、おはようございます。

令和7年東伊豆町議会第4回定例会の開会に当たり、議員の皆様におかれましては、公私ともに大変お忙しい中御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本定例会には、条例の制定、契約の変更、令和7年度一般会計及び特別会計の補正予算などがそれぞれ日程に組み込まれておりますので、諸議案とともに十分御審議の上、円滑に議事を進行されますよう切にお願い申し上げまして、開会の挨拶とします。

ただいまの出席議員は12名で、議員定数の半数に達しております。

よって、令和7年東伊豆町議会第4回定例会は成立しましたので、開会します。

---

### ◎議会運営委員長の報告

○議長（栗原京子君） 議会運営委員長より報告を求めます。

5番、笠井議員。

（5番 笠井政明君登壇）

○5番（笠井政明君） 皆様、おはようございます。

議会運営委員会より、令和7年第4回定例会の運営について御報告いたします。

まず、本定例会には、6名の議員の方々より14問の一般質問が通告されております。本定例会では一般質問について、時間は60分以内、一問一答方式で行います。

また、町長には反問権の行使が認められております。

なお、反問に要する時間は制限時間の60分には含みません。

質問通告者の中で、掲示板の使用願いが3番議員、10番議員、14番議員より、資料配付の願いが3番議員、10番議員、14番議員より提出されております。

本定例会の提出案件としましては、条例の制定が1件、工事の請負契約変更が1件、財産取得の変更契約が1件、補正予算が4件、報告事項が2件、それぞれ日程に組み込まれております。

さらに、議会からの案件として、陳情・要望書等の審査報告を予定しております。

なお、条例の一部改正につきましては、説明資料等により簡潔で分かりやすい要点説明とし、また、補正予算の説明につきましては、一般会計がおおむね200万円以上、特別会計がおおむね50万円以上で説明することが決定しましたので、よろしくお願いいたします。

以上の内容を踏まえまして、本定例会の会期は、本日から12月4日までの2日間とします。

最後になりますが、議会運営委員会の所掌事務調査につきましては、本会議の会期日程等の運営に関する事項について、閉会中の継続調査としたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議員各位には、活発なる御審議と円滑な議会運営を切にお願い申し上げまして、議会運営委員会の報告といたします。

---

#### ◎開議の宣告

○議長（栗原京子君） これより、直ちに本日の会議を開きます。

---

#### ◎議事日程の報告

○議長（栗原京子君） 本日の議事日程は、あらかじめ皆様のお手元に配付したとおりであります。

議事日程に従い、議事を進めます。

---

#### ◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（栗原京子君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、6番、稲葉議員、8番、西塚議員を指名します。

---

◎日程第2 会期の決定

○議長（栗原京子君） 日程第2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月4日までの2日間としたいと思います。  
これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（栗原京子君） 異議なしと認めます。よって、会期は2日間と決定しました。

---

◎日程第3 諸般の報告

○議長（栗原京子君） 日程第3 諸般の報告を行います。

議会閉会中に提出されました例月出納検査の結果に関する報告につきましては、既に送付しました。

議長の出席した会議等の報告、議員派遣結果の報告については、お手元に資料を配付しました。

会議資料については、議員控室に置きますので、御覧いただきたいと思います。

以上で諸般の報告を終わります。

---

◎日程第4 行政報告

○議長（栗原京子君） 日程第4 町長より行政報告を行います。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） 皆さん、おはようございます。

令和7年議会第4回定例会を招集申し上げたところ、議員各位には何かとお忙しい中、御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

定例会の開会に当たり、御挨拶を兼ね、行政諸般の報告をさせていただき、議員各位並び

に町民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

さて、令和7年10月に発表された国の月例経済報告によると、我が国の経済の基調判断は米国の通商政策による影響が自動車産業を中心に見られるものの、景気は緩やかに回復している。個人消費は持ち直しの動きが見られ、設備投資は緩やかに持ち直している一方、企業収益はおおむね横ばいとなっているとしております。

また、先行きについては、雇用、所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えると期待されるが、米国の通商政策の影響による景気の下振れリスクや物価上昇の継続が個人消費に及ぼす影響など景気を下押しするリスクもあるとしており、物価高騰対策を早急に講じるとともに日本経済の強さを取り戻すため、総合経済対策を早急に策定するとしております。

町といたしましても、国の動向を注視しつつ、重要課題や予算編成の方向性に沿って、限りある財源をより効果的、効率的に配分するよう努め、町民生活の安定確保に資することができるように努めてまいります。

それでは、行政諸般の報告をさせていただきます。

まず、地域公共交通ノックルひがしいずの運行状況ですが、現在、一般ドライバー13名、役場職員29名の計42名体制であり、今年度の実績は10月末までの7か月間で684ライド、1,021人となりました。今後も一般ドライバーの確保に努め、どなたにとっても快適な移動を支えるサービスが提供できるよう取り組んでまいります。

次に、地域おこし協力隊についてですが、10月から新たに2名が着任いたしました。現在、岡田叶美さんには雛のつるし飾り文化推進事業を、鈴木貴恵さんには観光、文化イノベーション推進事業をそれぞれ担当していただいております。さらに、12月からは新たに宮本成就さんが着任し、よりみち135利活用事業を担当していただくことになっております。これにより、当町で活動する地域おこし協力隊は11人となりました。隊員の能力や経験を生かし、課題解決と地域振興を一層推進してまいります。

11月6日、地域おこし協力隊が本年度第1回目の活動報告会を保健福祉センターで開催しました。協力隊の活動報告、トークセッション及び参加者との交流の3部構成で実施し、住民の皆様に活動内容を広く知っていただくよい機会となりました。

次に、主要な会議体として10月9日、10日に「町長と語ろう、まちづくりの会」を開催し、両日で16人の方に御参加いただきました。子育てや町民の幸せの在り方など今後のよりみち135やグランドデザインの作成に当たり、大変参考となる御意見を賜りました。

当町ファンクラブ「うちっち」の事業として、11月9日に「東伊豆町うちっち交流会2025」を開催しました。22人の皆様に御参加いただき、ファン同士の交流を深めることができました。今後のまちづくりにおいて当町を好きになってくださるファンを増やし、関係人口の創出に一層、力を入れてまいります。

ワーケーション推進事業として、10月11日にゴルフワーケーションを実施し、町外から14人の方に御参加いただきました。町がNPO法人ローカル・デザイン・ネットワークに委託して実施したもので、当町でのテレワークの実践に加え、町民12人のメンバーとゴルフを通じて交流を深めました。

また、11月14日に東伊豆町で活躍する女性をパネリストに迎え、女性活躍のヒントを探る企画、女性活躍トークイベント・イン・東伊豆をイーストドックで開催しました。女性たちの思いや活動の原動力を共有し、住民、企業、行政及び都市部ワーカーの交流を促進することで、女性活躍を通じた地域の未来を共に考える機会としてまいります。

次に、税務関係ですが、所得税及び個人住民税の定額減税に伴う不足額給付金は、対象者1,507人に計4,240万円を給付し、11月末をもって終了いたしました。

毎年11月、12月は県下一斉に滞納整理強化月間となっており、広報誌等により納税啓発に努めております。町税の滞納者に対し文書による一斉催告を実施し納税を促すとともに、財産調査に基づく差押などの滞納処分を強化しており、引き続き町民の信頼に応える納税秩序の維持と町政運営における貴重な自主財源確保に努めてまいります。

11月11日から17日までの間、税を考える週間の一環として税に関する作品を募集したところ、税に関する習字55点、作文58点を応募いただきました。このうち伊豆下田納税貯蓄組合連合会により表彰された作品6点を役場ロビーに展示し、納税意識の高揚や滞納抑止に努めたところでございます。御協力をいただきました児童生徒をはじめ、学校関係者の皆様には改めて感謝を申し上げます。

次に、健康づくり関係ですが、今年度もインフルエンザが流行する時期を迎えました。今年例年より早い流行入りと伺っております。住民の皆様方には予防措置を講じて、感染が蔓延しないよう心がけていただきたいと思います。インフルエンザをはじめとする感染症の予防には日常生活での予防やワクチン接種を受けることが重要であります。町民の皆様にはせきエチケットや手洗いの励行と感染予防、重症化予防の観点から予防接種の検討をお願いいたします。

次に、健康イベント関係ですが、11月23日に医療と健康を考えるシンポジウムを白田保健

センターで開催し、私も健康格差を減らす東伊豆町の取組について発表させていただきました。今回、56名の方に御参加いただき、健康寿命を延ばし、誰もが安心して暮らせる東伊豆を目指して、地域の皆さんと力を合わせ、今後の健康づくりを考えるきっかけづくりになったと考えております。

次に、住民福祉関係ですが、令和6年度の繰越明許費にて予算措置させていただきました、令和6年度東伊豆町子ども支援給付金支給事業につきましては、ゼロ歳児から17歳までの子供に対して1人当たり2万円を養育者に支給し、10月8日に完了いたしました。実績は、459世帯の759人に対し合計1,518万円を給付いたしました。

また、町では高齢者の方々に対し感謝と長寿をお祝いするため、88歳の米寿を迎えられる方に1万円、100歳を迎えられた方に5万円の敬老祝い金を贈呈しております。本年度は、88歳を迎えられる方が115名、めでたく100歳を迎えられた方が2名となっております。今後も高齢者の皆様には健康に留意され、ますますの御健勝をお祈り申し上げます。

次に、観光関係ですが、今年3月から9月までの入湯客数は39万5,031人で、前年対比430人ほど減となりました。昨年が好調であったため宿泊が伸びているとは言えない状況ではありますが、引き続き好調のまま推移している状況と判断しております。

特に、カムチャツカ半島付近で7月30日に発生した地震では津波警報が発表され、お客様は来町することができず、翌日からのキャンセルも発生するなど観光関係者には大きな痛手となりました。宿泊者数についても、7月は前年対比で4,000人、8%ほどの減となり多大な影響を受けました。

次に、イベント関係ですが、9月28日には熱川温泉にて石曳き道灌まつりが開催され、来場者は1,300人を数えるなど盛況となりました。当日は大島町長もイベントに参加くださり、私と一緒に石曳きを体験させていただきました。引き手も250人が参加し、一斉に息を合わせて曳く一体感を感じるとともに、皆様の熱気が築城石を動かすさまは感動的でした。

10月4日には稲取温泉においてどんつく祭りが開催され、来場者は2,500人に上りました。当日は、姉妹都市である長野県岡谷市の方々をお招きし、当町の関係者と交流を深めていただきました。また、おみこしや芸者踊り、どん太鼓も見学していただき、天下の奇祭と呼ばれる同イベントを堪能されたものと存じます。どちらのイベントもインバウンドのお客様が多数訪れ、日本らしいイベントを心から楽しんでいる様子が見られました。今後も海外への宣伝を効果的に行うことにより、さらに来遊者を増すことができるのではと考えております。

10月12日には、今年で3回目となる渋谷温泉イベントが東京の渋谷ストリームにて開催さ

れました。今年から西伊豆町と河津町にも参加していただき、それぞれの温泉を持ち込んだ足湯体験では316名の方が体験され、大盛況となりました。会場には2万人の方が訪れ、トークイベントやクイズ大会、ヨガイベントなども実施いたしましたが、いずれも参加枠を大幅に超える申込みがあり、見込み以上の成果があったと言えます。大階段に飾りつけたひな段とひなのつるし飾りは多くの方が写真を撮っており、特にインバウンドの方々には大人気でした。SNS等で拡散により、世界中に広まっていくことを期待しております。

10月30日から11月3日までの間、観光協会及び旅館組合関係者と共に台湾を訪問し、商店街産業国際フォーラム及び台北温泉まつりへの参加とブースでの観光宣伝を実施してまいりました。また、台湾にてSDGsやパリ協定の精神にのっとり設立された、企業などに認定を与えている組織である財団法人台湾永續能源研究基金会、通称TAISEと持続可能な協力に関する覚書の調印をしてまいりました。日本の自治体としては初のことであり、台湾との関係性がますます強化されるものと考えております。

町では、台湾民宿協会の代表者や有名な観光地である九份の民宿協会代表の方とも交流を深めており、今回、町内の旅館組合、関係者の皆様にも同行いただいたことから、今後、つながりに期待をしているところです。

11月16日に開催された町民ゴルフ大会は91名の方が参加されました。近年は別荘地やマンションに移住されている方々の参加も多く、町民との交流の場としてもよい効果が生まれていると感じています。町外の方であってもふるさと納税をしていただいた方の参加を受け入れておりますので、東伊豆町を好きになっていただいた方々との交流が盛んになり、町の活性化につながっていけばと望んでおります。

10月30日から12月1日までの間、稲取細野高原にて秋のすすき鑑賞会が開催されました。平日のお客様があまり伸びていないようでしたが、土日を中心に多くの方に楽しんでいただいたとの報告を受けております。今年新たな取組として、チャンバラ合戦を実施したとのことで、草原というまさにチャンバラにふさわしいシチュエーションの中、参加した方々は大変満足されたようです。

細野高原の活用は細野高原みらい協議会にて検討されておりますので、協会へのアクセスを含め、訪れやすいような取組や興味を持ってもらえる仕組みなども検討していただければと存じます。

11月8日、9日には伊豆稲取キンメマラソン実行委員会のメンバーが中心となり、台湾の田中地区で開催された台湾米倉田中マラソンに出向き、東伊豆町のPRを実施いたしました。

昨年も出向いていただきましたが、来年のキンメマラソン招待券や記念品を提供し、今後も交流について話題を提供していただいたようでした。これまでも台湾からのキンメマラソン参加ツアーの申込みがあったため、今後の展開に期待しているところです。

次に、農業関係ですが、10月16日から22日まで、明治大学生8名がファームステイ実習をするため来町いたしました。2名ずつ4か所の農家にてミカン、イチゴ、野菜などの農作業に従事し、体験実習をしていきました。参加した学生は慣れない農作業に苦戦しながらも笑顔で取り組んでいたということで、農業への関心がさらに高まったようでした。明治大学からも感謝の言葉をいただいたところです。

次に、商工関係ですが、毎回好評をいただいている地域商品券は今年も6,000冊を用意して販売する予定で計画を立てております。しかしながら、国からの物価、経済対策の交付金により、より一層の支援の充実ができないか検討もしていく所存ですので、実施期間は年度末から年度初めとなる可能性もあることを御承知いただきたいと存じます。いずれにしても、物価高騰により生活の不安のある方々や町内事業者の皆様喜んでいただけるよう取り組んでまいりますので、御理解いただければ幸いです。

ふるさと納税関係では、今年度の当初予算の歳入は5億3,000万円としておりましたが、今回の補正予算で5,000万円を追加し、5億8,000万円と見込んでおります。9月末でポータルサイトのポイント付与が廃止されるとの報道に伴う駆け込み寄附もあり、4月から9月までの半年間の寄附額は過去最高となりました。

また、寄附額を確保する取組の一つとして、11月8日、9日に横浜市のパシフィコ横浜において開催されたふるさと納税大感謝祭に参加しております。全国から160の自治体が参加し、来場者数も過去最大の1万7,618人という規模で開催され、当町では寄附者を招待しての交流や返礼品販売などを行い、町のPRを図っております。

そのほか、浅草PRフェスタ、伊豆うまいもん市、昭和女子大コスモス祭、静岡夢逸品市場など東京都や横浜市、浦和市、静岡市において東伊豆町をPRしてまいりました。行政としても積極的に町の知名度を上げ、少しでも東伊豆町に貢献できればと考えております。

次に、建設整備関係ですが、法定で点検・修繕が義務づけられた橋梁補修につきましては、3橋の工事及び2橋の設計を実施しており、今後、2橋の工事入札を予定しております。計画に沿って事業を推進し、安全確保に取り組んでまいります。

11月17日には、伊豆縦貫自動車道の建設促進と半島振興対策の推進や財源確保に向けて、関係省庁や国会議員に対し要望活動を行ってまいりました。

地籍調査事業につきましては、片瀬Ⅲ地区として片瀬区町内会の一部であります0.05平方キロメートルについて、10月13日と14日に説明会を開催し、11月17日から21日にかけて土地所有者の方々との境界立会いを実施いたしました。御協力いただいた皆様にお礼申し上げますとともに、今後も事業の完了に向けて取り組んでまいります。

次に、防災関係ですが、9月27日に令和7年度東伊豆町総合防災訓練を実施いたしました。今年度は役場庁舎が被災することを想定し、大津波警報の発表とともに職員の稲取小学校への一斉避難、稲取小学校のグラウンドにある器具倉庫2階を利用した災害対策本部運営訓練、稲取小学校体育館において避難所の設営訓練を行いました。

各自主防災組織では、町災害対策本部との通信訓練を行ったほか、陸上自衛隊、駿東伊豆消防本部、東伊豆消防署、静岡県看護協会、賀茂地区支部にも御協力いただき、高校生を含む住民など1,139人が参加し、様々な訓練を実施いたしました。住民1人1人が自主的に行動できるよう積極的な訓練への参加、家庭での防災対策の推進をお願いいたします。

次に、消防関係になりますが、9月7日に片瀬・白田地区において駿東伊豆消防本部、東伊豆消防署、伊東市消防団と合同で火災現場における消防署隊及び伊東市消防団との連携強化を目的とした消火訓練を実施し、155人が参加いたしました。

また、11月9日から15日まで秋の全国火災予防運動に伴い、11月13日にひがしいず幼稚園、東伊豆認定こども園の園児を対象として火災予防の啓蒙活動を実施しました。当日は、消防ポンプ自動車の展示、女性消防団員による火災予防のおはなしの後、啓発用の風船を配布しました。

さらに、11月12日には東伊豆消防署において稲取地区消防団員がロープ結索訓練、13日には奈良本地内の防火貯水槽を使用し、熱川地区消防団員が可搬ポンプ操作訓練をそれぞれ実施いたしました。消防団員の皆様には日頃より有事に備え、訓練に励んでいただいていることに対し感謝申し上げます。

次に、交通安全関係では、9月21日から30日まで秋の交通安全運動の実施に伴い、9月20日に町内主要交差点にて街頭指導を実施いたしました。期間中は交通安全協会下田地区支部主催の下、22日にマックスバリュ稲取店、25日に稲取高校下の国道135号線にて啓発活動を実施いたしました。今後も12月15日から31日まで年末の交通安全県民運動が実施されます。

年末の慌ただしい時期となりますが、町民の皆様には交通ルールの遵守と交通マナーの実践を心がけるようお願いいたします。

次に、教育関係のうち学校教育関係ですが、各種行事及び体育、文化活動につきましては、

9月には稲取・熱川の両小学校の修学旅行が行われ、小学6年生が1泊2日の日程で東京方面を訪れました。日本の政治、経済、文化の中心である東京の施設や歴史ある場所を見学することにより、教科書で学んだことを体感し、文化や歴史に対する見方や考え方を深めてくれたものと思います。

9月26日には、今年度から新たな取組として稲取・熱川両中学校の合同音楽発表会が開催されました。両校の生徒が日頃の音楽学習の成果を発表するとともに、互いの合唱を聞き合い、交流を深める貴重な機会となりました。

10月5日にはひがしいず幼稚園が運動会を、10月18日には熱川・稲取両中学校がそれぞれ体育祭、運動会を実施いたしました。ひがしいず幼稚園運動会では、園庭を緑一面、芝生が覆う中、うまく登れない棒登りに諦めず挑戦する園児の懸命な姿を会場の全員で応援するなど、園児や保護者の皆様と共に笑顔あふれる、楽しい一時を過ごすことができました。

次に、社会教育関係では、11月8日、9日、第48回町民文化祭が開催されました。稲取小学校の体育館を会場に展示の部34団体、舞台の部11団体が参加。2日間で延べ1,284人の町民の皆様が来場し、作品の鑑賞や舞台を楽しんでいただくことができました。準備段階から御尽力いただきました関係者の皆様に心から感謝を申し上げます。

11月15日、第41回青少年主張発表大会を開催し、小学生2名、中学生2名及び高校生3名の計7名の児童生徒から学校、友人、地域社会などで問題や話題となっていること、将来の夢などをテーマに、日頃考えていることを自由に取り上げ、建設的な意見や課題解決のための提言など主張発表していただきました。役場職員にも発表内容の情報共有を図り、発表者の思いを受け取って町政に生かしていければと思う次第でございます。

今週末12月6日、第26回静岡県市町対抗駅伝競走大会が静岡市で開催されます。駅伝参加に当たっては8月から練習を開始し、11月20日に結団式を行いました。当日はチームが一丸となって臨み、東伊豆町の代表として精いっぱいいたすきをつないでくれるものと思います。

年明けの1月1日、元旦マラソン&ウォーキングを計画しております。このイベントは走り初めとして健康と笑顔で新しい年をスタートする恒例行事となっておりますので、町民の皆様参加を心からお待ちしております。

毎年1月に開催しております東伊豆町二十祭は、本年度、令和8年1月11日に開催いたします。多くの若者が進学や就職による経験を積み、視野を広め、周囲への感謝や将来設計を深めたこの時期に開催することとしており、二十歳の門出を祝う意義深い行事であると捉えております。

次に、水道事業関係ですが、水道料金第4期分までの現年度調定額は前年対比約460万円、1.6%の増となりました。増になった要因としましては、折からの猛暑により使用水量が増えたことが考えられます。

一方で、費用の中でも構成比率の高い動力費、電気料金につきましても、売上げに比例して増加していることや、昨今の物価高により厳しい経営状態が続いております。今後も動向を注視しながら事業を運営し、継続的に安全・安心な水の供給を行っていただけるよう取り組んでまいりたいと考えております。

最後になりましたが、師走の慌ただしい時期を迎えております。日一日と寒さも厳しくなりますので、町民並びに議員各位におかれましては健康に十分留意されまして、ますます御活躍くださいますようお願いいたしまして、行政諸般の報告とさせていただきます。

○議長（栗原京子君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時06分

再開 午前10時07分

○議長（栗原京子君） 休憩を閉じ再開します。

---

#### ◎日程第5 一般質問

○議長（栗原京子君） 日程第5 一般質問を行います。

持ち時間は、質問・答弁を含め60分以内で、本定例会は一問一答方式により行います。

また、町長の反問権については、議長の許可の下、行使することが可能です。

なお、反問権行使に要する時間は、持ち時間60分に含めませんので、御承知ください。

---

#### ◇ 楠山節雄君

○議長（栗原京子君） 3番、楠山議員より、一般質問で掲示板の使用、資料配付の申出があ

りましたので、これを許可します。

3番、楠山議員の第1問、子育て支援についてを許します。

3番、楠山議員。

(3番 楠山節雄君登壇)

○3番(楠山節雄君) 皆さん、おはようございます。

今回も3問ですので、順次お答えをお願いしたいと思います。

1問目、子育て支援について。

子供たちが安心して伸び伸びと遊べる遊具のある公園は単なる遊び場ではなく、子供の健全な心身の成長を促すことや保護者同士の交流等が生まれる大切な場所である。しかしながら、町内には遊具の老朽化により使用制限がされたり、また安全面の懸念から撤去されたままの公園もある。

少子化が進む中で、若い世代が安心して子供を産み育てたいと思える環境を整備することは、地域の将来を左右する重要な課題である。当町はこれまでもベビーファースト宣言を県下でいち早く宣言するなど様々な取組を行ってきているが、子育て世代からはまだ十分ではないとの声が聞かれる。

そこで、以下についてお伺いいたします。

1点目、町の管理する公園数は。

2点目、公園の現状をどのように認識をしていますか。

3点目、子育て支援は重要で不可欠な施策と考えますが、町長のお考えをお聞かせください。

4点目、財政的な制約がある中で、今後公園整備をどのように進めていくのか。

以上、4点お願いいたします。

○議長(栗原京子君) 第1問の答弁を求めます。

町長。

(町長 岩井茂樹君登壇)

○町長(岩井茂樹君) 楠山議員からの御質問いただきました。

子育て支援についてということで、子供たちが遊ぶ公園に着目をしていただいていたの御質問だと承っております。まず、順次お答えをさせていただければと思いますけれども、町の管理する公園の数ということでございます。

町が管理する公園といたしまして、児童に安全かつ健全な遊び場所を提供するための児童

遊園というのがございまして、児童遊園が5か所ございます。また、区画整理事業地内に設置された都市公園というのがございまして、ちょっと規模が大きくなるんでしょうかね。それが2か所ございます。そのほか公園的な機能を有するものということで、当町には幾つかそういうものがございまして、例えば親水公園、農村公園、または防災公園や観光公園、またクロスカントリーコース、ふれあいの森など、この辺も公園的な機能を果たす場所だというふうに考えております。

続きまして、公園の現状について御質問いただきました。

町で管理している、今、お話をいたしました児童遊園及び都市公園につきましては、正直、遊具の老朽化が進んでおりまして、点検の際に危険と判定された遊具については撤去をしているということもございまして、現状、残念ながら遊具の数は減少傾向にあるというふうに考えております。それをほっておくつもりもないんですけれども、しっかり、順次対応していきたいとは思っております。

また、子育て支援は重要であるということで、施策としてどう考えるかというお話もいただきました。本町における子育て支援は、将来世代の育成と地域の活力維持に直結する不可欠な政策だというふうに考えております。町政における最重要な課題の一つであるとも認識をしております。

内閣府の行った意識調査によりますと、若い世代の約67%が将来に対する不安を理由に子供を増やしづらいと回答しているということでもあります。こうした状況は本町でも例外ではなく、地域全体で子育てを支える環境づくりが必要であるとも考えております。

本町では、これまでも妊娠、出産、子育てに対する支援策を進めてまいりました。今後は子育て世帯の声を反映した制度設計とか、妊娠期から伴奏型支援の強化、また子供の居場所づくりというような視点を考えながら取組を推進できればというふうに考えております。子供たちが健やかに育ち、保護者の皆様が安心して暮らせる町を目指して、今後も積極的に取り組んでいければというふうにも考えております。

そして、4番目の質問でございますけれども、公園の整備をするに当たっては、やはり財源が必要ということでありまして、その財源がなかなか厳しいという、昨今どの自治体もそういう声が聞こえてくる中で、東伊豆町においてはどういうふうにそれを乗り越えていくのかという御質問だというふうに思います。

まず、小規模な児童遊園では機能が限定されていることもありまして、満足度という視点でいうとそんなに高くない、満足度がそれほど高くない状況にあるというふうに認識してお

ります。規模が小さいから、なかなか何ですかね。整備にしてもちょっとし切れないところがある、中途半端な形になるということかもしれません。

一方、中規模以上の公園では質の向上に重点投資することで、例えばトイレなどの整備や遊具の充実など子供から高齢者まで幅広い世代が安全に利用できて、安全度の高い公園整備が可能だというふうにも考えております。加えて、維持管理を集約することで将来の財政負担を抑えながら、質の高い空間を提供ができるというふうにも考えております。ある意味、集約化的なことをやりながら、その中身をよくしていくという考え方もかもしれません。

また、今後の人口減少を踏まえて、今、お話しした集約やシェアリングということも必要と考えております。既存の公園を活用し遊具の設置を検討する方法や、例えば学校施設を活用するというのも一つの案かと思えます。シェアリングという意味ですね、教育環境とふだんの遊び場をどう一緒にするかということだと思えるんですけども。

駐車スペースも必要と考えますので、これらを含め、町民の皆様の使いやすさと将来世代への責任の両方を踏まえて、統合・集約型での公園整備について検討していければというふうに考えております。

以上です。

○議長（栗原京子君） 3番、楠山議員。

（3番 楠山節雄君登壇）

○3番（楠山節雄君） ありがとうございます。

町長、私もこの質問をするのに当たって、全部じゃないんですけども、幾つかの公園を見させていただきました。ほんと、ああいうところに親御さんも含めて、子供たちが駆け寄って遊びに行くかなというのが本当に実感をしています。町長も言われたように、満足度は小さいねというんだけれども、満足度が小さいどころか、私はもうないに等しいのかなって思えるぐらいの内容じゃないかなというふうに現状は思っています。

今回、2つ写真を用意させていただきましたが、1つは熱海の伊豆多賀にあります遊具で、1つはこの前視察に行った境町の屋内の遊具なんですよ。大人の私が見ても何か楽しくなるような、そういうふうな光景だと思うんですよ。ぜひそういうことも含めて、町長、集約化みたいなお話もされましたが、子育て支援も最重要施策だよというその認識はもともと持っていて、総合計画的なものに、その中にもやっぱり織り込んでいますので、再度その辺の遊具の設置についてのお考え方をお聞かせください。

○議長（栗原京子君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） 御質問ありがとうございます。

御提示いただいた写真、確かに見るだけで遊びたくなるようなすてきな写真だというふうに思っております。この規模のものを当町の全ての公園に設置するというのはなかなか難しいというお話を先ほどさせていただいたと思います。あと人口規模の話もあるんですが、人口規模はあまり考えずにでも子供たちが本当に遊べる、心から笑顔で遊べる空間というのを、全てではないにせよ、ある程度集約をする中で実現できればというふうに思っています。

この公園の問題については、私が町長に着任してすぐからもお話いただいていた、すぐ考えたのが、やはり子供のこともあるんですけども、子育てをしているお母様方がやっぱり子育てしていると自分の気の休まる時間がない。それは私も、今、子供が小さくて、それは妻を見ていて本当に思うんですけども、そういうところと一緒に解決できないかなという思いで今やっているのがよりみち135の事業でございます。

よりみち135は加えて、よく皆さんに言われたのが雨で遊ぶところがないよってずっと言われておまして、それがすごく大きく印象に残っている中で、よりみち135という、もともと町立の幼稚園のあった施設をリノベーションして、子供だけではなくてお母様方とか高齢者の皆様、年齢、性別に関係なく楽しめる空間をつくりたいということで、今、整備を進めているところでございます。

詳細についてはまだあまりお話できないんですけども、よりみち135の中には、このようなものはなかなかちょっと設置は今すぐにはあれなんですけれども、施設の中に子供たちが十分遊べるような工夫というのを今考えているところでありまして、一步一步、子供たちも親御さんも、町民皆様がある程度満足度が上がるようなものをこれから考えていければというふうに思っております。

○議長（栗原京子君） 3番、楠山議員。

（3番 楠山節雄君登壇）

○3番（楠山節雄君） 私の言おうとしたことを先に言われてしまいました。

町内に児童的な公園が5か所、それから都市公園が2か所ということで、それぞれのところにすばらしい遊具があるということが、それは理想には理想ですよ。だけど、現状はやっぱり財政的なことだとか維持管理も含めてのことを考えると、町長の言われるように集約化が必要になってくるんじゃないかなと思ったんですね。

それで、じゃ、集約化ってどうしたらいいのかなというと、今、親御さんたちもやっぱり車持っていますので、車したらやっぱりその公園まで、公園までというか施設まで行ける

ような、そういう時代になってきていますので、私は稲取と熱川と1か所ずつぐらい、こうしたちょっとすばらしい、お子さんも親御さんも足を運びたいというような整備ができればいいなと思って提案をしようかなと思ったんですけども、さっき町長が言われるように、雨のときということがあるじゃないですか。

それで、私は熱川地区はやっぱり広さも含めて考えてみると、それと地理的に熱川地区の中間的なところに位置する湊ノ川の都市公園、あそこがやっぱり集約を図るところの場所としてはいいのかなというふうに思いましたし、さっきから町長、135のことを言われていましたけれども、よりみち135ですね。その中に朝日町が設置をしてある、ああいう室内で遊べる遊具というのをぜひ設置したらいかがですかという提案をさせていただきたいなと思ったんですよ。

町長言われているように、多世代の人たちがそこで交流をする。その中にやっぱり子供たちが雨でも安心して遊べるということを考えたら、こういう施設をよりみち135の中に造っていただければ、親御さんも子供たちも含めて安心してここで遊ばせるということができるんじゃないかなというふうに思いましたので、町長もそれに近い認識だと思いますので、そのところ最後、お伺いをしたいと思います。

○議長（栗原京子君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます。

先ほどちょっと申し忘れていたんですけども、よりみち135だけやればいいのかとは全く思っていないで、やっぱり当町においては稲取地区と城東地区ということで、これからは一緒にいろんなことを考えていくという話だと思うんですけども、エリア的に言うと広い中でそれぞれ1個ずつともうちょっとあるのか分からないんですけども、というのはとても重要な視点であります。

今、お話いただきました湊ノ川公園、片瀬でしたっけ。あそこはもともと昔はたしか遊具があって、親御さんがすごく遊んでいたというお話も聞いていて、あの辺りにそういうのがあればいいのかなと認識は実は持っております。あのエリア自体がこれから健康増進とかスポーツをやるような空間、すばらしい空間になればいいなと思っているところもありますので、そこも併せて、このような御提示いただいたような整備ができるかというところも検討していきたいと思えます。

ただ、ずっと実は遊具のことは頭にあって、いろんなところに行くたびに、子供たちが遊んでいる場所に見に行ったり実はしています。ちょっと最近気になることが1点だけありま

して、夏場なんですけれども、あまりにも暑くて、某ショッピングモールのところの遊具、外にあるんですけれども、あそこは大体クローズになっています。暑いのでやけどするというので、その辺のこともちゃんと念頭に置きながら、しっかりと町の税金を使って造るものであれば、子供たちがなるべく1年遊べるような、何か工夫とかアイデアみたいなものをしっかり検討しながら考えていければいいなというふうに思っております。

すみません、あと1個だけ。熱川地区においては、さっき学校の共有みたいな話も実はそこも念頭にあります。なので、学校のそういう施設とうまく何か共有ができると少し面白いものができるのかもしれない、こんなこともイメージしながら考えていきたいと思えます。

○議長（栗原京子君） 3番、楠山議員。

（3番 楠山節雄君登壇）

○3番（楠山節雄君） 学校の共有化でそこというお話は、それはそれですからいいなとは思いますが。ただ、私が思ったのは、学校の共有化は全然頭の中になかったものですから、公園を見た中では片瀬がいいじゃないかなって思ったものですから、私、提案させていただきましたけれども、町長の考え方はやっぱり学校の片隅にでもそういう形のものができれば、またそれはそれでいいということですので、ぜひそれらも含めて検討していただきたいと思えます。

私は、こういう施策を推進していくことによって、やっぱり若者の移住定住、そういうところにつながっていくんじゃないかなというふうに思ったものですから、そういうことも認識をしながら、ぜひこれは積極的に町長、進めていただきたいと思えますけれども、最後にその決意をお聞かせください。

○議長（栗原京子君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます。

まさに、これから出生率というのを上げていかなければいけないという中で、当然その後の子育て環境の整備というのは、まさにおっしゃるとおり移住定住に直結する話だと思っておりますので、このあたりしっかり考えながら取り組んでいきたいと思っております。

○議長（栗原京子君） 次に、第2問、町長の政治姿勢についてを許します。

3番、楠山議員。

（3番 楠山節雄君登壇）

○3番（楠山節雄君） 第2問、町長の政治姿勢について。

先月11月に私が所属する文教厚生常任委員会では、子育て支援を中心とする先進地として、

茨城県境町と守谷市において視察研修を行いました。関係者から取組状況の説明を受け、意見交換を行った中、両市町の施策に感銘を受けました。

そこで、以下について伺いをいたします。

1点目、境町では話題を集める先進地等があると町長と議会が参加しての視察研修を基本としているとのことでした。こうした取組についての町長の考え方は。

2点目、堺町での子育て支援策は全国でもトップクラスと認識をしましたが、こうした取組を行う上で多くの財源が必要で、その多くはふるさと納税を活用した内容であった。当町も岩井町長就任時から比べるとふるさと納税額、大幅増となっていますが、頭打ちの感も見受けられます。

そこで、境町に職員を派遣し研修をするお考えはありますか。よろしく申し上げます。

○議長（栗原京子君） 第2問の答弁を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） 第2問の御答弁を申し上げます。

境町の取組ということで、私も実は認識していて、すばらしいなと実は思っておりました。その視点で御質問をいただいたということで、最初でございますけれども、境町の先進地視察に町と議会が一緒に行ったらどうかという話であります。これ、全てがというわけではないとは思いますが、場合によっては焼却ごみの河津町と一緒にやっているところで、あそこの組合とは一緒に行ったりしている中で、一緒の共有ができるという意味ではいいかなというふうに思っております。

相互理解を深めるという意味では効果的かなと思っている一方で、本町においては議会の視察は議会の自主性に基づいて実施されているということも認識をされております。行政が同行するか否かについては、視察の目的とか内容、あとは行政が本当に行ったほうがいいということであれば、私は行ってもいいのかなと思いますが、その辺を考えながら柔軟に対応すればいいのかなというふうに思っております。

行政と議会はそれぞれの責務と役割がございますので、そのあたりしっかり踏まえながら建設的な関係を維持し、町政の発展に寄与することが重要だと思っておりますので、そのような視点で繰り返しになりますけれども、柔軟な対応でいいのかなというふうに思っております。

そして、2問目ですけれども、ふるさと納税のことに関して、境町に対して、いい事例

をやっているところなので当町も見習ったらどうかという御質問だと思います。まずは御提案ありがとうございます。茨城県の境町はおっしゃるとおり、ふるさと納税の取組が成功しておりまして、本当に多額の寄附を集めております。

境町と東伊豆町では産業形態が違うため、消費の売れ筋などまねできるもの、全部が全部まねできるということではないと思います。境町は多分、一次産業というかそういうところの産品が多かったり、芋を干し芋にしたりとかという新しい取組とかというのもやっているかと思います。当町はどちらかという観光産業メインの構成になっているというところもあります。

東伊豆町においても寄附額は順調に伸びてきておりまして、御指摘ありましたけれども、頭打ちという形ではないのかなというふうに。スタート時がたしか2億ちょっとあったものが、喫緊で一番ピークが6億を超えていて、昨年が5億台ということで、今年はまたそれに近づいてくるという、6億に近づいてくるということなので、社会環境によってふるさと納税については変動が多少あるということで、頭打ちというよりも現状維持、もしくは少し上がっているようなイメージは持たせていただいているところであります。

ふるさと納税の性質として、国の政策や方針の変更などにより寄附額に増減が本当にあります。災害復興の応援や米不足などの社会的要因によりまして寄附が偏ることなどもありまして、これらは当町へ影響することもあります。分かりやすい例が今年の9月にポイント制度に規制がかかりましたが、それによって9月の寄附額が前年比37.7倍の寄附がございました。国の施策によって1年を通すとかなり変動があるというところなんです。ただ、9月は前年に比べて37.7倍ということでもあります。

職員のスキル向上のため境町に職員を派遣してはどうかということにつきましては、境町はふるさと納税の寄附額アップや地域の活性化を目的とした研修を、しかもこれ有料で、すごいすばらしいなとかしっかりしているなと思ったんですけども、有料で受け入れているということがございます。視察受入れだけでなく、10日間、延べ3か月間のコースもありまして、寄附額の増加につなげるために研修に参加することは個人的には意味があるのかなとは思っております。

東伊豆町では令和4年度から5年度に、ふるさと納税の活性化のため課の垣根を越えて、若手を中心としたプロジェクトチーム、これ手挙げ方式で、やりたい人どうですかということで募集して、基本的には若手の職員を中心としたチームなんですけれども、先進地視察も実施をしております。

さらに、令和5年度には総務課と観光産業課にて、実は境町にも視察を実施しておりまして、方針や取組を勉強してまいりました。これらの実は成果として、地域で使える感謝券の発行と利用施設の拡大やポータルサイトで東伊豆町が目立つようにする仕組みなど実施し、寄附額を実は伸ばしてきた。少しもう既に参考にさせていただいているという実例がございます。

ふるさと納税は地域の産業も活性化する効果もあり、参入することで個々の収入も上げていくことが可能でございます。東伊豆町も6億近い寄附が見込めるようにまでなっているため、町民の方々には返礼品の開発や登録にぜひとも御協力いただきたいというふうに考えております。

境町の研修派遣についてですが、現在、役場で働く人員は決して足りているという状況ではありません。長期研修というのはなかなか、やればいいんですけども、今のところちょっと厳しい面もあるのかなというふうに思っております。政策として必要性が高いことは認識しておりますが、職員配置を安定させることとか事務の効率化を少しやりながら、状況を見て考えていければというふうに思っております。

以上を踏まえまして、現在の東伊豆町役場における財政状況とか、人材の配置状況及び視察に行くことによる効果などしっかりと総合的に判断をして、今後の対応を考えていければというふうに思っております。

以上です。

○議長（栗原京子君） 3番、楠山議員。

（3番 楠山節雄君登壇）

○3番（楠山節雄君） 町長、私が言った頭打ちというのは、町長来てから、先ほど言ったようにと手挙げ方式でプロジェクトつくって、それで取組始めましたよね。どんどんと倍増方式みたいな形ですから、一挙にやっぱりふるさと納税額とか寄附額が伸びたんですよね、6億ぐらいまでいった、金額多くなって。私はこの数字を捉えて、5億だとか6億、これが7億になってもそれほど飛躍的には伸びてないという意味合いですから、頭打ちの感があるんじゃないですかということなんですよ。

それで、私が今回この境町の視察研修とかこのコースに参加をしたらどうですかというのは、そこからやっぱり飛躍的に伸びる可能性というのを、自分がお話を聞いていた中で感じたものですから、これはたしか裏面を見ると、1人当たりの金額が110万ですよ。ビジネスプランナーコース、110万。私もこの金額を見てっから本当に驚いたんですよね。110万

も払って、視察研修ってこんなにかかるのというふうに最初は思いました。

でも、いろんなことを考えていく中ですから、そこの担当者からの説明の中で、東伊豆町は何か水源みたいなものというのはないんですかというから、いや、ありますよって言ったら、そういうものだってすごいあれじゃないですか、宝みたいなものじゃないですか。何か東伊豆町には宝みたいなものがごろごろ転がってそうですねという発言を受けたんですよ。私たちが気づかない視点というのを、そういう人たちがやっぱり持っているのかなというふうに思いました。

それで、これは町長言われるように、役場もマンパワーが本当に不足をして、職員が大変な思いをしていて、なかなかやっぱり長期的に研修を行うということは、やっぱり厳しい状況かも分からないですけれども、日程を見ますと大体2泊3日ぐらいの行程で、それもずっと続けてじゃなくて、ぽつんぽつんって各月で2泊3日ぐらいの研修内容ということになっていますので、その辺は何とか調整をしながら、こういうことに参加ができるじゃないかなというふうに私は思ったんですけれども、町長、再度そこのお考え方、お願いできますか。

○議長（栗原京子君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます。

実際に一度ぐらいは行ってもいいのかなとちょっと思ったりもするところではありますので、まずは職員の環境がある程度許される状況と先方の受入れの制度設計、検証して、本当に行けそうなら一度行って見て、何か得られるものがあればいいのかなとも思います。ただ、前提条件としては議会の皆さんが認めていただかないとなかなかできないということもあるんですが、ただ先ほど御答弁申し上げましたとおり、既に境町には職員が行っていて、いろんなヒアリングとか向こうの方からお話を聞いていて、その中で当町にも生かしている部分が既にあるというので、その辺も考えて、ある程度もう既に分かっていることであれば、改めて研修に行かなくてもいいのかもしれないので、その辺の内容も含めて、一度ちょっと見させていただければというふうに思っております。

○議長（栗原京子君） 3番、楠山議員。

（3番 楠山節雄君登壇）

○3番（楠山節雄君） 境町のふるさと納税の金額ですけれども、平成27年に6万5,000円、ちょっと信じられないような低い金額ですけれども、それが令和5年は99億円。町長言われるように、やっぱり置かれている背景、全然産業形態も違いますので、それをうちの町にも何か取組をするとそういうふうな金額になるかということ、それは違うと思うんですけれども、

でも、やっぱりこれだけの伸びというのは何かやっぱりヒントをそこの中で得て、境町がそういう取組をしたからこういう飛躍的な伸びにつながったんじゃないかなというふうに思うんですよ。

それを得るための研修が、私はこの2泊3日の5回という、その研修の中でそうしたものが見いだせるんじゃないかなということを考えれば、110万というその多額の金額というのは本当に大きい金額ですけれども、それ以上のものを得るといふようなことがやっぱり現実としてあるんじゃないかなということと、あとここでは、ふるさと納税だけに特化した講座じゃなくて、やっぱり人材育成みたいなそういう視点の内容もやっぱりこの中に組み込まれていますので、将来的にやっぱり東伊豆町のまちづくりの先頭に立つだとか、そういう知識を得る人材育成にもつながっていくんじゃないかなというふうに思うんですけれども、町長、その辺のお考え方はどうでしょうか。

○議長（栗原京子君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） まず、人材育成のところについては、日頃から職員の皆さんにもお話をしているんですけれども、より広い世界をぜひ知っていただきたくて、経験も積んでいただきたいというお話は日頃からさせていただいております。なので、例えば現状で言うと、県及び国のほうに職員を派遣を、派遣というか出向していただいている、いろいろな経験を積んでいただいているというのは、まさに人材育成という観点で違う環境で学んでいくことはとても重要だと。

ただ、先ほどの話にも絡むんですけれども、当町の人員、当町というか全体的に職員の数が全国的に減ってきている中で、それをどう入れていくかというような工夫が必要かなというふうに思っております。

あと、具体的に境町に職員を派遣することについては、まず今、当町はふるさと納税を上げたいということで観光産業課の下にふるさと納税専門の人間を配置を今しております。その担当者が今かなりいろんな取組をしていただいているところもあるので、まずはその担当者とも相談しながら、本当にその担当者が行きたいという希望があったり、それをやりくりできるという算段がつくことができれば、その研修に行ってもらいたいということがあり得るかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（栗原京子君） 3番、楠山議員。

（3番 楠山節雄君登壇）

○3番（楠山節雄君） ありがとうございます。ぜひ検討していただければと思います。

最後に、ちょっと視点が違っているから、町長、申し訳ありません。通告の中に入ってないから、町長の政治姿勢ということの全体的なことなんですけれども、境町も守谷もすごいグローバル教育ということで英語に力を入れているんですよね、英語教育に。それで、境町では小学校6年生の英検の5級の保有率が75.5%、中学では英検3級が……

○議長（栗原京子君） 楠山議員、通告外の質問になってしまいますので、お願いします。

○3番（楠山節雄君） そうです、分かりました。じゃ、取下げをします。

○議長（栗原京子君） 次に、第3問、奈良本地区の風車問題についてを許します。

3番、楠山議員。

（3番 楠山節雄君登壇）

○3番（楠山節雄君） 第3問、奈良本地区の風車問題について。

奈良本地区にある風力発電施設では10基あるうちの1基は解体され、残り9基となっている。ここ数か月稼働している風車は1基で、それも毎日動いていません。そのまま放置されたら大変との懸念する声もあります。

そこで、以下についてお伺いをいたします。

1点目、町は現状をどのように認識をしていますか。

2点目、三井大林熱川自治会・事業者・町の3者での合意的な文書は存在をしますか。

3点目、自治会から土地賃貸借契約に関する要望書が届いていると思われませんが、町はどのように対応をしますか。よろしく願いいたします。

○議長（栗原京子君） 第3問の答弁を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） 楠山議員から第3問目として、奈良本地区の風車問題についてということで御質問いただきました。

環境問題を考える上で、とても当町においては風車の話というのは以前からいろいろ話題になっていたこともあるので、とても重要な視点だというふうに受け止めております。

まず、現状どのように認識しているかということでございますけれども、奈良本地区風力発電事業は二酸化炭素排出量を削減し、地球温暖化対策の一助となることを目的に、平成16年度から事業実施に向けた調査等が行われまして、平成18年11月15日に土地利用事業計画審査願が町に提出されて、審査の結果、平成19年3月20日に承認をされ、7月31日には事業計

画に関する町との協定が締結をされたという経緯がございます。

事業が進む中で、平成19年5月10日、三井大林伊豆熱川別荘地住民の皆様から、静岡県地方裁判所下田支部だと記憶しておりますけれども、建設禁止を求める仮処分というのが申し立てられましたが、平成20年2月13日に建設禁止を求める仮処分請求が却下をされております。

その後、平成21年7月21日に総務省公害等調査委員会に低周波健康被害原因裁定申請が提出をされまして、調査が行われておりましたけれども、この件に関しては、平成23年2月8日にこの申請自体が取り下げられたということで、この案件は終結をしたというふうに記録をされております。

工事が進み、仮稼働、本稼働する中、住民の皆様から健康被害が訴えられまして、平成20年1月10日、第1回の3者会議が開催され、その後、平成27年10月7日まで合計34回、3者会議が開催されました。また、保健福祉センターにおいて健康診断、健康相談を実施し対応を図ったという経緯もございます。

民間の風力発電施設でありまして、運転状況など町には報告をされていないというのが現状です。町としては把握をし切れていないということでもあります。ただ、町としても最低限の状況把握というのは必要だと私は個人的には思います。これまでは奈良本地区風力発電事業とは特に情報の共有等の機会を設けていないようでございますが、今後はせめて通年に1回程度、情報を共有する場というのは、行政と事業者がある程度、どういうふうになっているかということと共有する場というのは必要なのかなというふうに考えております。

そして、2問目でありますけれども、三井大林熱川自治会・事業者・町の3者で合意的な文書は存在するのかということでございますけれども、平成20年1月10日から平成27年10月7日の間、計34回というお話を、会議があったというお話をしました。騒音低減運転などは事業者側が3者会議で話し合われた中で実施しているものであり、だからといって合意書などの文書は取り交わされていないという認識であります。

それと、3番目でありますけれども、自治会から土地賃貸借契約に関する要望書というのが届いていると思うけれども、その対応はどうなっているのかというお話でございます。

自治会から土地賃貸借契約に関する要望書についてなんですけれども、まず当該風力発電施設に係る土地につきましては、平成20年に事業者と町の間で20年間の土地賃貸借契約を締結しており、一部の区間については10年契約とし、3年ごとの見直し規定を設けるなど複数の契約形態が存在する状況であります。これらの契約はいずれも令和9年3月31日までの契

約期間を定めたものとなります。契約には事業を終了する場合は設備の撤去等を含む原状回復義務が明記されており、町としては事業者が契約内容を誠実に履行するものと認識しているところであります。

自治会から寄せられた要望書につきましては、地域の皆様が長年、風力発電施設と向き合ってきた経緯、不安や懸念をお持ちであることを踏まえ、その声として真摯に受け止めることとあります。将来的な見通しが不透明であることの御心配が今、寄せられているということだと思えます。

今後につきましては、まず事業者に対し、今年度中に設備の維持管理状況や事業の継続方針について今、何か考えているかいまいち分からないところもありますので、まずその方針等について確認を行わせていただいて、まずは合意形成、どういうふうにしていくのかということを図っていきたいと思っております。

その上で、町及び地域住民に対する丁寧な説明を求めるとともに、町としても適宜状況を把握させていただいて、地域の皆様の不安の解消に努めてまいりたいというふうに考えております。また、契約更新の時期や事業者から申出があった場合には、自治会や地域の皆様の御意見も参考にしながら、町としても対応を整理していきたいというふうに考えております。

いずれにしましても、現行契約に基づき適正な手続を踏みつつ、地域の皆様の声を踏まえた丁寧な対応に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（栗原京子君） 3番、楠山議員。

（3番 楠山節雄君登壇）

○3番（楠山節雄君） 町長、私、奈良本の住人ですので、いつもあの風車を見て、全然動いてないな、あれ。これこのまま放置されたら大変だなというのは自分自身もすごく感じました。河津の風車はぶんぶん毎日回っているのに、なぜあの風車が回ってないのか、やっぱり不思議に思いました。11月9日に現地に事務所がありますので、そちらのほうに私、伺いました。

アカイさんという管理者の一人だと思うんですけども、その方とお話をさせていただいた中で、なぜ止まっていますかというお話の中で、その前に風力発電、一応20年が対応年数だということでした。現在は18年目、先ほど町長が言ったように9年で終わりというのがそこに当たるのかなと思っているんですね。

継続を目指すために今、部品の調達をしていると。これは外国製ですので、なかなか思う

ようにはいってないみたいなんだけれども、私たちはやっぱり管理をする立場にあって、そういう部品を発注する部署はまた別の部署だということの中で、その部品がいつ入ってくるか分からないということでした。

でも、やっぱり考えてみると、部品を発注して、今それを購入するという、そういう意識があるということは、意識というか答弁があったということは、これはまだ20年耐用年数があと本当に2年ぐらいですから、過ぎるのに、2年間継続するために高い機材を購入するというのは到底考えられないことだと思うんですよ。さらに、その先も継続をして運転をしていきたいという事業者意向だと思っています。

ネットでちょっと調べてみたんですけども、耐用年数というのは税務会計上の目安で使用限界ではないと。安全性がしっかりと担保されていれば耐用年数を過ぎてもそれを動かすことができる、稼働することができるというふうな解釈になってきているんですね。この辺はぜひ町も、町が行くと私たちとの対応とちょっとやっぱり違って、しっかりと対応してくれる部分がもしかしたらあるのかも分かりませんので、1回この辺はやっぱり事業者意向も確認をしていただきたいなと思います。

やっぱりこのまま放置をされたら大変だという私がいがありますよというお話をさせていただいたときに、いや、それはありませんよという。ただ、これは本社のほうですから、お伺いをして確認した事項じゃありませんので不確かな部分かも知れませんが、先ほど町長が言ったように、土地賃貸契約の中では原状復帰を最終的にはして戻すということになっていますので、今後やっぱり自治会ともちょっとこの話合いを持つことが必要じゃないかなというふうに思いますけれども、総合的に判断をしていかなきゃならないだろうと思いますけれども、その辺どのように進めていくのか、お聞かせください。

○議長（栗原京子君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます。

先ほどの御答弁でもお答えをしていると思いますけれども、本年度中に今お話いただいたような内容、設備の維持管理とか、管理状況とか、事業の継続方針についてちょっと確認をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（栗原京子君） 3番、楠山議員。

（3番 楠山節雄君登壇）

○3番（楠山節雄君） そうですね。そういう確認も必要だと思うんですけども、前回、今現在、8号基、9号基、10号基は夜8時以降、朝6時まで停止、5号と7号は出力を抑える

というふうな、これ3者協議で到達をした部分の中で、こうしたことというのはやっぱり守られているということで自治会のほうからもその確認は取れています。

ですけれども、やっぱりここに到達をするまで34回も、町長からのお話もあるように、協議を重ねているんですね。ということは、やっぱり地域住民に寄り添ったそういう考え方の中で34回という本当に多くの回数を協議しているということですので、事業者保護という視点もあるのかも分かりませんが、ぜひ地域住民、自治会の意見を尊重して進めていただきたいと思います。

最後にそこをお答えいただきたいと思います。

○議長（栗原京子君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます。

まずは、地域住民の方の声を聞くというのは大事だと思っています。一方で、これまでの経緯もございます。裁判というお話もありましたし、申出の撤回というか取下げという話もあって、その上で事業が進んでいるということもある中で、どのような判断が必要かというのが的確に判断していかなきゃいけないのかなど。

ただ一つ言えるのは、このところ事業者からの報告も特になくて、こちらからもそれを聞く、確認をすることをしていなかったということなので、まずは現状の確認ということをやることが優先的なのかなというふうに思っております。

○議長（栗原京子君） 以上で、楠山議員の一般質問を終結します。

この際、11時15分まで休憩とします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時15分

○議長（栗原京子君） 休憩を閉じ再開します。

---

◇ 笠 井 政 明 君

○議長（栗原京子君） 5番、笠井議員の第1問、町長の政治姿勢についてを許します。

5 番、笠井議員。

(5 番 笠井政明君登壇)

○5 番 (笠井政明君) 今回に関しては、私は1問ということで、町長の任期がちょっと迫っているところもありますので、見直しというか今までの取組についてちょっとお伺いをしていきたいと思えます。

町長の政治姿勢についてということで、町長の任期も残すところ僅かとなっていますが、これまで進めてきた事業について御意見等をお伺いしていきたいと思っております。

1 点目、町長の任期は残り僅かとなっていますが、次期町長選挙に出馬するお考えはありますか。

2 点目、小中学校の統合については現状、指針が示されて、具体的なスケジュールが決まっています。任期中に決める予定はございますか。また、先日、静岡県教育委員会から稲取高校の下田高校のキャンパス化、要は分校が示されましたが、小中高の一貫的教育についてはどのようになったのか、御答弁いただければと思えます。

3 点目、全国的に人口減少が問題となっている中、町長就任後、ベビーファースト宣言等、あと保育園留学などの取組を行い、子育てしやすいまちづくりに取り組んできたと思っております。総合指針では、令和9年に合計特殊出生率2.07%を目指すと言われてはいますが、目標達成の進捗はどのように考えておられますか。

4 点目、ふるさと納税と企業版ふるさと納税は町長の就任以降、順調に伸ばしてきていますが、その要因と今後の展開をどのように分析しているか、4 点、御答弁をお願いいたします。

○議長 (栗原京子君) 第1問の答弁を求めます。

(町長 岩井茂樹君登壇)

○町長 (岩井茂樹君) 笠井議員の御質問にお答えをします。

1 問ということで、一球入魂ということでしっかり答弁させていただきます。

まず、町長の政治姿勢ということなんですけれども、最初にお話をいただいた任期が近づいてきている、次期町長選に出馬ということでございます。次期町長選につきましては、現時点で最終的な判断を実はまだちょっと申し上げる段階にはないということでございます。公表できる状況ではございません。

ただ、これは決して選挙のことを軽視しているわけではなくて、まずは町政の諸課題にしっかり向き合っ、今やるべきことを丁寧に積み重ねることが最優先ということでござい

す。いろんな状況があつて、まだ熟度が、皆さんに堂々と言える状況を整えてからしっかりとというふうに思っております。町の将来に係わる重要な時期でもありますので性急に判断をするのではなくて、町民の皆様のお声とか町の現状、今後の見通しをしっかりと踏まえながら、落ち着いて考えていくべきだとも考えております。

まずは現在の任期において負託された行政課題、まだまだたくさんございますので、そこを最優先して取り組んでいきたいと思っております。いずれにいたしましても、出馬に関する最終的な判断については最適な時期に、そんなに遠くないタイミングで、誠実に町民の皆様にお伝えをできればというふうに思っております。

2番目でありますけれども、小中学校統合についてでございます。

その中で県の稲取高校との絡みもありまして、小中高の一貫的教育の部分について、確かに町営と県ということでは違うところをどうするのかという御興味があるのかとか関心が高いところだと思っております。この辺について、前半の部分、スケジュールについて最初に私からお答えをさせていただいて、後半部分の小中高の一貫的教育の部分については教育長から御答弁させていただければと思います。

まず、スケジュールについて、現在、熱川中学校を適地としてスクールバスの進入道路や敷地の拡張のための測量や立ち木調査をしているところであります。その結果を踏まえて、基本構想、基本計画を策定する予定であることは、これまでの議会の中の御答弁でも申し上げてきたところだと思っております。

そのため、より具体的なスケジュールについては翌年度以降になると思っております。検討がまだまだ測量が終わってないということもあるので、それから検討をして具体的なスケジュールが決まってくるのではないかなというふうに思っております。

次に、幼小中高校の一貫的教育につきましては、まずは教育長から御答弁申し上げられればと思います。よろしく願いいたします。

○議長（栗原京子君） 教育長。

（教育長 横山尋司君登壇）

○教育長（横山尋司君） それでは、幼小中高校の一貫的教育については私のほうから答弁させていただきます。

先月の5日になるんですけれども、静岡県教育委員会が公表した賀茂地区県立高等学校におけるキャンパス制の導入については、県が策定した賀茂地区の県立高等学校の在り方に係るランドデザインの方向性に基づき具現化する方策として、賀茂地区特有の地理的条件

及び公共交通機関の状況等を考慮し、教育機会を確保するため下田、松崎、稲取の3校を学びの拠点としてそのまま残し、各校を同一の高校のキャンパスとして位置づけ、緊密な学校間連携、生徒・教職員の交流により学習集団の規模を確保するよう一体的に運営するというものです。そのグランドデザインには当町から要望した幼小中高の連携強化や施設の複合化も盛り込まれています。ですので、引き続き県と協議していく予定です。

先日、10月になるんですけれども、県の高校教育課の担当者が来町し、今回のキャンパス化、特に稲取高校のキャンパス化の公表についての、その具体的な内容等、時期とか内容の説明がありました。その際にも当町が要望している町立の幼小中と県立高校の施設を同一施設内に一体化する構想については引き続き協議していくことを再確認したところです。ただ、現段階ではまだ具体的に公表できる話はないという状況です。

私のほうからは以上です。

○議長（栗原京子君） 町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） 続きまして、第3問の御質問にお答えをいたします。

特殊出生率ということで、それに対して目標達成の進捗について御質問いただきました。

当町の合計特殊出生率は総合指針策定前の期間、平成25年から平成29年の1.42に対し、目標期間令和5年、令和9年では2.07としております。総合指針策定後に発表された最新の数値というのは、平成30年から令和4年で1.22ということで、目標達成は厳しいという状況にあるということは認識をしております。

参考までに、合計特殊出生率が2.0を超える自治体は全国に11自治体しかなく、県内で最高の自治体でも1.67であることから、目標2.07がいかに高い水準であったかということを改めて感じているところであります。

目標2.07につきましても、人口維持に必要とされる水準を意識して設定したものでございまして、策定当時、国が異次元の少子化対策を打ち出しておりました、これに連動した効果への大きな期待、すなわち希望的観測も含めた数字設定であったことを改めて御説明申し上げます。

さて、当町の合計特殊出生率1.22という数字は賀茂郡内でも低い値となっております。しかしながら、近隣の自治体を全体を見てみると、例えば熱海市が1.06、伊東市が1.23、すぐ隣の市であります、1.23と、東伊豆町と同様に低い数字になることが確認できます。これらの自治体は観光産業が基幹であり、旅館やホテルが多く存在するという共通点がございまして、

このような自治体の合計特殊出生率が低い背景には、地域経済を支える旅館や観光業に就職する若年層の雇用構造が一部影響しているのではないかと推測をしております。旅館に勤める若者が結婚や定住といった人生の段階を迎える前に転職、転出する一方で、常に新しい若者が転入、就職するという構造的な課題が郡内でも最も低い要因の一つではないかというふうに考えております。

それだけではないとは思いますが、私は町長就任後、すぐにベビーファースト宣言を行い、子育てを最優先するまちづくりの旗印を明確にいたしました。具体的な施策として、子育て交流拠点よりみち135の整備や産前産後ケア、経済的支援、教育環境の充実などに力を入れてきたところでございます。

一方で、これまでの施策において転入・就職していただいた若い方々がいかに家庭を持ち、子を産み育て、そして当町に定住し、残っていただくかという視点の総合的な支援や仕組みづくりが不足していた点は深く反省をしているところでございます。

しかしながら、この状況は逆に言えば、観光地特有の雇用構造を持つ本町において福利厚生充実、働き方改革の推進、結婚を希望する者への支援などを強化することで改善に向かう大きなチャンスであると捉え直すことも可能かと思っております。

これらの課題に対し、行政だけでなく事業者と一体となって取り組むことが不可欠だと感じております。町として事業者の皆様を取組を協力でバックアップし、若者が安心して働き、家庭を築ける環境を共に創造していきたいというふうに考えております。

そして、4番目の質問でございます。ふるさと納税と企業版ふるさと納税について、順調に伸びているという前提で今後の展開、その要因と今後の展開をどのように分析しているかという御質問をいただきました。

御質問のとおり、当町のふるさと納税は年々順調に寄附額を伸ばしてきていると言えます。スタートの平成27年度が2,300万円、私が町長に着任する直前で2億2,000万円、着任後、ふるさと納税を増やす取組を集中的に実施し、令和6年にはこれまで最高額の6億1,000万円、その後は同水準で寄附金額をキープする状況となっております。

企業版ふるさと納税については、毎年かなりむらがあるんですけども、開始されてから総額で1,350万円という企業版ふるさと納税の寄附を行っていただいております。町にとっても貴重な税収の一つというふうに考えることができていると思っております。

一般のふるさと納税についての増加要因については幾つかの取組が相乗効果を生んだことが挙げられます。まず令和4年に所属を問わず、職員が手を挙げて参加するふるさと納税プ

プロジェクトチームを立ち上げ、先進地の調査や返礼品の企画、開発事業者へのあっせんなど主体的に取り組んでまいりました。あわせて、ポータルサイトでの露出方法の研究を進めるなどオンライン面での工夫も重ねてまいりました。

さらに、町民の皆様から幅広い御協力をいただいたことに加え、ふるさと納税自動販売機の設置など事業者や観光協会との連携が非常にうまく機能したことも大きな要因だと考えております。

このように多様な取組が重なり合って成果につながったものと考えております。さらに、令和6年からはふるさと納税の寄附額を伸ばすために、ふるさと納税係を観光産業課内に設置し、町内の観光関連業者や農漁業者と風通しがよい関係を築いています。

今後の展望についてですが、町のPRを継続的に行うことによる知名度のアップや返礼品の種類を増やす努力もしていきたいと考えております。さらに、現在販売している商品のブラッシュアップや魅力を高める取組に注力してまいります。

当町のふるさと納税返礼品は宿泊関連商品や来町してから利用してもらう感謝券等が寄附の9割を占めています。宿泊業独自の返礼品開発や観光施設とのセット商品、または町内での体験メニューの開発、商品化などに取り組んでいきたいと考えています。

また、現地型納税の推進を進めるため、自動販売機利用の促進、現地型感謝券発行サービスの取扱い箇所の増加を進めていく所存です。これらの取組により寄附額の安定化とさらなる増収を目指してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（栗原京子君） 5番、笠井議員。

（5番 笠井政明君登壇）

○5番（笠井政明君） すみません、ありがとうございます。

まず、上からじゃいきましょう。

まず、町長、なかなか今、御明言がちょっとできないよという話だったんですけども、何かと言うと、町長が続けていただけるのかいただけないのか、気持ちがあるのかないのかというところで、任期、あと3か月程度でございます。今、つくってきた土台の引継ぎだったりとかその浸透とか、これを次につなげるのかということがやっぱりふわっとしてしまっているんで、ここに関しては早急に町民に対しても、私たちに対しても、当然役場の職員に対しても方針を早めに出していただければなと思っております。

2つ目ですね。小学校の統合のことに関してですけども、今、確かに答弁あったとおり、

熱川中学校をベースとしていろんなことの調査をしています。翌年度以降にスケジュール感が出るかなというところだったんですけども、さっきの小中高一貫的教育の部分、まだ県のほうのところは残っているということで、まだここも検討を進めていくということで、ここも並行していくんですけども、県教委が本当にシェアリングするのもしないのかということで、今後建物を建てる、建てる。大きさ、グラウンドの場所、拡張するのもしないのかというのが大きく変わってくるんじゃないかなと思っています。

これを待っていてかなり時間がかかってしまうと、10年という期間が10年じゃなくなってしまったりとかありますし、先日、うちの委員会のほうでアンケートもちょっと取らせていただきました。まだ公表はしてないのであれですけども、やっぱり話の中で出てくるのはスピード感。これは前から言っているんですけども、どうしてもそれが一番です。

このふわっとした計画の中で、やはりスケジュール出すというけれども、やっぱり県のほうの小中高一貫的教育のシェアリングだとかそういうものが残っていると、このスケジュール感というのにいろいろ早く進めたいというところはあるんですけども、向こうの話があるので進められませんということが出てきちゃうんじゃないかなという心配が一つあります。あとは、スケジュールもそうですけれども、予算的な部分もあるので、ここの部分は町はどういうふうに考えているかをもう一度、後でお伺いをさせていただければと思います。

取りあえずここで切っておきましょうか。

○議長（栗原京子君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） 御質問ありがとうございます。

出馬に関してはなるべく御迷惑のかからない程度に、手短にということで、一般的に2か月前から6か月前という幅広い中で一番いいタイミングで考えればいいのかと思っておる中で、今、御指摘の点も踏まえながら適切に対応させていただければと思います。

小学校の件について、教育長の御意見もしっかり伺うべきだとは思いますが、大体共有はできていると思いますけれども、まず大前提として、もし、万が一の話ですけども、高校が何かあったときはであったとしても、幼小中の部分についてはしっかり町の中で事業を進めていくという大前提がございまして。

ただ、かといって県の話が全く話にならないのかってそうでもなくて、しっかりとそこは日頃より情報の共有を行っているということでございまして。県に足を引っ張られるというか、県の行程に影響を受ける可能性があるんじゃないかという話ではありますが、それは全くないということとは否定できないと思います。

ただ、よりよい環境をつくるためにしっかり議論をするということは重要でありまして、その具体的な議論が恐らく来年度ぐらいから始まってくのではないかなというふうに思っております。今年も何度か県の教育委員会の方、お越しになって、御説明もいただいているという経緯もございますので、そのときの話も踏まえながら、これからはさらにより綿密に情報交換を行って、具体的な話を決めていければというふうに思っております。

教育長、何かございましたら、よろしく願いいたします。

○議長（栗原京子君） 教育長。

○教育長（横山尋司君） スピード感を持つてというのはずっと言われてきたことなんですけれども、一応県が、県教委が絡んでいることなもので、事務レベルではいろいろこうなるといかな、こうしたいよねみたいな希望的観測に基づくんですけれども、そんな話は進んではいます。

ただ、ここで今、私のほうから口にしてしまうといろいろ混乱を招くことがあるもので、こうなるといいな、こうしたいねなんていうレベルの話はここではちょっとできません。ただ、いろいろな面で綿密に連携は取り合っています。県のほうには、今年度中に用地買収とか地形の測量が終わった段階で、来年度から基本構想、基本計画に進んでいくという形の報告はしてありますので、そこから進んでいくのかなというふうには思っています。

ただ、今、町長がおっしゃったように、高校とは別、別というか平行する形にはなると思われますけれども、小中の統合については進めていく予定であります。

以上です。

○議長（栗原京子君） 5番、笠井議員。

（5番 笠井政明君登壇）

○5番（笠井政明君） ありがとうございます。

じゃ、ちょっと学校のところでいきましょう。

そうすると、今の御答弁からであると、東伊豆町にある幼小中の一貫教育に関しては、これは進めていくという形でスケジュールを組んでいくと。そこに県が乗っかってくるのかこないのか、それは来年以降という形の考えでよろしいかどうかだけ、ちょっと確認をお願いします。

○議長（栗原京子君） 教育長。

○教育長（横山尋司君） 来年度以降に県が乗っかってくるかどうかということはちょっとまだ分かりません。県が決めることですので、それが来年度になるのか再来年度になるのか、

そこはまだ何とも言えないところです。

キャンパス制が始まるのが令和10年度からということなもので、それはようやく公表ができたんですけども、それ以降、キャンパス制がどのような形で進んでいくかということに関しても、まだまだ予断を許さないところでもあるもので何とも言えないところですが、町としての小中一貫については進めていきます。ただ、場所がどうなるかに関しては、その用地の測量等の結果次第でまだ決定ではありません。

○議長（栗原京子君） 5番、笠井議員。

（5番 笠井政明君登壇）

○5番（笠井政明君） 分かりました。

学校のほうはじゃ、取りあえず進めていくということで、県の動向でスケジュール自体はさほど支障はないだろうということで理解をいたしました。

そしたら次の、3番目の人口減少のお話なんですけれども、総合指針、町長になってからつくっていただいたところの目標値というのが2.07というのが示されて、公表をされております。

先ほど答弁でもありました、政策時の最新のところが1.42人だっただよと。その後、出てきたのが1.22と。確かにこれ、増えているところはあまり全国的に見てもほとんどないと思っております。ただ、計画の段階で1.42から2.07、先ほど言ったように国のというのもありましたけれども、あくまで国が推進したから全国的に増えるかといったら、それもなかなか難しいかなと。各地域に合わせた状況において、こういうものが子育てしやすい、また産みやすいというところをつくっていくものだと私は思っております。

2.07にしなきゃいけないという話じゃなくて、目標がそこであって、今ちょっと下がったというところ。最新が出てないんですけども、変な話ですけども、1.42から2.07と大体0.65ぐらいなんですけれども、単純に1.22から0.65つけると1.87という形になるんですけども、そこに近づけるためにベビーファーストとかあったけれども、でも実際は少なくなっているよねというところで、子育て支援という、ここだけじゃなくてどんな取組をしてきたかと。それに対して少なかったよというお話もありましたけれども、今後、町としてどのような展開をして近づけるのか。また、つくったときにそれだけやればできたのかという話なのかどうかをちょっとお伺いしていきたいと思っております。

また、先ほど町長からありました、近隣もかなり少ないですよという話がありました。確かに、今、例で出てきた熱海市とか伊東市も、これ変な話、静岡県で言ったら最下位とか下

のほうからです、うちも入っていますけれども。

ただ、河津町も確かに減った率は大きかったんですけれども、逆に言っちゃうと西伊豆町とか松崎町とかは、もともと少ないと言われてしまえばそうなんですけれども、減り幅が少ないよねと。だけど、伊豆市とかも減り幅は少ないわけですよ、0.03ぐらいだったかな。という話があるので、幅がやっぱり減ってはいるんだけれども少ないと。維持ができていう自治体もあるので、この部分ですね。総合指針につくっていったので計画の変更というか、ここがよくなかったなというのがあれば一度、ちょっともう一回、町長の思いというか聞かせていただければなと思います。

○議長（栗原京子君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） 御質問ありがとうございます。

この出生率という原因というのは多分いろんなものがあると思います。そのときの経済状況とか、地形的要件とか、産業的要件とか、施策の効果も当然あると思いますけれども、先ほどお話ししたのは、同じ東海岸で東伊豆町から北の部分の伊東市、熱海市を見た場合、同様に出生率というのが低いというところに着目して、観光地、しかもホテル、旅館が比較的大きくあってというところを一つの可能性として、ファクターとしてお話をさせていただきました。

出生率2.07についてですけれども、組織の成果を着実に高めていくためには現状の延長戦上ではなくて、一定のチャレンジを含んだ目標値というのを掲げることが一般的に有効だというふうに考えられております。目標をやや高めに設定することで職員の行動量が自然と引き上がり、どうすれば達成できるかという発想の転換が生まれ、結果としての施策の改善や工夫が進むことが様々な現場で具体的に確認をされているところでもあります。

ただ問題は、その目標が非現実的に高過ぎればかえって職員の意欲を損なってしまって、なかなか目標が達成できないという側面もあるので、本町は人口1万人規模であります。出産年齢層が限られている、人数が少ないということは当然人も少ないということで、出生率の改善は一般的には容易ではないということが言えると思います。

それらを考慮しますと、確かに2.07というのはかなり攻めの目標設定だったとは思いますが。しかし一方で、子育て環境の充実と若い世帯の転入促進によって、目標として掲げた合計特殊出生率2.07は挑戦的ではありつつ、目標値としてはなるべくそういう高い目標に向かって頑張っていければと思っております。

今後は若者に選ばれるまちづくり、結婚を希望する町民のサポート、結婚後に住み続ける

住環境対策、子供を産みたいと思われる環境づくりという4本の柱を念頭に細かな施策を打っていきたいと思います。

具体的な施策としては、例えば住宅支援の強化とか、伴奏型相談支援とか、妊娠・出産の医療環境の確保、保育環境の安定化とか、若い世代を呼び込む雇用、そして交通環境の改善、これらを一体的に進めて出生率の底上げなどが考えられるように取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長（栗原京子君） 5番、笠井議員。

（5番 笠井政明君登壇）

○5番（笠井政明君） ありがとうございます。

そうだと僕も思います。要は、単純に子育て支援だけしていればいいのかといたらそうではないと思うし、そもそも住むところ、働くところというのは非常に大事だと思います。先ほど楠山議員のところもありましたけれども、さっき言った境町。町長が存じているということだったので多くは言いませんけれども、これをするために何をすればいいかというのが徹底している、コストと費用対効果ですよね。徹底している町だなという印象はありました。だからできるんだらうなというところがありました。

なので、やはり一つだけではなくて全部ですね。その人たちが生活、ここで生きていくための全てを改善していかなければ、なかなかここが難しいかなと思います。高い目標値は非常にいいと思います。僕もよく言いますし、やります。要は、この数字を出して一生懸命取り組んでみるんですけれども、大体これの半分ぐらいができれば御の字というところがあると思います。

要は、高い目標値をやって、これをするために何をするかといってもいろんな要因でできない。できたらラッキーと思っていますけれども、ただこれをもともと低い数値にしてしまつたらさらに低くなるというのが僕の持論ですので、なるべく上げていって、要は1.42というもともとの数字を取りあえず目標としていくという形でお願いできればなと思っています。

最後の4番目のふるさと納税のことに関してですけれども、順調に町長になってプロジェクトついたりとか露出が増えて、納税をしていただく方が非常に多くなっていると思います。

先ほど町長の答弁にもありましたが、私がちょっと懸念しているのは、観光関係でやっぱり9割ぐらいというのがどうしても、観光地なんぞというところあるんですけれども、ここ

だとちょっとここから先、伸びるのが厳しくなるかなというのと、外部的要因によって非常にばらつきが出てしまうんじゃないかなというところがあります。

なので、ここに関しては、今後の展開と書いたのは、町長がというよりか町がという形なんですけれども、安定的なふるさと納税、納税をしていただける取組を考えておりますかというお話です。なので、その部分、ちょっともう一度だけ御答弁いただけたらなと思います。

○議長（栗原京子君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます。

メリット、デメリット表裏一体でありまして、当町は観光に絞られているということが少し不安定になるんじゃないかという懸念もある中で、逆に言うと、賀茂郡域において当町はこれだけ観光というところでふるさと納税を上げられているというのは、多分ほかがなかなか追従できない、これまでの先人の御努力とか、ブランド化が生きているというふうに思っております。

一方で、それでは例えばふるさと納税で言うと、西伊豆町などはかなり一次産業のところでもふるさと納税を上げているということで、逆を言うと、当町がそのような観光業以外でふるさと納税を上げているところを参考に取組ができれば、さらに加えて新しい収入を確保できるというふうに認識しております。

実はそのことも考えておりまして、西伊豆町においては水産加工がかなり活発にやられております。有名な商品もあつたりします。当町において置き換えると、これは地形的要因が一つの要因かもしれませんが、あとは一次産業も地形的な要因なんですけれども、広域な畑とか農地がなかなかないという中で、今は当町にとっては花とかそういう花卉類が有名だったり、あとミカンもあるんですけれども、その辺をどう生かしていくか、どう6次化して製品にしていくかというのが一つの課題なので、それはもう現場サイドにお願いをしたり、事業者の皆様とも相談をしたり、あと地域おこし協力隊にその辺の開発というか、新しい取組をやってもらったりという努力は今しているところであります。

ただただやはり農業、あと水産業において言うと、なかなか東伊豆町においてすばらしいキンメダイというブランド魚もある中で、そこがまだ生かし切れてない。それは背景を言うと、このところなかなか取れてないという要因があつたり、自然相手の1次産業に対してどう対応するかというのは真剣に考えながら、場合によれば、分からないですよ。できれば陸上養殖を試したり、農業もハウスの農業をもう少し考えていくということがもしかしたら

必要になるかもしれないので、そのあたり総合的に考えていくということが重要です。

結論からすると、観光業だけに一本足でやるつもりは全くなくて、一次産業とかほかのところもしっかりと取り入れながら、東伊豆町におけるふるさと納税の寄附額向上に向けて取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長（栗原京子君） 5番、笠井議員。

（5番 笠井政明君登壇）

○5番（笠井政明君） ありがとうございます。

そうですね、観光一本でというつもりは毛頭なくて今言ったとおりでございます。要は、外的要因だったりとかいろんな部分で、やっぱり観光に関してはどうしても上下する部分というのがこれまでも幾らもあったと思います。そこ以外で、当然、今言ったように1次産業から6次化できて、次の武器があれば、当然両方よければさらに上がっていくわけでして、何か外的要因があっても双方である程度はカバーできる。そういった仕組みをどんどん広げていきませんかというお話です。

楠山議員の質問の中にも境町の話が少し出てきました。楠山議員は派遣したらどうですかというお話がありましたが、僕は逆かなと思っていて、境町から人を引っ張りましようかって思っています、個人的には。ただ、町長が今後、次もあるかどうか分からないので今日は言いませんけれども、先ほど言ったように、境町でやっぱり僕も印象を受けたのは、東伊豆町さんはまだ探したらいっぱいなんでもありそうですね。あと、若干、結構勉強、すごいなと思ったのは、僕らが行くから見ていてくれたと思うんですけども、ふるさと納税まだまだ無駄ありそうですねって言ってました。ただ、その先は教えてくれなかったです、当然なんですけれども。

というところで、まだ見直しができるのかなと。お時間も最後なんであれですけども、もう一つふるさと納税で言うと、境町がナンバーワンなんだなと思ったのは、境町、さっき町長が言ったとおり、特段何もないんですよ。芋か米かというところで、利根川があって、少し何かウナギがあるけれども、そんなっていうところですけども。

でも、あそこも町長さんがふるさと納税を増やさなければいろんなこと、財政的に厳しかったというのもあったんでしょうけれども、ふるさと納税のルールをしっかり理解していて、要は企業をばしばし誘致しています。それは町が補助金でもう工場造って、うちに来ていただいて、そこから加工していただいて出すと、そうするとふるさと納税にできると。しかも関東近いんであれなんですけれども、関東への出荷の流通の拠点としていただけるというこ

とで、ウィン・ウィンの関係をつくって、非常に伸ばしてましたので、今後この町、ふるさと納税係の方々もそうですけれども、稼ぐための努力。なかなか餅屋は餅屋じゃないですけども、企業は企業なりにノウハウは持っているので、そういうところを非常に参考にさせていただいたりとか、一本釣りしていただくなりしていただければ伸びてくるかなと思いますので、ちょっとこの4年間も伸ばしていただきましたが、今後も伸ばしていただけるように御提案をさせていただきますまして、私の質問はここで終わりにさせていただきます。

○議長（栗原京子君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます。

まだ表明してない中でいろいろ言うとなんなんですけれども、でも、なるべくやれることをしっかりと長期的にも考えながら取り組んでいくことができればと思います。引き続き御指導、御鞭撻よろしくお願いたします。

○議長（栗原京子君） 以上で、笠井議員の一般質問を終結します。

この際、午後1時まで休憩とします。

休憩 午前11時56分

再開 午後1時00分

○議長（栗原京子君） 休憩を閉じ再開します。

午前に引き続き、一般質問を行います。

---

◇ 山田直志君

○議長（栗原京子君） 14番、山田議員より一般質問で、掲示板の使用、資料配付の申出がありましたので、これを許可します。

14番、山田議員の第1問、災害対策についてを許します。

14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） 今回3問通告してありますので、各問ごとにお願いたします。

まず、第1問、災害対策について質問をします。

近年頻発する災害に対応する町の備えについて質問をします。

①賀茂郡の市町議員研修の際、講師の先生より指摘があった個別避難計画への対応について、町は指摘を受けて見直す考えはありますか。

②災害時に地域のコミュニティーの力を生かす上では、町内会・区の班の広さ、また世帯数などの規模の見直しなどが必要ではないかと考えておりますが、いかがでしょうか。

3点目に、各避難所で避難生活に関わる問題についてどう考えて対応する考えですか。食事を作ることへの整備はどうなっていますか。洗濯をする体制をどのように考えていますか。入浴に対する体制はどのようになっていますか。

以上、伺います。

○議長（栗原京子君） 第1問の答弁を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） 山田直志議員の質問にお答えをいたします。

1問目ということで災害対策についてであります。

最初、賀茂地区の市町の議員研修会、私もおりました。講師の先生方がとても魅力的で、秋田弁なまっついて、とても説得力のある内容だったということ踏まえて御質問をいただきました。

その講師の先生が指摘というか言及されていた個別避難計画への対応ということについて、どのように考えているかということだと思っております。

まず最初に、先日の議員研修において、男鹿のなまはげ台帳についてお話がありました。なまはげ台帳って、なまはげってあのなまはげでございますけれども、なまはげ台帳とは現代における個別避難計画であり、防災に役立てるため各世帯の状況を把握するための台帳で、消防団員などが日頃から各世帯の状況を把握し、災害時の支援に役立てる台帳であったかと記憶をしております。伝統的な祭事の中に、現代にも通じるコミュニティーの安全・安心を確保するための仕組みが組み込まれているという、非常に興味深いものであると感じました。

御質問の個別避難計画についてですが、個別避難計画の作成は国の推進する重要な施策であり本町も取り組んでおります。しかしながら、計画策定には対象者個々の状況把握や支援者の確保など多くの労力を要するため、全ての皆様の計画作成には一定の時間を要するのが現状です。本町といたしましては、国の方針も踏まえつつ、地域の実情に応じた柔軟な対応

が重要であると考えております。計画作成は継続して進めますが、それに加えて、先ほどのなまはげ台帳の役割も参考とし、民生委員や自治会などの地域の皆様との連携、また既存の要介護者台帳の共有とか、あとは防災訓練などを通じた地域での支え合いの活動の活性化など、既存のコミュニティー機能を活用した支援方法も並行して実施してまいりたいと考えております。このように、地域全体の協力体制を構築することで、災害時の迅速かつ確実な避難行動につなげてまいりたいと考えております。

2番目の御質問でありますけれども、災害時にコミュニティーの力を生かす上で、やはり町内会とか世帯数、その辺の規模感というのをちゃんと考えておいたほうがいいのではないかとこの御質問でございます。

災害時のコミュニティーとして自主防災会がございます。自主防災会とは災害時はもちろん、平時から地域の皆さんが協力して防災活動に取り組むための組織であります。役割としては、大規模な災害が発生した際に、地域住民が的確に行動し、被害を最小限に抑えるため、日頃から地域内の安全点検や住民への防災知識の普及啓発、防災訓練の実施など、災害に対する備えを行います。また、実際に災害が発生した際には、初期消火活動、被災者の救出・救助、情報収集や避難場所の運営といった活動を行うこととなっております。自主防災会はさらに班に細分化されておりますが、自主防災会を運営する上で適正な班の世帯数など、規模を明確に示す基準が現状定められておりません。また、町内会においては高齢化や単身世帯の増加、区や班を離脱された方や、もともと未加入の方の存在、住民の価値観の多様化に伴い、区や班への加入が低下し、災害時の共助のための声かけ等が難しくなっていることを認識しております。

当町の班の世帯数については、明確な基準が定められていないため、地域によって異なっております。地域のコミュニティー力を生かして、発災直後実施できることとしては、相互の安否確認や声かけが挙げられます。当町の現状は町内回覧及び個別一覧と、東伊豆町地区別人口統計表によると、旧町内会、9つの町内会の総班数は、分割されている班を含め259班、町内全体の世帯数は6,284世帯です。班内の世帯数には地域ごと、ばらつきがあり、一概に標準的な基準を示すのは難しいと言えます。

災害の規模や内容によって対応は異なりますが、一例を挙げますと、静岡県第4次地震被害想定では、津波到達までの時間は地震発生後、相模トラフ地震では3分、南海トラフ地震では11分とされており、迅速な避難を考慮すると、助けに行ったがために自らも犠牲になってしまう共倒れも防ぐためにも、声かけができる範囲としては、2つから3世帯程度が妥当

だと考えております。また、各自主防災会では、年度当初に班単位を基礎として災害時の役割を組織機能に位置づけ、各自主防災会の役員や班長を中心に、災害時の体制づくり、役割分担を決めて、役場とともに共有させていただいております。現在の課題としては、人員不足に伴う機能の低下が考えられるため、各自主防災会の規模や実情に合わせて見直しが必要な部分もあるのではないかと考えております。

一方で、町内会の班割りや世帯数の見直しについては、各町内会の中で協議されるべき事項と考えますが、区長会を通じて防災の観点から班の適正な在り方について、区の皆様のご意見を伺いながら、共に考えてまいりたいと考えております。御理解のほどをよろしく願います。

そして、3番目の質問であります各避難所で避難生活に関わる諸課題について、どう考えているかということで、食事・洗濯・入浴というキーワードで質問をいただいております。

まず、避難についてですが、避難は難を避けることであり、避難所に行くことだけが唯一の選択肢ではございません。自宅が安全で生活が継続可能な場合には、無理に避難所へ移動せず、住み慣れた自宅での避難、いわゆる在宅避難が望ましいと考えております。避難所には、プライバシー・トイレ・食事・お風呂・ペット対応など多くの課題があります。発災直後からこれらを高水準で一斉に整えることは困難です。避難所の過密を避け、支援の必要な方に支援を重点配分する観点からも、在宅避難を重要な選択肢として位置づけたいと考えております。

在宅避難の実現には、耐震診断・改修支援などによる住宅の安全確保に加え、飲料水・簡易トイレ、保存食、常備薬等の分散備蓄を促進する施策が重要です。

なお、避難所に行くなど申し上げるわけではございません。安全に自宅で過ごせる方は自宅で、支援が必要な方は避難所へ避難していただくという分散避難により、避難所の過密を避け、災害関連死のリスク低減と、住民の尊厳の確保を図っていきたいと考えております。そのため、住宅の安全化や家庭備蓄等の支援を一層進めてまいります。

一方、避難所生活においては、御指摘のとおり課題が山積をしております。食事を作る課題として、調理資機材・器具や食材の確保、温かい食事の提供、栄養バランスの確保、食物アレルギーへの配慮等が課題です。

洗濯の課題としましては、断水による洗濯用水の不足、それに伴う衛生環境の悪化、洗濯資機材や洗濯キットの確保が課題です。加えて、洗濯物を干す場所におけるプライバシー確保も大きな問題として考えられます。

入浴の課題としましては、ライフラインの普及の遅れにより、入浴機会が限定され、高齢者等の健康リスクの高まりが懸念されます。また、仮設入浴施設や利用可能な公衆浴場の数、距離の問題に加え、利用時のプライバシーと安全性の確保が課題です。

これらの課題に対するため、多様な調理環境の確保、特別食の備蓄、生活水の確保、洗濯干し場のプライバシー確保、地元入浴施設と連携強化及び安全性の確保等を進めていきたいと考えております。

これらは、現行の東伊豆町地域防災計画には十分記載がないため、今後の同計画見直し過程で、具体的な施策として盛り込むようにしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（栗原京子君） 14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） すみません。町長、議員の皆さんと町長にお手元に配付したところが、これ決算時のときに資料を出していただいたんですけども、個別避難計画書なんです。これだけのことを、町長やるというのは本当に労力がかかるし、昨年度5人を目標にやったけれども1人しか個別避難計画は、このチェックシートに基づいては計画は完遂していないわけですよ。それだけ確かに難しいんです。

だから、町長も答弁されていたように、やっぱり一番は、この間の先生、カギヤ先生の話なんかでも、津波に対する声かけ、またそういう避難しようよとかという声かけというのが一番大事になるのかなと。そうすると、町長言われたように、1人の人が10人も15人もの人に声をかけるなんていうのはできないわけで、二、三人だというふうなことも含めて、何らかやっぱり、自主防の中に各班の中にそういう声かけを担うような人をつくっていくというのも当面やっぱり必要なことで、その班によっては避難要援護者等がいらっしゃらない班もあるかもしれないし、大半がそういう方々である班もあるわけで、そういうことを含めて、自主防の中でそういう声をかけられる体制づくりというのは当面しながらも、やっぱり全般的なものをよく見直していくということが一番大事じゃないかなというふうに思っています。

3点目の、当然、今、町長言われたように、今の防災計画にないわけで、ここのところは検討していただきたいと思うし、町長壇上で答弁されたようなことを意識的にやっぱり想定してシミュレーションしていくことというのがやっぱり大事なのかなと。今まではこなかったんですよ。そこのところはとても大事なところだということ。

もう一つの視点は、平成28年ですね、内閣府でも避難所運営ガイドラインというのがやっ

ぱり出されています。その中でもスフィア基準ということで、やっぱり避難してくる方の人権とかプライバシーを守って、避難所運営をしていこうよねというのは、平成28年4月に呼びかけられているわけですから。私、質問したこういう内容、先ほどのお風呂や食事の問題、洗濯の問題とかというのは、全てこのガイドラインにも載っています。このガイドラインをやっぱり生かして避難計画、防災計画の中で、避難所運営も位置づけて対応されることが必要だというふうに思っています。

私も阪神・淡路もそうだし、東日本での岩手のほうも行ってきましたし、岩手ではNPOの方々の連絡会議等にも参加させていただきました。町長のほうが詳しいわけなんですけれども、やっぱりトイレトペーパーはあるけれどもトイレが汚くて使えなかったとか、女性の洗濯物が盗まれるとか、国の報告書にも書いてあるわけなんですけれども、夜になるとその女性の布団の中に人が入り込んでくるとか、いろんなやっぱり、災害で受けた痛みだけじゃなくて、避難所での生活でも、特に女性の方々は大変な苦しみを感じて生活されてきたわけで。これは町長の知るところでもあるんですから、この辺は防災計画の中でぜひ見直して、このガイドライン、スフィア基準等を生かしたものをつくっていただきたいということを思います。

最後に、町長、うちの町では避難所はもう小中学校と稲取高校ということで決まっているわけですが、今の段階は。学校がなくなれば変わってくるんだけれども。

そうすると、やっぱり町長そこでの、僕はシミュレーションもちゃんとやっていくということが大事じゃないかと思うんですよ。当然、お年寄りの方が当然多いわけだけれども、お年寄りの方、トイレの配置との関係で、どういうところに避難していただくのかとか、班ごと分けていくのか。今、当然、外国人の方の問題もあるでしょうし、ペットを連れて避難してくる方もいらっしゃる。町長言うように、在宅避難もいいわけだし、またそういうことが嫌だからといって、この間も問題にしているあの車中避難という方々もいらっしゃるわけです。

ただ、現実的な問題として、住宅の耐震化率も決して高くないというか、低いわけですから、うちの町は。そういうところで津波の被害等も出れば、当然、避難所に避難してくる方は相当数いるわけですよ。

そういうところでやっぱり防災課を中心に、場合によってはやっぱり役場の女性職員だとか、災害ボランティア協議会の中にはボランティアの災害支援等で避難所等を見ている方も何人もいらっしゃる。女性の方もいらっしゃいます。そういう方とシミュレーションをして、

どこにどういう配置をしていくことが一番必要なのかという、このシミュレーションをやっていくということは、この防災計画をつくる上でも私は必要でないかなというふうに思っていますが、いかがでしょうか。

○議長（栗原京子君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） 御質問ありがとうございます。

とても重要な視点を幾つも御指摘いただいていると思います。

スフィア基準でしたっけ。あれ、1つちょっと懸念というか注意しなければいけないのは、その避難所にどれだけ滞在するかという、多分前提期間の前提を明確にして、それによってその住環境を確保するということだと思うので、その辺は適切なエリア、スフィア基準、合っているからいいというわけでもないし、そこはいろいろあると思うので、その期間とどれぐらいの避難の仕方をするかというところも前提に、適切な空間を確保していくことがとても重要かと思っております。

トイレがないプライバシーの問題、本当に幾つもあったって、実際に被災地、能登も行きましてけれども、いろんな話を聞きました。毎回、災害があるごとに同じような実は課題が出ていくというのも象徴している中で、在宅避難という1つの選択肢、1つの選択肢を提示していきたいと思っております。そのために、やれるだけの支援というのをも併せて、行政としてやるべきなのではないかなという認識があります。

それとシミュレーションの話なんですけれども、私もシミュレーションはとても重要だと思います。この間の避難訓練で、災害対策本部を稲取小学校の倉庫の2階を使ってやるようにしました。あれをやったおかげで、シミュレーションのようなものなんですけれども、いろんな課題が実は浮かび上がりました。浮かび上がった課題を1個1個潰していくという作業をやることによって、より課題解決に近づいていくというふうに思うので、今御提案いただいた小中高の避難所のシミュレーションの話とか、具体的なイメージを持っておくことはとても重要だと思っております。

以上です。

○議長（栗原京子君） 14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） あと、ちょっとね、やっぱり町長の話聞いていて、そう思ったんだけど。もう一つは、町長言われるように在宅避難という考え方もあるし、車中避難してくる方もいらっしゃるわけですから。これも避難所ということだけじゃなくて、そうい

う人がいるということも意識した、やっぱり計画にしていける必要があるのかなという問題と、実は僕も、この避難所の設置について見ていくと、小中高、いつも全部、避難準備しなきゃいけないのかなというのを、ちょっといつも疑問に思うんですよ。

消防団なんかの火事の出動なんかだと、やっぱり第1次出動があつたりして、大きくなってくると第2次出動とか、まあ言えば稲取地区でやっているうちは、稲取地区の消防団だけが出動して、大きくなってくると全町消防団、動員かけるとか、こんなのもあるわけで。災害の発災の規模等にもよるんですけども、やっぱり役場の人材もそんな多くない、そういう問題を考えると、何か避難所を開けるといふときに大きな当面の、大雨とか何かの避難は別としてですよ、小中高の5か所に一斉に避難所を開けるといふのはなかなか無理なところがあるので、やっぱり一時規模的に、言えば1次避難なのか、2次体制で小中高全部開けるのかとか、こんなところもシミュレーションの中に僕はあってもいいのかなと。ただ、そういうことを想定していくということがとても大事だというふうに思っています。

○議長（栗原京子君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） 今、段階的な避難という、限られた人材をどう生かすかというところで段階的避難という御指摘だと思います。

最近の避難所開設とかの指示を出すときにとても頭を悩ますのは、特に豪雨災害なんですけれども、雨の降り方が結構予想つかなかったり、なかなか難しい、今までとちょっと違う状況があつて、ただ、この避難をしてくださいという指示を出すことの、とても重要な観点としてはちゅうちょをして、それによって人命が失われることがないようにも頭に置きながら、今、適切な避難ということの、なかなか難しいんですけども。

今、結構、いろんな民間企業さんがいろんなAIを使って、いろんな判断とかつてやり始めているということも聞くので、そういうことも参考にしながら、今言われた点について、当町でも考えていければと思います。

○議長（栗原京子君） 次に、第2問、奈良本地区の風力発電事業についてを許します。

14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） 第2問、奈良本地区の風力発電事業について質問します。

風車の耐用年数を迎えている奈良本地区の風力発電事業についてのお考えを質問します。

第1点として、観光資源になるとして風力発電事業に町は協力をしてきました。観光資源としての成果・効果はあったでしょうか。

2点目に、熱川地区の風車、近隣住民に大きな被害を与えました。町は土地利用指導要綱で審査をして許可を出しました。町は、今後、奈良本地区の風力発電事業に土地を貸し付けるなどの協力の姿勢を続けるつもりでしょうか。

3点目に、事業者は会社名・代表が代わっていますが、町と事業者が取り組んだ協定等は遵守されますか。

以上、3点について伺います。

○議長（栗原京子君） 第2問の答弁を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） 山田直志議員の第2問の答弁を申し上げます。

奈良本地区の風力発電事業についてということで御質問をいただきました。

最初の質問でございますが、まず観光資源になるとして風力発電事業をやってきたけれども、実際の成果・効果はあったのかという話であります。町営の風力発電については、夏休み風車見学会なども開催し、観光のお客が多い日には100人ほど説明を聞きにきてくれたこともございました。観光資源としての役割も少なからず果たしていたと認識しております。

奈良本の風力発電所については、建設前の土地利用委員会において、風車見学時の駐車場の確保やウォーキング時の休憩場所などの観光振興の位置づけをしていきたい旨、伝えていただいた経緯がございます。風力発電所の完成後は特に、見学などの希望があった様子はなく、近くで見ることができるとはありましたが、見学会などを開催したことはないように記憶しております。

また、2番目の奈良本風車は近隣住民にいろいろな被害を与えたのではないかとということで、土地の利用指導要綱を審査して許可を出したという経緯も踏まえて、この問題をどう検証していくのかというお話であります。

東伊豆町の土地利用事業の適正化に関する指導要綱に基づき、当時、土地利用対策委員会において必要な審査を行い、平成19年3月20日に事業計画を承認したものであります。いずれの手続も、当時の法令や基準に照らし、適正に実施したものと認識しております。

その後、住民の皆様から健康面に関する御心配の声が寄せられたことから、平成20年1月以降、住民、事業者、町による3者会議を34回にわたり開催し、意見交換の場を設けてまいりました。

また、保健福祉センターにおいて健康診断や健康相談を実施するなど、当時、可能な範囲

での対応を図ってきたところでございます。

議員御指摘の大きな被害とされる具体的な事案については、町として現時点で把握しているものではございませんが、住民の皆様と事業者が話し合える場は確保されており、町としても当時の状況に即して誠実に対応したものと考えております。

それを踏まえ、これまでの土地利用指導要綱に基づく手続は、当時の法令や基準に照らして適正に行ったものであり、法律上、町が許可後に事業全体を再度検証する義務が規定されているものでもございません。

ただし、もし住民の皆様から具体的な被害の申告があった場合には、事実確認や必要な調査を行い、事業者への指導や改善の要請など、法令の範囲で適切に対応してまいりたいと考えております。

また、今後の類似事業の審査に際しては過去の事例を踏まえ、指導要綱や審査プロセスの改善が必要であれば検討してまいりたいと考えております。

3番目でございます。今後も奈良本地区の風力発電事業に土地を貸し付けるなどの協力の姿勢を続けるのかというお話でございます。

楠山議員の答弁でも申し上げましたとおり、現在、当該土地は賃貸借契約書の賃貸借の期間のうちであります。令和9年には貸付期限を迎えることになります。このため、町としては、町の協力ありきではなく、今後の事業計画や考え方など、事業者がどのような方針を持っているのか確認をし、適切な協議を行うことが肝要と考えております。

また、契約上、原則として双方からの申出がなければ契約は継続しますが、安全面、周辺住民への影響、地域の将来の土地利用との整合性といった観点から、町としても慎重に対応する必要があると思っております。

町としては、まず事業者に対し本年度中に、設備の維持管理状況や事業の継続方針について確認を行い、合意形成を図ってまいりたいと考えております。その上で地域にとって、何が最もよい選択なのかを見極めながら、今後の在り方を判断していきたいと思っております。

そして、最後に、事業者が会社名と代表が代わっているという中で、この事業者と結んだ協定が遵守されるのかという話であります。土地利用対策委員会で審査された事項を履行してもらうため、事業者とCEF伊豆熱川ウインドファーム事業計画に関する協定書、これは平成19年7月31日に締結をされているものでございます。これがございまして、この中の第7条、承継の項目で、事業者は土地利用事業を第三者に譲渡する場合は、この協定に基づく乙の権利及び義務の一切を第三者に承継しなければならないとうたわれており、協定は遵

守されるというふうに認識をしております。

以上です。

○議長（栗原京子君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時32分

再開 午後 1時35分

○議長（栗原京子君） 休憩を閉じ再開します。

14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） まず、観光的なあれというのは、はっきり言ってなかったですよ。土地利用委員会の当時の資料や何かでは、ライトアップしろとか、いろんな要望も出ていたんですけども、実際、風車を観光資源としてやっていたなんて業者は1人ぐらいしかいなかったように私は思うんです。

それよりも計画に同意した当時の区長さんが旅館を経営してしまして、予約の電話を当時問題になって、受けるたびに予約を入れるお客さんが風車の影響はないですか、風車の影響はないですかということを確認してきたと。非常にじくじたる思いだったということも、もう亡くなってしまいましたが伺いました。その区長さんは、業者からも町からも、200メートル以上離れていれば騒音の被害なんかは出ないんですということも信じて同意をしたということですけども。

資料のほう2枚目に、これは全て自治会等が集約した資料を添付してありますけれども、この調査には、昔、町田市で環境課長として実務者として担当していた方も参加しています。また、音響等の問題については三菱電機でロケット等の開発に関わっていた方も、その専門的な知識を駆使して、お手元に添付した資料等は作成をされていますことを申し添えておきます。

2枚目にあるとおりに、水平距離で500メートルを超えて、800メートル、900メートルにならんとする方々にも、この被害が出ているわけです。私もその当時、相談に行って、会長さんのところへ行ったりすると、1時間もいると車酔いのような症状が出て、帰ってきてからうちで少し休まないと動けないというふうな思いをしたことを今でも思い出しています。

この資料なんかは、県に対しても、環境省に対しても、補助金を出した経済産業省に対しても、全部提出されている資料です。

この具体的な肩凝り、耳鳴り、頭が痛くなる、気分がいらいらするとか、いろいろ症状もありますし、その次のページには、これ町長言われたように、町で健康診断をやっていくときの、血圧の測定の状況をデータ化したものですがけれども、風車が特に稼働しているときには、やっぱり50%以上の方が血圧が10から20上がるんだと、こういう実態を報告して確認されているわけです。

問題は、町長はこの風車事業は適切に行われていたというふうに言い切りましたけれども、私は適切じゃなかったとはっきり申し上げて。それは、町長、3枚目のページですがけれども、この掲示板で言うと下の真ん中の資料ですよ。

これ、当時のNEDOの風力発電導入ガイドブック、この囲ってあるこの図で僕も熱川ハイツでの2回の説明会なんかで、この資料で200メートル以上離れていれば被害はないんですというふうな説明をされたわけです、ずっと住民は。恐らく土地利用委員会もそうだと思いますよ。区長さんなんか200メートル以上離れていれば被害はないということを知っていたというふうに言っていました。

問題は、町長このね、ガイドライン、ガイドブックは、800キロワットで200メートルなんですよ、ね。でも、熱川に建った風車は1,500キロワットなんです。そもそもの前提が違ったわけですよ。800キロワットならば、発生源での騒音が95デシベルであったかもしれないけれども、1,500キロワットになれば104デシベルとか非常に大きな音が出るわけです。

このところに、ガイドラインの最後の段にもありますけれども、風車の設置数が増えると騒音も大きくなると。大体100メートル間隔で3つ並べば、音はやっぱり2倍になると、大体3デシベルぐらい上がるんだと、こういうことは言われています。

資源エネルギー庁の新エネルギー課とも交渉したこともあるんですよ。こういうことを言うと、そうかもしれませんとは言うんですよ。でも最後は、住民同意があるから仕方ないでしょうといって補助金認めていたんですよ、新エネルギー課は。

だから、私は意図があったかどうかは分からないけれども、事業者のやっぱり不適切な説明で同意が取られ、私は土地利用委員会を通った事業だと思いますよ。だから、被害が出たんですよ。

だから、この事業は継続されるなんていうことはあってはならないし、町とすれば土地利用委員会の申請書や何かでも確認していただいても結構だと思うんですがけれども、こういう

200メートルということが独り歩きしていた。

町長、調べましたら経歴的に言うと、環境工学を御専門にしていたということでもありますから、この800キロワットが1,500キロワットの大きなものになって、音が変わったことによって影響が出ることは分かっていたかと思うし、またこの事業者は騒音についても平均風速でやったんですよ、6.9かな。平均風速は年間トータルして6.9ですからということで、最後のページにもちょっとつけてあるんですけども。こういう状況でしたら、96デシベルぐらいの音しか出ないですから大丈夫ですよというような説明だったんですよ。

しかし、風速を大体、これはその後の事業者とのやり取りの中で9メートルを超えれば、この風車は持っている力を発揮しますと104デシベルの音が出るんですよ。それが大体、1年間の3分の1の規模になったわけです。だから、皆さんの被害が取れなかった。

私はあの土地利用委員会がミスったというわけではないけれども、知識もなかったから不作為にでも認めてしまったというのが、この事業だったと私は思うんですよ。

この間は、そうは文句言ってもずっと許可した者がやってきて、事業者も一定の口約束とはいえ、誠意を示し、先ほど言っていた3基の夜間停止とか2基の軽減運転もしているわけですよ。

だから、本来この問題は町が土地を貸し続けることもないし、事業が再提出されたとしても、この間のことが町も含めて、やっぱりこの影響を真摯に受け止めて把握できなかったということで通った事業ですから、本来あってはいけない事業だし、継続させてはいけない事業だというふうに私は思っています。

だから、町長言われたけれども、適切では全然なかった。適切だったら、ガイドラインからも違っていたかということ、非常にガイドラインも難しいところですね。

○議長（栗原京子君） 山田議員、時間の配分もありますので、質問は簡潔にお願いしたいと思います。

○14番（山田直志君） そういう事業なので、全然適切ではないということ指摘したいと思いますし、あと町長言われたように、協定については、いわゆる撤去の問題についてはということですけども、今後、万が一でもこの計画を継続ということになった場合でも、この間約束していた口約束ではあったけれども、停止をさせているということは、100%口約束としても、役場の職員が立ち会ってそのことも確認しているわけですから、証拠となり得る事案であって、契約は成立している事案だと思うんですよ。そのことも継続されるということと考えるとよろしいですか。

○議長（栗原京子君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます。

まず、1つ言えることが、議員が御指摘のように、過去、私も環境関係の仕事をしておりまして、実際、工事現場から発生する音の解析をやって、アセスメントの検討もやったことがあるので、大体、音の正確というのは把握をしております。干渉とかいろんなことがあるので、音源が複数になることによって、また違う結果が出てくるというのも理解はしているところであります。

それを踏まえて御答弁申し上げますと、今の世の中、何が一番大事かと言うと、よくEBPMといいます。エビデンスベースカリーポリシーメイキングでしたっけ、要は根拠のある施策ということでありまして、今、御指摘のところは、私も知らないところの御指摘があったので、今そこを受けてどうだという判断はなかなかできないんですけども、基本的には一度、本当にEBPM、本当に根拠のあるものは何かということをちゃんと一度確認するということは重要なかもしれないなという印象を受けているところです。

○議長（栗原京子君） 14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） あと町長、ちょっとそれに付随して、先ほどの楠山議員とのやり取りの中での答弁、ちょっと幾つか補足しておきたいんですけども。

工事の差止めの請求というのもあったわけで棄却されたという。これはやっぱり根拠としては、NEDOの基準というものを裁判所がちゃんと理解できていなかったということ。もう一つは、地域住民の同意があるということ。それが2つの根拠として、やっぱり止めるまでは至らなかったというのが仮処分の問題です。

2つ目に、公害調停の取下げの問題について言えば、実際、審査が始まりました。これを白黒決するためには調査が必要だということで、この調査については1か月間、地域住民は音を立てないで生活して、その風車からの音響調査等々を正確に把握しなきゃいけないということになって。その場合、音を立てない生活というのは基本的にできませんよね。アパートに移り住んで引っ越しをして1か月間生活をして、その調査ということになったので、やっぱりそれは金銭的にも生活的にはほぼ難しいということで、この調査については受入れができなかったということがあります。

だから、私は、ちょうどこの風車ができる時期というのは、町の風車が建ってその後で、600キロワットとか1,000キロワット未満の風車から、1,000キロワット以上は国の方針とし

でも補助しないよというふうになった切替え時だったので、NEDOの実は基準も対応できていなかったというのは、新エネルギー課の方なんかも言っていました。

だけど、最終的には40億の事業に対して13億円の補助金が出て、それについていろいろ問題はあっても、地域住民の同意があるからいいんだというのが、新エネルギー課の対応でした。

だけど、それはやっぱりちょっと説明から間違いがあるので、そういう点で地域にとって観光的にもよかったんじゃないかと、熱川というと風車というぐらい代名詞と風力発電の最大の被害地は熱川だということになったわけです。だから、その点も踏まえて適切な検証・判断をしていただきたいと思います。

○議長（栗原京子君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） 今いろいろお話をいただいた中で改めて思ったのは、まず今、事業者がどういう考え方で今後どうするかというところを確認することが重要かというふうに思いましたので、まずはその事実確認をさせていただければというふうに思っております。

○議長（栗原京子君） 14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） あと、町長、私だけのあれで、この資料とか説明で足らなければ、いずれにしても町長のほうで土地利用の審査会にかかった事業計画書なり、また自治会の方々からもヒアリングをして意見は聞かれて、公正適切な判断をされることを私は求めたいと思います。

○議長（栗原京子君） 次に、第3問、ケアマネジャーとの対話についてを許します。

14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） 第3問、ケアマネジャーとの対話について質問をします。

町長は、先月、私ども委員会との約束も果たされて、ケアマネジャーの方々と懇談されたと聞きました。

そこで、質問をします。

懇談会の参加者の人数、また時間などはどの程度でしたか。どんなことが話されましたか。

町長の感想は、今後その継続をしていくお考えはありますでしょうか。

○議長（栗原京子君） 第3問の答弁を求めます。

町長。

(町長 岩井茂樹君登壇)

○町長（岩井茂樹君） 第3問の答弁を申し上げます。

その前にすみません。先ほどの第1問のところで、少し私が間違った言葉を使っていたということで修正をさせていただきます。

1番目の問い1のところで、要援護者台帳と言うべきところを要介護者台帳と言っていたので、そこは、すみません、訂正をさせていただきます。

それで、第3問についてお答えを申し上げます。

まず、懇談会の参加者人数、時間はどの程度であったかということでございますが、まず参加予定者は16名でしたが、当日、事業所内で調整がつかず欠席された方や緊急対応事案ということで町外へ出た方もいらっしゃったということで、御参加いただいた方は9名でございました。ただし、欠席された方の中で書面にて丁寧に御意見をいただいたという方もいらっしゃったので、都合11名の方から御意見を賜ることができたということでもあります。話した時間は大体80分の時間を使って、いろいろな御意見をいただきました。

そして、どんなことが話されたか、町長の感想はということでございます。

まず、町長としてケアマネジャーの皆さんとの懇談を経て、現場の生の声を御意見を聞くということが本当にありがたいというふうに思いました。とても有用な、とてもいい時間だったと思います。

私自身が建設会社の現場監督出身ということもありまして、現場の声がどれほど重要かという認識は日頃から強く持っております。机上の議論ではなく、実際にサービスを提供されている皆さんの声を政策に反映させることが、現在の厳しい介護環境を打開する唯一の方法だと思っております。

平成の映画で少し古いんですけれども「事件は会議室で起きているんじゃない。」という名ゼリふがあります。現場で起きているんだという名ゼリふがございますが、やはり現場が本当に大事だと思っております。

今回の懇談でいただいた主な意見とそれに対する私の考えを述べさせていただきます。

懇談で伺った具体的な意見と私の受け止めでございますが、まずは情報共有、連携の課題について御説明いたします。

現場の声としてですが、ケアマネ、介護事業所、そして行政、これは担当課も含むということだと思っておりますが、との間の意思疎通や情報共有があまりスムーズではないという御指摘をいただきました。特に事業所間、行政内部、そして事業所と行政という、それぞれのレイ

ヤーで情報共有の必要についてお話を伺いました。それに対して、私の認識と対応ですが、この問題意識は介護に関わるものがそれぞれの立場の課題・意見・情報を共有することがとても重要だというふうに、これは全く私の考えと一致をしているところでございます。情報の共有の重要性ということです。

情報共有の不足は、非効率やサービスの質の低下に直結いたします。今後は皆さんの声を聞きながら、これをスムーズに行えるような仕組みをつくり、すなわち顔の見える連携体制や、例えばITとか、様々なAIもそうかもしれませんが、技術を活用した共有プラットフォームの構築など、相談しやすい環境づくりを構築できればというふうに思っております。

次に、深刻な人材不足への対応について御説明をいたします。

現場の声としては、介護業界の人材不足は極めて深刻で、ハローワーク下田管内では、有効求人倍率が3.7倍に達するも、実際の就職はまれであるというお話もいただきました。また、民間事業者の努力だけでは限界があり、3対1の配置基準を満たせない事業者が減算となり、倒産リスクを抱えているという現状も伺いました。

町の資格取得費用補助金制度が既存の職員向けの色が濃くて、そして、新規人材の掘り起こしにつながっていないという御指摘もいただきました。高校生の町外流出が多く、Uターンの促進が課題であることなどの御指摘もいただいております。

これを受けて、私の認識と対応についてですが、人材不足はもはや今までの延長線上の対応では解決できないレベルの構造的な問題だと認識をしております。現場で伺ったとおり、既存人材への支援だけでは限界があり、新規の人材確保の視点が不足していたことは否めないと感じております。

町としては、周辺の変化に柔軟に対応した新しい考え方を取り入れるべく、以下の3点についてスピード感を持って検討を進めたいと考えております。

最初としては、新規人材確保の強化について。財源の問題はしっかり検証する必要がありますが、現場の指摘を踏まえ、ほかの自治体、伊東市なんかよく事例に挙げられますけれども、などの効果が出ている制度、例えば人材確保とか家賃補助制度など参考になるかもしれませんが、そのようなことを参考に効率的に新規人材を呼び込む施策を検討することは意義があると感じております。

若年層への魅力発信とUターン促進については、高校生には認知症サポーター講座などを通じて、介護職の魅力と社会貢献の重要性を積極的に伝え、また町外在住者向けのファンクラブうちちなどを活用し、卒業生への情報発信を強化し、Uターンにつなげていければと

考えております。

既存職員の負担軽減と効率化については、人材不足への一般的な処方箋として私の考えにあるDX・AI・ITなどの最新の技術を活用し、仕事の効率化を図ること、そしてシェアリングや需要の平準化を図る施策についても、現場の皆さんと協力しながら具体的に検討を進めていくことがよいのではないかと考えております。

そして、ケアマネジャーの業務負担としてシャドーワークという話が出ました。ケアプラン作成といった、本来、業務以外のシャドーワーク、これは宅配サービスの更新とかマイナンバーカードの申請に代わってやるとかというのがあるそうなんですけれども、それが増加し、ケアマネの善意と責任感に依存している部分があるということを御指摘いただきました。特に身寄りのない困窮高齢者の場合、人道上、断れない状況にある。これに対して私としては、まずシャドーワークは、現場のプロフェッショナルな本来すべき仕事から離れて疲弊する非常に大きな問題だと認識しております。この問題に対しては、私の考えにあるとおり、重層的支援の制度を活用することが有効だと考えております。

現在、包括支援センターでは情報発信を小まめに行っており、またシャドーワークなどの困難事例の相談を受けておりますけれども、既に個別に相談されているケアマネと問題を抱え込んで相談してこないケアマネさんもいるということで、ここでもやはり情報の共有というところが大きな問題になっていると思っております。個別事例検討会等で対応について情報共有をしておりますが、まだまだ現場サイドに届いていないことも問題の一つなので、お互いに情報共有に関してアンテナを高くして、例えば相談しやすい体制づくりや情報共有の仕方、質の向上を図るなど、今後検討していきたいと考えております。

あともう一個だけいいでしょうか。とても重要な視点なんですけれども、償還金払い制度の見直しについてお話をいただきました。現場の声としては、住宅改修や福祉用具購入の際の償還払い、これは一時的に金額を立替える制度なんですけれども、高齢者にとって経済的な負担となり、必要な改修を諦めるケースがあると聞きました。ほかの市町では実施されている利用者が自己負担、これは1割のみを支払う受領委任払い方式への変更を求める要望がございました。これに対して私の認識ですが、これは利用者の立場に立って柔軟に対応すべき課題であると考えております。必要なサービスを経済的な理由で諦めることは、本町の目指す福祉とは異なります。国、これは厚生労働省も受領委任払い制度の導入に向けて周知を図っていると承知をしております。町としても全国的に進められている介護保険システムの標準化のタイミングを見計らいながら、早期の導入に向けて検討を進め、利用者の負担軽減

を図っていきたいと思っております。

最後に所感であります。現場の声の重み、改めて痛感をいたしました。様々な課題について、今後もこのような御意見を聞ける場というのはとても大事だと思いますので、引き続き、継続をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（栗原京子君） 14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） ありがとうございます。

いいお話を聞いて、またそういう町長のお考えを聞いて、ケアマネさんたちも非常に心強く思っている方もいらっしゃると思います。また、本当に時間的にも、参加された方ではよかったという人もいらっしゃるけれども、なかなか今のお話のように都合がつかなかったということで参加できなかったと、話したいことはいっぱいあったという声もあるので、継続が大事だと。

町長言われたことでちょっと感じることは2つあって、1つはやっぱり情報共有の問題では、前から国や何かでも言っているんだけど、医療と介護の連携とかいろいろ問題があるんだけど、なかなかそういう情報共有というのが進んでいかないというところは、一つ解決すべき問題があるということ。町長、重層的支援ということも言われましたけれども、なかなかボランティアだとかいろんな人材の育成という、そこに入る、関わる人材がやっぱり圧倒的に町には少ないというふうに私は思っていますから、そこもうちょっと目配せをしていただく必要があると。

最後の人材問題でいくと、やっぱり私たちは基本的に3月に出したように、国が診療報酬を、やっぱり介護報酬を見直すことがとても大事だというふうに思って、誇りを持って介護に働けるようにしてあげないといけないということはあります。

でも町長言われたように、既に直接的に人件費補助をしているところとか、伊東みたいに間接的な補助をしていることもとても大事ですので、よく御検討をいただいて配していただきたいと思っております。

以上です。

○議長（栗原京子君） 以上で、山田議員の一般質問を終結します。

この際、2時15分まで休憩とします。

休憩 午後 2時03分

再開 午後 2時15分

○副議長（稲葉義仁君） すみません。

議長、ちょっと体調不良により、副議長の私が須佐議員の一般質問については、まず進行させていただきます。

それでは、休憩を閉じ再開します。

---

◇ 須 佐 衛 君

○副議長（稲葉義仁君） 10番、須佐議員より一般質問で掲示板の使用、資料配付の申出がありましたので、これを許可します。

10番、須佐議員の第1問、観光産業課の取組についてを許します。

10番、須佐議員。

（10番 須佐 衛君登壇）

○10番（須佐 衛君） よろしくお願ひいたします。

私のほう、3問通告しておりますので、順次、御答弁のほうをお願いいたしたいと存じます。

まず1問目、観光産業課の取組についての質問です。

民間の調査会社によると、今年になって2万品目の食料品が値上げし、インフレ懸念が高まる一方、好況感には程遠く、当町の消費も落ち込んでいると感じる。

そのような中、以下の点について問う。

（1）今議会の補正予算にプレミアム付き商品券の委託料843万円が計上されているが、昨年と変わらない20%のプレミアム率でお得感に欠けている。また、実施時期が町民の購買意識が高まる年末を逃しており、失策と言わざるを得ない、町の考えを問う。

（2）観光振興の名目で台湾に渡航し、研究団体と覚書を交わしたようだが、その内容や費用等について伺う。また、今補正予算においても、1月に台湾への渡航目的で289万円が計上されている。これらの出張経費は町民から理解を得られないのではないか。本来、イン

バウンド対策は受入れ側の体制強化を図るものではないのか。町の考えを問う。

以上でございます。

○議長（栗原京子君） 第1問の答弁を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） 須佐議員の御質問に御答弁申し上げます。

まず最初に、観光産業課の取組についてということで、大きく2つ御質問いただきました。

最初に、プレミアム付き商品券についての御質問であります。

プレミアム付き商品券の規模とタイミングのお話かと思えます。まず、プレミアム付き商品券事業につきましては、商工会から要望を受けてコロナ対策以降は継続してプレミアム率20%で実施をさせていただいているところです。

本年度の実施時期が遅れた点については、国の経済対策がどの程度講じられるか、当初は全く見通しが立たず、事業規模やプレミアム率を判断する材料が不足したという事情がございます。例年とちょっと違うのは国政選挙がちょっと絡んだということと、新しい内閣ができたということの絡みで、様々なものが少しタイミングがいつもと違ったのかもしれない。

町といたしましても限られた財源の中で、将来負担にも、要は税金を思う存分使えばいいという問題でもなくて、当然、将来負担についても考えながらということではありますが、将来負担についても配慮をしつつ、事業効果を最大化する必要がある、町単独で早期に踏み込んだ判断を行うことは難しい状況でありました。

したがって、年末に間に合わなかったことが直ちに失策であったとは考えておりません。その後、国の経済支援策が相当程度手厚いものになる見通しが示されたことから、町としてもこのタイミングで補正予算をお願いし、事業を進める判断をさせていただいた次第です。

今年度のプレミアム付き商品券事業については、国からの交付金の趣旨を十分に確認しながら、どのような形が最も町民の皆様の家計負担軽減につながるか内容を整理していきます。プレミアム付き商品券は、あくまでもその手法の一つであり、必要に応じて生活支援として適切なほかの施策とも組み合わせ、総合的に結果を発揮できるように検討をしてみたいと思っております。

続きまして、観光振興ということで台湾に渡航した件についての御質問をいただいております。

今回の台湾訪問の目的ですが、台北市ペイトウ温泉というところがございまして、ペイト

ウ温泉で開催された台湾日本商店街国際交流フォーラムというのがございます。これ、私、昨年このフォーラムで代表して講演をさせていただいた経緯もございます。また、及び台北温泉まつりへの参加を通じて、シンポジウムでの意見交換や会場ブースでの観光PR、物品販売などを行ってまいりました。

また、台湾国内でサステナビリティESG、これは環境・社会・企業統治という考え方を、企業・行政・市民まで広げる中心的な役割を果たしている、これは台湾の中でということですが、財団法人台湾永続エネルギー研究基金会というのがありまして、略称をTAISEというんですけれども、その研究実践に関する覚書を締結し、また台湾民宿協会との交流も行いました。これらの取組には、町内観光協会会員の御協力もいただき、イベント参加や民宿協会との交流を実施してまいりました。

さらに、当町にも縁の深い伊豆急行株式会社と協定を結んでいる台北メトロ関係者との意見交換会や、今年7月に熱川小学校で実際に演奏を披露していただいた宜蘭青少年楽団への表敬訪問、これは当町で素晴らしい演奏をしていただいたことへのお礼という意味も込めて表敬訪問をさせていただきましたけれども、その表敬訪問、そして農業・牧畜・漁業などに加え、観光産業も盛んな宜蘭県ドンシャンというんですけれども、とうざんきょうの現代表及び次期代表との交流など、多方面での関係強化を図ってまいりました。

こうした交流を通じ、宜蘭県の皆様には、来年になりますけれども、東伊豆町を訪問したいという御意向も今いただいているところであります。多分、人数でいうと数十人の規模になると思います。

今年の台湾訪問には、観光協会4名、町4名の計8名が参加し、町の負担は約32万円、観光協会の負担は約115万円で、ブース費用や現地ガイド料、移動費などを含む必要経費です。

今回の財団法人TAISEと覚書を締結した意義について御説明をさせていただきます。

現在、世界的に観光地選びの基準として、環境保全の取組やサステナブルな地域づくりが注目されています。環境に配慮した観光地は、海外の旅行者、特にインバウンド層から高く評価される傾向にあります。

こうした背景から日本にとって大きな観光市場である台湾国内で環境保全の実践的な取組を進めているTAISEと覚書を結ぶことで、本町の観光施策にSDGsの視点を取り入れ、環境にやさしく、国際的に評価される観光地東伊豆町としてブランド力を高め、インバウンドをより多く獲得していく狙いがございます。今回の覚書の締結が、東伊豆町がインバウンドに選ばれるまちづくりの大きな後押しにつながると考えています。

次に、今回計上した訪台予算、台湾訪問の予算が今年の台湾訪問の成果を反映したものであることについて説明をいたします。

今年秋の台湾訪問では、台湾の旅行業者を1社ずつ個別に訪ねて関係構築を行いました。その結果、より大規模な商談会を開催することへつながり、現地側からも積極的な協力を得られるようになりました。加えて、今回締結したTAISEとの覚書もSDGsの視点で台湾と関係性を構築できた今のタイミングで、具体的な取組につなげるのが重要であり、これを逃さず、鉄は熱いうちに打ての思いで次のステップを踏む必要がございました。

こうした成果を受けて、次回の台湾訪問では、個別訪問ではなく効果の高い商談会方式につなげる。また、可能ならば、その際にこれまでの当町における観光資源のみならず、SDGsの視点でも何かPRできればと考えております。

このようなことを基に、このたびの補正予算において経費を計上させていただきました。計上させていただいた予算については、航空券は自己負担とし、予算には現地ガイド、移動費、会場費、交流経費など4名分の必要な経費のみを形状しております。インバウンドを受け入れる重要な視点として、インバウンド対策として受入れ環境の整備が重要であることは認識しております。それは議員の御指摘のところだと思います。

ただし、同時に幾ら受入れ側の体制を強化しても、実際に海外からのお客様にお越しいただかなければ、効率的なインバウンド戦略にはつながりません。実際に海外から観光客に来ていただくためには、現地旅行業者との直接商談や現地での情報発信などが必要不可欠です。町としてはこれら現地での誘客活動もインバウンド対策の一環として必要と考えており、今回の取組はその成果をさらに発展させるものです。どうか御理解をいただければと思います。

以上でございます。

○副議長（稲葉義仁君） 10番、須佐議員。

（10番 須佐 衛君登壇）

○10番（須佐 衛君） 御答弁ありがとうございました。

まず、プレミアム付き商品券について、再質問のほうをさせていただきたいと思うんですけども。

今、お手元に資料をお配りしましたので、その資料でこの物価指数ですね、ちょっと見ていきたいと思うんですけども、総務省が出しております資料を少しコンパクトにまとめたものです。

定期的に総務省で物価指数というものを出しているわけなんですけれども、まず食料のと

ころに特化して、ちょっと見ていきたいと思うんですが。前年同月との比較ということで10大費目と書いてあります。そこでちょっと矢印をこう入れているところが食料のところ、生鮮食品や生鮮食品を除く食料というところに出ていると思います。この指数とありますのは、これは2020年を100として見たときに、どれだけ伸びているかというところの数字になっておりまして、例えば食料だと127という指数、生鮮食品が128で、生鮮食品を除く食料が126.7という形になっておりまして。

特に上昇しているものということで、下のほう見てみますと、その穀類、お米ですとか、お菓子ですとか、特に最近10月になりまして飲料の値上げ、コーヒー豆ですとか、かなりスーパー、例えばその商店なんかで見ましてもかなり上がってきていて、私たちが生活で欠かせないものが値上げしてきているということがございます。

裏をちょっと見ていただきますと、この裏の資料のところちょっと細かい数字のところ、これはその年ごとに2020年から100という数値から、ずっとその2025年9月までということで数がこう数値が並んできているわけなんですけれども。昨年、120を突破しまして、今年になって127、食料のところで見ますと、生鮮食品だと128とかって、かなり数値が上昇してきているということが分かると思います。

先ほどの御答弁いただいた中で、確かに町長が言われるように、政治が3か月ぐらい停滞していた時期があったかと思えます。その時期で、補正予算の組むタイミングとかも遅れてきたんでしょうけれども。やはりもっとこの町民の生活というものに向き合っていただく。どういう形で町民が考えて生活していただくかということをしつかりと町当局も見ていただいて、考えていただければ、この20%、同じでいいやという感覚じゃなくて、少し上げていただいて、生活の支えになるような政策を取っていただくというのが、私は行政の役目じゃないかというふうに思うんですね。

今、事業の効果を最大化させるということで、これ、私も以前にも前の町長、太田町長のときでしたけれども、その一般質問をした中で、やはり町民目線からすると、プレミアム率が高いほど、やはり商品券を購入して、それで何か買いましょうという気持ちが高まっていくというのが、私はね、町民目線から見ると普通の考え方じゃないかと思うんです。

ところが、役所の考え方という、いかにプレミアム率を低く抑えて、その中で購買意欲を最大限、つけていく、発揮させていくということをおっしゃられるわけなんですけれども。ちょっと私、そこのところ、考え方の違いがあるんですね。もう少し、町民目線から見て、そのプレミアム率というものを考えていただけないのか。そこのところ、ちょっと答弁をお

願いたいと思います。

国のその対応を待ってからということでしたけれども、これまでも、今回も補正予算、その基金を取り崩してということであるわけなんです、地方創生臨時交付金等で基金も少し積み増したところもあるかと思えます。そういうところを柔軟に対応して使っていただくということがどうなのか、そこをちょっともう一度御答弁をお願いいたします。

○副議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） 御質問ありがとうございます。

まず幾つかの視点がなかったのかなと思っております。

まず1点目は、物価高騰対策とか困窮者支援のやり方というのは、決してプレミアム付き商品券だけではないということだと思います。そこを広範囲で考えながら適切な、今、学校の給食費の無償化というのも同時にやっておりますし、そういうところをトータルとして判断しないと、相対的なものの見方ができないのではないかなというふうにまず思うのが1点と。

それと、今、プレミアム率を低く抑えるのが町の考え方、それは全く間違っていて、より適切な使い方を考えているだけであります。そこは誤解をされないでいただきたいと思えます。

加えて言うと、例えば、無理な、タイミングとか規模とかを町が全てプレミアム付き商品券だけやるんだって決めて、それで町単独負担で制度を設計して、タイミング間に合うようにやるということもやろうと思えばそれはできますけれども、一方で、結果として、その負担が町民の将来的な負担につながりかねない。つまり、施策は税金でやっているものですから、その使い道というのはちゃんとタイミングと規模と効果というのを考えなければいけないと常日頃から思っております。なので、今御指摘のいただいた点については、そのあたりの視点が少しないのではないかなと思ったことが一つ。

そして、これは商工会には既にもうお伝えをしているところでありますけれども、基本的にこのプレミアム付き商品券というのは、これまでも基本的には国のいろんな支援を前提に、それは担当課長からも毎回毎回お話をさせていただいているところでありますが、そことしっかりとリンクをしながらやっている制度だというふうな認識がございます。なので、今回少し遅れたということもあるんですけども。

加えてお話をしているのは、その国の支援の規模が分かり次第、例えば今後示される国の経済対策の交付金の内容によっては、町民や事業者への支援に特化した趣旨が明確であれば、

例えばプレミアム率の上乗せとかそういうやり方もあり得るという見解は示させていただいているので、議員が御指摘いただいている内容は当たらないのかなというふうに思います。

国の今の内容がやっと出てきましたので、この間も片山大臣と直接お話をしましたけれども、しっかりとやるよという連携の中でどういうことができるかというのをしっかり考えて、適正な規模のプレミアム付き商品券ということを考えていけばいいのかなというふうに考えております。

以上です。

○副議長（稲葉義仁君） 10番、須佐議員。

（10番 須佐 衛君登壇）

○10番（須佐 衛君） 町長の今の御答弁が当局の考え方を代表しているというふうに思っていますので聞いているんですけどもね。

その中でちょっとやっぱり考え方がどうなのかなと思うのが、事業効果を最大化すると先ほどの御答弁があったものに関して、私にはなるべく町の負担が少ない中で効果を最大化、何とか売り切るみたいな感じのことが聞こえてくるんですよ。いや、そうではなくて、もっとやっぱり町民が期待しているというのはそこ。やっぱり広くいろんな施策をやっているという話ありましたけれども、やはりこのプレミアム付き商品券、これ国もやっぱり今回かなり重点化しているという。全ての人を買うことができるのがこのプレミアム付き商品券、恩恵が受けることができるということです。

私、9月の定例会が終わった頃、10月でしたかね、ある町民の方から僕に、「今年はプレミアム付き商品券やらないの？」と言われたことあったんです。私もちょっと抜けていたんですから、うっかりして役場担当課のほうに聞きに行ったら、今、商工会のほうで何か随分練って考えているみたいですよという話があって、それちょっとやっぱり期待していたところもあったので、こういう質問をさせていただいたということもあります。その辺のところをもう一度ちょっとお伺いしたいのと。

それから、年末に、昨年なんかそうでしたけれども、ふるさと抽選会というのを実施しております。今回もこのプレミアム付き商品券の委託料の中に、ふるさと抽選会の部分が入っているというふうに思うんですけども。これはやはり年を明けてから、そういうふるさと抽選会なんかやっておると、ちょっと間が抜けているんじゃないかなんていうふうに思うんですけども。

そういったことも含めまして、今回可決した場合に、補正が可決、ちょっと明日の話なの

でよくあれなんですけれども、年末にこれができないのかどうかちょっと確認したいんですよ。やはり一番町民が購買、お正月、こういうことも聞きました。ある方から、このプレミアム付き商品券で餅を買っているんだとか、モチ米買っているんですよとかという方もいました。その中で、今こういう形で議決した場合に、年末にそれが間に合うのかどうか、それをちょっと確認したいんですよ。お願いします。

○副議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） まず、事前に質問趣旨としていただいていないので、いきなりふるさと抽選会というお話をされても、明確な、事前に教えていただければお伝えができたんですけども、分かる範囲で担当課長からお答えをさせていただきます。

○副議長（稲葉義仁君） 観光産業課長。

○観光産業課長（梅原 巧君） ただいまの御質問なんですけれども。今の補正予算を組んで、商工会のほうで現在の20%のままの発行であれば、無理に間に合わせることは可能かもしれないんですけども。実際に先ほど町長の答弁にもありましたとおり、国の明確なその指針によって、もしかしたらお買物を手厚くしようという形が適正だとなった場合に、プレミアム率を上げて、もう一度補正で追加という可能性が今のところゼロではないと私は判断しています。そうすると、年末に間に合わせるのではなくて、プレミアム率を高めたものを適正な時期にやったほうが、より効果的だという判断ができるんじゃないかと思っております。無理やり年末に合わせるということだけで判断は、今のところはしないつもりであります。

以上です。

○副議長（稲葉義仁君） 10番、須佐議員。

（10番 須佐 衛君登壇）

○10番（須佐 衛君） 今のお話ですと、そうしますと20%だったら年末に間に合うかもしれないということで。行政報告にも、先ほど何かありましたけれども、もしかしたら、それにプラスアルファすれば、また年明けにそれをやるということの意味ですね、今のお話ですと、そういう形で確認なんですけれども。

○副議長（稲葉義仁君） 須佐議員、ちょっと質問の意味を、もう一度質問をお願いできませんか。

（10番 須佐 衛君登壇）

○10番（須佐 衛君） 先ほど課長のお話ですと、20%プレミアム率であれば、年末に間に

合うという、急ぎやらせれば間に合うというお話だということでしょうか。

それプラス、プラスアルファするのであれば、年明けに、年度末に合わせてというようなことなのかな、やりますよということなんですか。

○副議長（稲葉義仁君） 観光産業課長。

○観光産業課長（梅原 巧君） 今の御質問ですと2回行うというようなイメージがちょっと取れるんですけども。年末までに間に合わせるためには、もう今現在で準備を始めていて、すぐに取りかかるという形になろうかと思うんですけども、明確に国の基準でも20でやるんだと町が決めているわけではありませんので、今後もし、もう少しプレミアム率が高いものに変えていけるのであれば、年末にこだわらずになるべく町民の方にお買物にお得感を出しながら流通を高めていただこうと、業者の方にも喜んでいただこうという方向に考えていきたいと思っておりますので。今のところは、間に合わせるつもりは、私個人的にはなかったものですから年末には。ちょっとそのあたりはもう少し町の当局と私ども話さなきゃならない部分であります。

以上です。

○副議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） 今のお話とほぼ同じなんですけれども、要は町民の皆様に対してどれだけ手厚く支援ができるかということ町は優先的に考えているということだと思います。つまり、今考えているプレミアム率に上乘せができるのであれば、なるべくそこに上乘せをして考えているという選択肢を排除しないで、今考えているということでもあります。今の規模が大体見えてきて、中身についてもどういう内容で使えるかというのを、今、多分、担当課のほうで確認を取っているところだと思うので、それを確認取ってできるのであれば上乘せをしていくという方向で考えているということでもあります。

加えて、再度お話をしますけれども。町単費でやることは可能ですけれども、でもそこでやったことというのは、必ず町民の将来にツケで回ってくるということは忘れないでいただきたい。しっかりとその将来のことも考えながら、今、出来得る支援はどのようなふうになれば、一番町民により多くの支援ができるかというのは、当然それは国と連携を取ることだと思います。

以上です。

○副議長（稲葉義仁君） 10番、須佐議員。

（10番 須佐 衛君登壇）

○10番（須佐 衛君） ちょっと、いまひとつ分からない。今回その補正予算で20%のプレミアム率、補正予算案で出ているんですが、それはどういうふうに議会として判断するのかなとちょっと疑問に思いましたけれども。

台湾についてちょっとお伺いします。

今、報道で、町長、台湾へ行ってトップセールス行ってきたんだなというのは見て取れたわけで、なかなか議会のほうでもどういう目的でということをつからなかったものですから、今、御説明いただきまして、昨年から行かれてというようなことで、しっかりと向こうの方とその話をしてきたということなんですけれども。

そう毎年、台湾に行かれるということが、ちょっと私のほうとしては、もちろん今、九份で非常に盛り上がって、そこに水を差すつもりは私はないんですけれども。ほかにもそのインバウンドの国のところもありますし、そういったところの対策というのはどうなるのかなというふうに。あまりそこのところで肩入れしてしまって、町長が台湾に行かれるという話の中で、ちょっとその辺のところを気になるのでお聞きしたいと思うのと。

私の中では、そもそもそのインバウンド対策補助金ですから、その各旅館ですとか商店さんとかそういうところが、インバウンドのお客さんを迎えるに当たって、例えば災害が起きた、この間みたいに津波警報が発表されたとか、大雨で災害でと。なかなか日本語で対応できないお客様に対しての対応をどう図っていくのか。やっぱり受入側のところをしっかりとやっていかないと。

でも、もちろん、町長、先ほど言われたように、ただ来てもらうということは大切なんだけど、受入側のところもしっかりやっておかないと、今のところじゃ何も、町内見てもインバウンドの看板も標識もないし何もない。ただ来てくれ、ただ来てくれじゃ、これちょっとお話がざるじゃないのかなというふうに思うんですけれども、その辺のところのお考えを町長またひとつお願いしたいと思います。

○副議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） 御質問ありがとうございます。

まず1つ、毎年行くのはどうかというお話なんですけれども、例えば国内で置き換えてみると、大島町とか岡谷市との交流というのは毎年つないでおります。継続が力なりではないんですけれども、そういう在り方もあるのかなと思いますし、単年度でできることというのは限られていることなので、1年目行って、そして次のステップに踏むという経緯もあってもいいのかなと思うのが一つであります。

受入側の対応、確かに大事なんですけども、先ほどお話ししたとおり、受入側の対応を幾らしても、インバウンドのお客様が来ないと意味がないというか、効果が薄いということで、当然受入側の対応はしますけれども、来ていただけるような仕組みというのは、これ私が町長になる前から、多分、東伊豆町の観光関係者の皆様の間ではしっかりと売り込みセールスをやっているトップセールスを今回私はやっているということであると思います。

加えて、看板がないというお話なんですけれども、最近インバウンドの方々が、最低限の看板は必要かと思います。そういう検討は担当課でも観光協会の中でもしていると思います。観光協会のホームページでは、確かそういう外国語対応のホームページもつくっていたかと思えますし、そのような議論はたくさん今でもやっております。

ただ一方で、今の観光客の様子を見ると、大体スマートフォンでもう事が足りるんです。分かりますか。昔のように英語でこう表記するんじゃなくて、もう完全に自動翻訳でできてしまったりというところがあるので、そこにお金をかける必要性もあるかもしれませんが、同時にそこにお金をかけるよりも、ほかのところにかけるという考え方もあり得ると思います。決して排除しているわけではないんですけども、適正な看板みたいなものは必要かもしれませんが、それは今までの観光地の在り方と随分様相が変わってきているのではないかなと思います。なので、その辺もしっかりと踏まえながら、効果的なやり方というのはあるのかなというふうに感じています。

○副議長（稲葉義仁君） 10番、須佐議員。

（10番 須佐 衛君登壇）

○10番（須佐 衛君） 先ほど質問した中で、台湾だけじゃなくしていろんなところからもやっぱりインバウンドに来られているので、そういう人たちへの対応というか、誘客についてのその……。あ、いいんですね。まだちょっと質問しているのでいいですか。は、どうですかというこの部分をお話しさせていただきました。

それと、今スマホでという話がありましたけれども、これちょっと私、内閣府のほうのホームページからダウンロードした、ちょっと資料なんですけれども。災害から身を守ろうということで、QRコードで読み取って、いろんな言語が選択できて、それでその土地の避難所であるとか、そういった情報をキャッチするページに飛ぶような形になっているんですよ。

そのおのおのインバウンドの方がスマホでというお話でしたけれども、それぞれが、例えばスマホを見て、この町の避難所であるとか、どうやって、災害が起きたときのその動いたということは確認できるかどうか、ちょっとできないと思うんですよ。そういったもの

をやっぱり構築していくとか、稲取の駅前のような感じとか、そういうところがせつかくあるんですから、そういうところに窓口つくるとか、そんなことも、ちょっと飛躍した話になりましたけれども、必要なんじゃないかというふうに思うんですよね。お願いします。

○副議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） すみません。今QRコードで確認できないというお話が、私も確認ができなかったんですけども、どういう内容か、もう一度、質問の趣旨が。QRコードをやることによってインバウンドのお客様がそれは確認できないというお話をいただいた。

（「反問権になっちゃうのか」の声あり）

（「いや、いいです、いいです」の声あり）

○副議長（稲葉義仁君） 町長の反問権というより、質問内容が不明であったための再確認であると捉えておりますが、それでよろしいですね。

なので、先ほどの質問の趣旨を、より明確にもう一度質問していただけるとありがたいです。

須佐議員、どうぞ。

○10番（須佐 衛君） こちらは、内閣府でダウンロードした資料なんですけれども、インバウンドのお客様向けの災害から身を守ろうというような資料、これちょっと今、白黒で焼いていますけれどもね。その中でQRコードがあって、そのQRコードを読み取ることによって、その方のその母国語のページにつながっていく。そのつながっていったら、その地域の状況、避難所であるとか、そういったものにこう直結するような情報が得られるというようなポータルサイトのような形のものがあるんですよね。ですので、そういったようなことの構築ですとかということを、この町でやっぱり推進していかなくちゃいけないんじゃないですかというお話をさせていただきました。

○副議長（稲葉義仁君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます。

もう既に、その辺をやっていると思うんですけども。多分、この間の細野のパンフレットとか、QRついていませんでしたっけ。あとは多分、観光協会のほうでもそういうQRを読み込んで多言語対応というのは、もう既にそういう検討はしておりますし、具体的な対応をやっているところが一部あるような。ちょっとすみません、通告になかったので確証がある答えではないんですけども。認識としてはそういう対応はもう既にやられているところがあるんじゃないかなと。具体的に議論の中でも、もうそういう話は出ているので。

看板を何枚もつくってやるよりも、そこでコストをかけるよりも、多言語化対応でやっばりいろんな言葉をそこにばあっと羅列すると見にくいよね、景観もよくないよねという話の中で、今の最新の技術を使えば幾らでも対応できるよねという議論もあるので、多分、既にそういう、少なくとも検討はやっていると思います。

○副議長（稲葉義仁君） 次に、第2問、幼小中高一貫的な教育についてを許します。

10番、須佐議員。

（10番 須佐 衛君登壇）

○10番（須佐 衛君） 2問目です。幼小中高一貫的な教育についての質問です。

東伊豆町の子供たちの未来を開く教育環境整備の方向性についてのパブリックコメントについて、様々な意見が寄せられているが、町の考え方として段階的・部分的な統合についても検討をしていきますという回答が何か所か見られました。具体的にどう段階的・部分的に行っていくのかを問います。

（2）賀茂郡の県立3高校が2028年度からキャンパス制に移行する方針を静岡県教育委員会が発表したが、町の一貫的な教育にどう影響するのか。また統合先に考えている熱川中学校について、静岡県教育委員会とすり合わせを行っているか。

以上でございます。御答弁願います。

○副議長（稲葉義仁君） 第2問の答弁を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） 幼小中高一貫的な教育についてということで御質問をいただきましたが、この点につきましては、教育委員会から御答弁申し上げたいと思います。

○副議長（稲葉義仁君） 教育長。

○教育長（横山尋司君） それでは、2問目につきましては、私のほうから答弁させていただきます。

まず、1点目についてですが、パブリックコメントについては町民の方から広く意見を求めることを目的に、6月25日から7月25日の間に意見募集をしたものです。44件の意見をいただきました。私も全ての意見に目を通させていただきましたが、様々な意見がありました。それらの意見に対し、町としての考え方を端的に説明し、ホームページに掲載させていただいたものとなります。

御質問いただいた段階的・部分的な統合についても検討していきますとは、町内の小中学

校4校を一括して統合するには、かなりの時間がかかるということから、一部分でも統合の効果を早く得られるように、これはあくまでも仮定なんですけど、中学校2校を先行して統合し、その後、小中4校を統合することができないかということを検討していきたいというものです。

次に、2点目についてですが、午前中の笠井議員への答弁の繰り返しになってしまう部分もかなり多くあるんですけども、静岡県教育委員会が策定した賀茂地区の県立高等学校の在り方に関わるランドデザインの中には、具現化するための方策として学びの拠点をそのまま残し、かつ学習集団の規模を確保するため、賀茂地区3校が連携したキャンパスへの移行のほかに、例えば配信センターを利用したオンライン授業とか、各キャンパスにおける市町との施設の複合化や、探究的学びの推進などの連携強化が盛り込まれています。このため、町の提案している一貫的な教育については、引き続き、県と協議していく予定です。

また、これも笠井議員の答弁の中でもお伝えしましたがけれども、静岡県教育委員会には熱川中学校を統合の候補地として測量等の調査をしている段階であるということは伝えてあり、今後も情報の共有や協議を行っていく予定です。

以上です。

○副議長（稲葉義仁君） 10番、須佐議員。

（10番 須佐 衛君登壇）

○10番（須佐 衛君） ありがとうございます。

そうですね、パブリックコメントの中の中でも、やっぱり町民の方から早く、役所のほうもスピード感を持って対応をしていくという話の中で、段階的・部分的なということで、今、教育長からお伺いして、その中学校2校を先行してということもあり得るといった話がありました。今ちょっとそこに資料も掲示させていただいていますけれども、稲取中学校がもう耐用年数を迎える中で、その中で稲中と熱中を先に統合させていくのかなというふうに、こちらのほうは読み取りましたけれども。

町のその教育委員会の計画の中で、今後その熱川中学校に新校舎を建設していくというような形の流れになっていくと思うんですね。これから測量をして、その設計をやっていくという形の中で。そうした場合に、統合した、生徒たちはまず一緒に学びやで学んでもらう。その場所をどこに置くのかというのがすごく難しい問題になってくるかと思うんですよ。熱川中学校で新校舎を造っていくという形になっていくと、あの校舎を壊さなきゃいけない。あそこでは学べない。仮校舎を造るのか、どこか別のところを設定して、そこに生徒たちを

通わせていくのか、そのところがちょっと分からなくて。そういうところから1つ1つ、やっぱり踏んでいかないと、なかなか将来的なことが見えてこないんじゃないかなんて思うんですけれども。そのところはどういう考えをお持ちなんですか。

○副議長（稲葉義仁君） 教育長。

○教育長（横山尋司君） これもまた笠井議員の答弁と繰り返しになるんですけれども、今、調査をしている段階で、結果がどういう結果になるかがまだ分からない状況の中で、例えば新築をします、改築で済みますとか、ここの今の段階ではちょっと言えません。あくまでも、今、熱川中学校を統合先としてふさわしいかどうか。また、現段階では本当にまだ途中段階で結果は出ていないんですけれども、例えば今、道路が入ってきた場合の、裏から道路を入れた場合の平面図はできています。まだその段階です。

年明けに立会調査があって、現地に赴いて、いろんな説明を受ける段階になると思うんですけれども。全ての調査が終わるのがやっぱり年度末にならないと、その結果が出ません。その結果を踏まえた段階で、さらにどのぐらいの金額、どのぐらいの費用が必要になるのか。そんなことも全部踏まえた上で、じゃ、熱川中学校を取り壊して全改築、新築にするのか、例えば部分的な改修で済むのかとか、そんなことも考えなきゃなりませんので、今の段階で新築するということはちょっと明言はできません。

例えば、その新築をするってなったときに、やはりあそこを全部取り壊さなければなりませんよね。そうした場合に、今度は、じゃ、熱川中学校を稲中に持ってくるのか、あるいはまた別のところに持っていくのかとか、いろんなことも考えなければなりませんので。単純に熱川中学校を候補地として新築するから、熱中を稲中に持ってくるということは、ここの今の段階では言えません。よろしいでしょうか。

○副議長（稲葉義仁君） 10番、須佐議員。

（10番 須佐 衛君登壇）

○10番（須佐 衛君） 午前中のその笠井議員の御答弁でもあったことを踏まえましてと言いましても、なかなかその相手があることですから、静岡県の教育委員会とのその話というものも、これから詰めていく、話をしていくということで。町としては、新熱川中学校に稲取高校を来てもらうという、その方向というのは前に聞いているのは聞いてはいるんですけれども。逆にその稲取高校を間借りさせてもらうというか、そこを貸していただくというような考え方もあるんじゃないかと思うんですけれども、その辺の検討というのはどうなのかというふうにお聞きしたいと思います。

例えば、稲取高校に間借りさせていただくという形になれば、自主運行バスを利用して、その中学生ですから通うこともできますし、今、乗降者数が減っている中でそういう考え方もあるんじゃないかと思うんですけども、なかなかその御答弁難しいと思いますけれども、その辺はいかがでしょうか。

○副議長（稲葉義仁君） 教育長。

○教育長（横山尋司君） さっきの答弁で言ったのは、中学校同士のことを言ったんですけども、今は高校のこと。

これも笠井議員の答弁のときに申し上げたとおりで、相手が県教委の、県教委とうちの町の教育委員会の事務レベルでの話合いは行っています。ただ、その話合いっていいのか、意見交換もレベル的には本当にこんなふうになるといいよねとか、こちら側はこんなふうにしたいな、向こうもそういうふうになるといいですよねというレベルですので、正式な場でまだ話はできていません。ですので、それすら、今この場で言ってしまうと誤解を招くことがありますので、ちょっと答弁はできない状況です。申し訳ないです。

○副議長（稲葉義仁君） 次に、第3問、町長の政治姿勢についてを許します。

10番、須佐議員。

（10番 須佐 衛君登壇）

○10番（須佐 衛君） 3問目、町長の政治姿勢についての質問です。

（1）10月10日の賀茂地区市町の議員研修会が開かれたが、岩井町長はその挨拶の中で、議会の答弁はA Iに任せておけばよいとの発言があった。その真意を伺う。

（2）町長の任期が迫る中、骨太の方針の達成状況を問う。

以上でございます。

○副議長（稲葉義仁君） 第3問の答弁を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） 第3問目の御質問に御答弁申し上げます。

まず、議員研修会、10月10日議員研修会で行われた際の私の発言で、議会の答弁はA Iに任せておけばよいという、その前後の文脈があったんじゃないかなと思うんですけども。ちょっとそんなことも踏まえて、少し御答弁申し上げます。

まず、たまたま今朝のニュースで、政府が人工知能A I法に基づいて、A Iの基本計画案というのを示したということで、将来的には8割活用していく、国民の8割が活用していく

ということを掲げたというような話が載っておりました。これを踏まえれば、A Iの活用自体は世の中の流れということであるということであると思います。当然、議会というか、そういう行政の中でもその8割に漏れるようなことは多分ないのかなという気はしているということ、ちょっと申しつけて御答弁をまず申し上げたいと思います。

当町では、議会答弁作成について、まず私を含めた三役、私、副町長、教育長と、あと担当課で、議員からいただいた質問内容の検討と、あと答弁の方向性というのを打合せします。それを踏まえて、担当課で答弁案というのを作成していただくという段取りになっております。それを私が作成してもらったものを、私が確認をして、修正とか加筆等を行って、最終的な答弁書を仕上げているというような状況です。

なお、議会の答弁はA Iに任せておけばよいという言葉は、文脈によって受け止め方が大きく変わり得るものであります。端的に私がこういう言葉を発言したという議事録も多分ないので、内容・趣旨としては活用したらいいという思いで言ったと思うんですけども。という中で、その一文だけを取り上げて、本来の意味と異なるような印象を与えてしまうと嫌なので、しっかりと答弁をさせていただければと、今思います。

私としては、答弁を全面的にA Iに任せるべきだとは考えておらず、あくまで業務を補助する手段として、適切な範囲で積極的に活用すべきだと考えています。

A Iを活用したいと考える最大の目的は、常日頃から申し上げておりますけれども、職員の負担軽減にほかなりません。現在、当町の職員は法改正への対応や複雑化する行政課題により、業務量が年々増大をしております。その負担は無視できないレベルに達しております。この増大する業務量に対して、住民サービスを維持向上させていくためには、A IやD Xといった新しい技術を積極的に活用し、業務の効率化を図ることが必要だと考えております。

行政の業務スタイルは、手書きからワープロ、そしてパソコンへと進化をし、情報収集の手段も、電話や紙媒体からインターネットへと大きく変化してまいりました。今後はA Iの時代が本格的に到来すると見込まれ、その技術を行政運営に生かしていくことは自然な流れであると認識しております。

A Iを活用すれば、過去の議事録データから、例えば須佐議員が過去にどのような質問をしたかとか、A Iについて質問をしたのはいつ誰かといった情報も瞬時に抽出でき、これらを参考に答弁書の相当部分を下書きとして作成させることも可能となりました。

ただし、答弁書の作成の全てをA Iに丸投げすることはございません。単にこういう質問がきたから答弁書をつくってほしいとA Iに指示するだけでは、町の政策の根幹や微妙なニ

ュアンスを十分に反映した答弁にはなりません。行政のトップとして答弁の柱・骨子、そして町としての意志は、担当管理職や私自身が責任を持って深く考え抜かなければならないと考えております。

我々が目指すのはA Iに使われるのではなくて、A Iを使うという姿勢を徹底していくことです。A Iはあくまでも職員の知識や判断を補い、作業を効率化する強力なツールであるという認識の下、活用を進めてまいりたいと考えております。現在、職員向けにA Iの研修を行って、答弁書作成支援や資料作成など日常業務におけるA I活用を積極的に推進しているところであり、ぜひ御理解を賜りたいと思っております。

そして、2番目の質問でありますけれども、町長の任期が迫る中、骨太の方針の達成状況ということを質問いただきました。

本町では、平成24年3月に策定された第5次東伊豆町総合計画をまちづくりの指針とし、同年の4月から令和3年度までの10年間を計画期間として、まちづくりに取り組んでおりましたが、その後、令和6年3月に東伊豆町まちづくり総合指針を策定するまでの令和4年度及び令和5年度に、骨太方針をそれぞれ単年度の計画として策定し、翌年度の予算に計上して事業を執行してまいりました。

急速に変化する社会情勢に順応して事業を推進するため、1、新たに取り組むもの、2、継続して取り組むもの、3、廃止すべきものを、骨太方針の大項目をなす安全安心の確保、稼ぐ力の復活、郷土愛、東伊豆愛の醸成、時代変化への順応、行政改革の推進という、町の総合的な方向性の中から抽出し、単年度の計画としてまとめたものであり、議員御指摘の骨太方針の達成状況は、予算化できた内容については全て執行済みであります。

骨太の方針の評価は、各年度の決算審査において、決算書及び成果説明書により御説明させていただいており、一定の評価をいただいているとも認識しております。内容については多岐にわたることから、この場での詳細な説明は割愛させていただきます。

なお、町の総合的な方向性を示す東伊豆町まちづくり総合指針については、この計画の目標達成に向け事業に取り組んでおり、その達成状況は通常K P Iを用いて測定しております。

このK P Iの達成度合いについては、本来、外部の有識者や議会の皆様から御評価いただくことで、より客観性と透明性を高めるべきであると認識をしております。総合指針は令和6年度から令和12年度における指針であり、目標達成に向けた施策の進捗状況を把握するための中間時点である令和9年度に、評価として見直しを行う予定であります。

しかしながら、毎年のローリング調査は当初予算では当然達成状況を見ながら、施策の立

案、予算計上をしており、先月の10月の管理職会議におきましても、政策の達成状況について議論を行いました。

今回の御質問に対し、現時点での進捗は内部評価に基づくものではございますが、達成状況についてお答えをいたします。

当町が定めた総合指針には、7つの政策目標の下に合計31項目の成果指標が設定されております。現時点の達成状況を申し上げますと、6項目で目標値を達成、または目標値を上回る見込みとなっております。具体的には、インバウンド客数や備蓄食料数、ハザードマップ作成、また細野高原未来協議会も令和6年度に設立し目標を達成しました。これ以外にも財政調整基金残高と将来負担比率という、重要な財政健全性の指標が目標をクリアしております。

一方で、目標達成に向けて、引き続き努力が必要な項目もございます。特に、合計特殊出生率や入湯客数は目標値が高過ぎたため、現時点では達成に道のりは長いと評価せざるを得ません。そのほか、ごみのリサイクル、給食無償化、保育料無償化、まだ達成しておりません。しかしながら、まだ達成していない項目についても、着実に検討が進んでおります。

室内公園数は既に1か所、よりみち135の整備により達成率50%と評価しました。ノックルひがしいずの運行範囲については、新年度町内全域での運行を予定しており目標が達成間近です。ふるさと納税額も順調に伸びており、庁内ペーパーレス化や電子決裁率は電子決裁システムの導入により達成率50%と評価をしております。また、公園遊具更新数、防災資機材倉庫整備、新町史編さん発行進捗率については現在検討が進んでおりますので、早期の実現を目指してまいります。

このように達成部分を達成、検討中の項目を総合的に判断いたしますと、全体としては30%から40%の達成度と考えております。

以上でございます。

○副議長（稲葉義仁君） よろしいですか。

以上で、須佐議員の一般質問を終結します。

この際、15時30分まで休憩といたします。

休憩 午後 3時16分

再開 午後 3時30分

○議長（栗原京子君） 休憩を閉じ再開します。

---

◇ 鈴木伸和君

○議長（栗原京子君） 2番、鈴木議員の第1問、ごみ堆肥化事業についてを許します。  
2番、鈴木議員。

（2番 鈴木伸和君登壇）

○2番（鈴木伸和君） 2番、鈴木でございます。皆さん、こんにちは。

あと60分、町長以下当局の皆様、よろしくお願ひします。

まず、第1問ですけれども、ごみ堆肥化事業について。

令和6年1月29日付で、株式会社グリーナーと委託業務の締結をしたごみ堆肥化事業は、令和6年度決算審査で監査委員に指摘され、現在、業務委託変更契約書を作成中としています。契約書以外にも数々の問題により事業が中断しています。9月議会以降も、議会側には何ら報告等はされておらず、今後の展開等も不透明のままです。

そこで、以下の点についてお伺ひします。

1点目、当初の契約書作成はどなたの指示なのか。

2点目、変更契約書の修正案の作成状況と今後の予定はどうなっていますか。

3点目、特命随意契約の相手とした事業者と町長との関係はどういう関係ですか。

4点目、監査委員から数多くの指摘に対して、町長自らの責任をどう考えていますか。

5点目、次年度の予算編成にはどう対処するのか。

以上、5点についてよろしくお願ひします。

○議長（栗原京子君） 第1問の答弁を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） ごみの堆肥化事業について御質問いただきました。

第1問の1から5に、数多く、これ全て関連しているということでもありますので、一括して御答弁申し上げます。

1問1問の内容が、結構多岐にわたっていると思いますので、少し長めの答弁になることを御理解いただければと思います。

まず、御質問の趣旨を踏まえて、本事業の重要性を十分認識した上で、これまでの経緯、現在の課題そして、今後の対応方針について、包括的に御説明を申し上げます。

最初に、今回の事案について行政の長として、最終的な責任は私にあるというふうな認識を持っております。この点については深く重く受け止めているところです。

一方で、今回の問題を個人の責任にとどめるのではなくて、組織として何が不足していたのか、どのような仕組みがあれば防げたのかを明らかにし、再発防止につなげることが重要だと考えております。

私自身、この事案を大きな教訓として、組織全体のガバナンス強化に全力で取り組んでまいります。議会の皆様から建設的な御意見もいただきながら、よりよい行政運営へと改善を進めていく所存であります。

今回、質問でこのごみの堆肥化について御質問をいただいて、報告がなかったということですが、報告できるような進捗が具体的にはなかなかそれほど多くないということもあったということではありますが、今回、御質問いただいたことに関しましては、心からお礼を申し上げます。的確な機会をいただいたというふうに認識をしております。今後とも議会の皆様の御協力を心よりお願いを申し上げます。

それでは、包括的に御答弁を申し上げます。

本事業の目的と町のブランディング戦略といたしまして、まず本事業は東伊豆町にとってどのような意義を持つのか、その根本的な目的について御説明いたします。

当町は、豊かな自然に恵まれた観光地である一方で、町民1人当たりのごみの排出量が長らく県内ワースト2位という不名誉な課題を抱えておりました。本事業はこの喫緊の環境問題を解決するだけでなく、当町の将来的な持続可能性を高め、新たな魅力を創出するための中核的なブランディング戦略として位置づけています。

本事業を通じて、実現を目指す目標は以下の5点に集約されます。

1つ目、廃棄物のリサイクル、減量化と、施設延命化。食品残渣を堆肥として再利用することで、燃やすごみの量を大幅に削減し、エコクリーンセンター焼却炉の延命化や、町が負担する処理経費の削減に貢献をします。

2、循環型観光地の実現とブランディング。これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄という、線形経済、これいわゆるリニアエコノミーというんですけれども、から脱却し、資源を循環利用する循環経済、これをサーキュラーエコノミーというんですけれども、への移行に取り組めます。

具体的には、旅館から出た食品残渣を堆肥にし、その堆肥で有機野菜を栽培し、再び観光客に提供するという小さな循環を構築することで、SDGsへの意識が高い観光客の皆様を呼び込みたいと考えております。この先進的モデルは、既に東伊豆モデルと呼ばれており、この先行優位性を最大限に生かし、国内外に発信していきたいと考えております。

3番目として、オーガニックビレッジの推進。

製造された堆肥を活用し、町内で安全で健康的なオーガニック野菜を育てることを推進します。この取組はオーガニックビレッジへの登録を目指すものであり、町内の農業者へのノウハウ普及と、安心でおいしい農産物を少し高くても喜んで買っていただける地場産品としてブランド化し、町の稼ぐ力を向上させることを目的としています。

4番目、シビックプライドの醸成。町全体が一体となって環境対策やSDGsに取り組むことで、住民1人1人の意識を高め、町への愛着と誇りを育みます。

5番目、有事の際の食料確保。協定に基づき災害時等の有事の際にも、町内で食料を確保できるよう連携していく体制を整備し、町民の安全安心に貢献します。

以上が、本事業における意義・目的、そして目標です。

以上を踏まえ、御質問に対する御答弁ですが。

最初に、当初、契約書作成は誰の指示かということでございます。

当初契約書の作成、特にその内容の精査と最終的な締結に係る判断は、組織の長であり、業務を執行する責任者である私が行ったものであります。まず、契約に至るまでの詳細な経緯といたしまして、本事業は先ほど述べた目的を達成するため、令和5年度春頃に地域の廃棄物の現状をよく知る方を介し、株式会社グリーナーから堆肥化事業の推進に関する提案を受け、町として事業計画をスタートした経緯がございます。

令和5年11月7日の議会全員協議会での説明を経て、補正予算において債務負担を設定させていただき、令和6年1月29日に株式会社グリーナーと東伊豆町の間で業務委託契約が締結され、同日に包括連携協定書についても締結をいたしました。

この経緯の中、契約内容の精査において、積算根拠の明確化や予期せぬ事態に対する責任分担の明確化など、契約書の内容に至らない点があったことは事実であり、その結果として監査委員から指摘を受けたことは、町長として真摯に受け止め、深く反省しているところでございます。

変更契約書の修正案の作成状況と今後の予定についてであります。変更契約書案につきましては、監査から指摘と事業推進の中で顕在化した課題に対する町の考え方を整理し、現

在新たな変更契約案が作成済みで、ほぼ案はまとまっております。

事業開始までの経緯といたしまして、正式な契約締結後、事業の推進においても以下のとおり予期せぬ遅延が発生しました。機械設置の遅延、堆肥製造機械の設置は世界的な半導体不足や電源、これはケーブルと聞いておりますけれども、の発注停止などの影響で遅延し、最終的に機械の設置が完了したのは、令和6年7月26日となりました。

消防設備の整備、その後、アスド会館体育館において、施設の消防設備整備の必要が生じ、町が補正予算を組んだ上で、令和7年3月に整備が完了いたしました。事業開始後の課題と現状ということではありますが、消防設備整備後の令和6年度の稼働は1回のみにとどまり、食品残渣の受入が1,000キログラム、堆肥の仕上がり数量が800キログラムとなりました。今年度、令和7年度でありますけれども、今年度は4月から7月までの暫定的に稼働させ、食品残渣1万9,259キログラム、約20トンを受け入れ、堆肥1万7,969キログラム、約18トンを製造しましたが、現在、事業は一時停止している状況にあります。

事業を進める中で、契約の曖昧さが原因となり、以下のような複数の課題が顕在化いたしました。費用負担に関する合意を未達ということではありますが、食品残渣を提供してくれているホテル・旅館の方々との間で、収集運搬に係る費用の負担について話がまとまっておりませんでした。堆肥化設備の費用負担について、受託業者との合意形成ができていない問題も起きています。受託業者との間で旅館への説明責任の所在も曖昧であることも業務が停滞する要因となっております。

契約内容の不明確さということでございますが、契約書の仕様書が簡易であったため、町側から受託業者に対して適切な指示が出せない状況となっております。業務内容の取決めが口頭で行われた部分が多く、契約書に明記されていないため、責任の所在が不明確となり、問題発生のたびに協議が必要となり、業務が停滞しています。

これらの課題に対処するためには、契約書や仕様書に沿った判断が必要ですが、現在その見直し作業中であるため十分な対応ができず、事業が停滞しています。

今後の予定と変更契約のポイントといたしまして、変更契約の主な検討点としては、以下のとおり、町の財政リスクと責任の所在の明確化を重点的に進めております。体育館の維持補修の負担、堆肥製造機械の所有権の帰属、作られた堆肥の所有権、旅館等関係者への説明指導、残渣回収の費用負担。今後は、これらの検討点を盛り込んだ修正案を基に、積算根拠の適正化や責任分担の明確など、必要な見直しについて受託事業者と早急に協議を進めてまいります。

ただし、一般的な実務上の原則として、契約変更が成立するまでの間は、原則として現行契約に従って事業を実施いたします。慎重に、かつ早期の合意形成を目指してまいります。

特命随意契約の相手と事業者と、私、町長との関係はという御質問なのですが、当町と株式会社グリーナーとの関係は、地域の廃棄物の現状をよく知る方から紹介をいただき、業務委託契約に至った公正な取引関係のみであり、特別な利害は一切ございません。

本事業の委託契約に特命随意契約を選択した理由は、事業の専門性や行政目標との高度な整合性を総合的に判断し、地方自治法施行令第167条の2ノ第1項第2号に定める契約の性質または目的が競争に適さない場合に該当すると判断したためであります。

包括連携協定を理由とした事業者選定の妥当性といたしまして、本契約の実施に当たっては、通常の委託契約の範疇を超えた受託事業者が持つ独自のノウハウと実績を生かすことが不可欠でありました。これは、当町が既に受託事業者と締結している包括連携協定の存在に裏づけられています。

包括連携協定に基づく特定の共同体制の存在について説明させていただきます。

本契約の対象者は既に地域課題の解決や環境負荷の軽減等を目的とした包括連携協定を締結しており、その取組内容は廃棄物のリサイクル、減量化の推進、有機物を活用した栽培の促進、地場産品の販路拡大、循環型社会に関する広報啓発活動、そして有事における食料供給体制への確保など多岐にわたります。

これらの項目は通常の委託契約では実施が困難な包括的かつ長期的な共同を前提としており、本契約はこの協定の目的を具体的に事業化するものであったため、契約の性質上、ほかの事業者による代替が著しく困難であると言えます。

地域に根差した専門性と独自の実績に関しては、当該事業者は廃棄物の資源化や有機栽培支援に関する独自のノウハウと実績を有していることに加え、町内において既に実証事業の実施や、観光事業者や地域住民と連携した堆肥化モデルの構築といった先行的な実績を有していました。

これらの実績により、単なる技術的能力だけでなく、地域社会と立地が一体となった事業推進が可能な信頼関係・ネットワーク・専門性を築いており、同種の事業を他事業者が即座に代替することが極めて困難な状況でありました。

また、本事業は行政目標との高度な整合性と事業の非代替性を有してございました。当町では本事業を持続可能な循環型社会の構築に資する重要施策として位置づけており、事業の遂行には地域住民や関係機関との共同を前提とした柔軟かつ高度な事業運営が不可欠でありま

す。単なる価格競争による業者選定では、行政目標の実現に対して不十分であり、実績・信頼・地域共同の体制を総合的に整えた唯一の事業者による実施が必要であると判断いたしました。

以上の観点から、特命随意契約を締結することは、地方自治法施行令に基づき十分に妥当であると判断できると考えております。

4番目として監査委員から数多くの指摘に対してどのような責任を考えているかということではありますが。

監査委員からの御指摘は、機械保全料金、処理料金の積算根拠、建屋改修工事費の算定、体育館維持補修の責任分担、堆肥製造機械の帰属、他地区への事業拡充経費など、契約内容の精査不足に起因する多岐にわたる項目に及んでおります。

これらの指摘はひとえに契約内容、特に町の財政リスクとなる費用負担や、責任分担の取決めが曖昧な状態で契約を締結したことに起因しており、契約の最終責任者である私として、今回の指摘を極めて重く受け止め、町民の皆様、そして議会に対し深くおわび申し上げます。

一方で、先般、東伊豆町監査委員から提示された令和6年度決算審査意見書の中では、監査委員より、共通改善事項として、リスク管理についてや職員のスキル向上について、以下のとおり参考意見をいただいております。

1、仕事上でのミスが多く、チェック体制の整備を図ることが重要であること。

2、職員のスキルを向上を図ること。これらの指摘事項の多くは、行政が住民の人口減少に伴い、職員の人員を減らしてきた結果、職員の1人当たりの仕事量が確実に増加していること。また、気候変動による災害対応やインフラ整備の老朽化対応といった新たな業務が、減ることなく積み重なっていることが根本的な原因として考えられます。

町長として、この構造的な課題を含め、今回の指摘を重く受け止め、再発防止及び契約内容の適正化に責任を持って取り組んでいきたいと考えております。

現在の対応状況について御説明いたします。

説明可能な箇所については丁寧に説明を行い、契約内容の見直しが必要な点については、前述のとおり受託業者との調整を進めております。

町としては、この先進的な東伊豆モデルを挫折させることなく、町委託業者、旅館事業者、旅館組合、収集運搬事業者など、町が一丸となって課題を乗り越えていくことが重要であると考えており、現在は課題の解決を最優先に進めている段階です。

次年度の予算編成についてはどう対処するかについてですが、今後の事業方針を明確にす

るためにも、最優先事項として受託者との間で変更契約に関する協議を可能な限り早期に進め、その結果を踏まえた上で、次年度当初予算へ反映できるよう努めてまいります。

変更契約の内容は、責任の所在の明確化が主な内容であり、金額の増減等は考えておりませんので、前年と同様の積算による予算計上を考えております。

本事業の推進を改めて加速させ、循環型観光地、有機栽培を成功させることが、町の将来の発展に寄与する最重要事項であると考え、早期の事業再開と軌道に乗せることを目指し、推進してまいりたいと考えております。

議会の情報提供についても、契約変更の協議の進捗状況を含め、適切な時期に丁寧に説明に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（栗原京子君） 2番、鈴木議員。

（2番 鈴木伸和君登壇）

○2番（鈴木伸和君） 最初に、9月議会でこの問題を一般質問させていただいて、続けてやっているというところの意味を、やはり当局側の皆さんは考えていただきたいんですけども。

議会の一般質問というのは、一般的にはその当局側の回答がどうなっているか、やはり質問をした側には、その後の当局側の意向あるいは回答についてさらにチェックする責任は私どもにあると思って。特に今回は、9月の議会の中では明言できなかった決算、決算の前の一般質問でしたから、数字のことやいろいろな言われませんでしたけれども、今の町長の御答弁もほとんど9月のときにお伺いをして、まだその前の一般質問でもこの事業の必要性・重要性、また非常にこれは対外的にも非常にすばらしい事業だと自分が絶賛しているがゆえに、いろんなことをさらに調べていくと、とても今、憂鬱な気持ちで一般質問させてもらっています。

まずはそういったところの調べが十分に、議会側もできなくて、債務負担まで議決をしてしまったと、非常に私は個人的に、今、反省をしているところなんですけれども。

最初に、前回も言いましたけれども、このような非常に簡易的で、かつ地方自治体がめったに結ばないような契約書の文言を、決算特別委員会がやったおかげで、議員の皆さんはお手元にこの業務委託契約書を皆持っています。ですから、それがなければ、この内容について云々というのが表に出てこないですよ。

そういうことを中心に、今回いろいろまた質問をさせていただきました。今、町長がおつ

しゃる5つの仕事とか、それも当然の話でね、世界中でこれやっている話なんですけれども。ただ一点だけ非常に疑問に残る点もあるんですが、それはまた後ほどということ。

こういった契約書が一般的にはあるということで担当課から回議書として回ってくると思うんですけども、最終的には町長が決裁をして自分の責任だっておっしゃるんですけども。

ここで1点、副町長にお伺いしたいんですけども。

これ上がってきて町長に行く前に御自分で見られて、この契約書でいいよと担当の前で判を押したと思うんですけども。そのときにこの内容でいいと思われたのか、もしくは町長案件でこういうものはもうノーと言えない体質で、そのまま町長に上げたのか、そのときの状況をちょっとお知らせください。

○議長（栗原京子君） 副町長、挙手をお願いします。

副町長。

○副町長（鈴木嘉久君） おっしゃるとおり、町長の決裁の前に私のところで、当然、決裁をつくというのは、これは常識でございまして、そのときに確認をさせていただいて。

内容については、多分皆様のお手元にある別紙2とかそういう形で、金額についての説明のもの、そういうものがついた形のもので、内容の説明を深くのところについては、そこまでは説明は当時そのときにはあまり受けませんでした。

ただ、そこについて、事前にこのことについては当然いろいろ打合せをされているものということで、金額の精査であったりとか、そういうものもされているということ全体に至って、自分も判こを押したという記憶ではあります。

以上です。

○議長（栗原京子君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます。前回も同じような質問があったかと思います。この点については私も重く受け止めております。

つまり、稟議書を回して決裁を取るのが役場の基本的なやり方であると思います。問題は、そこに恣意的なものは一切何も入ってないんですが、制度としてそれがうまく働かなかったところだと、実は反省をしているところであります。

今回の堆肥化プロジェクトに関して、回覧された稟議書に押印したにもかかわらず、結果として事業がストップしているということは、その責任の一旦は重く受け止めております。

ただし、稟議制度そのものが、担当課及び管理職による段階的な確認を前提とした仕組み

でありまして、町長が、私自身が回ってくる全ての文書について、細微にわたる技術的・実務的内容まで確認することが現実的に困難な、そんな立てつけに実際問題なっているということでもあります。町長の決裁は最終確認の役割を担う一方で、専門的な妥当性や運用面は各担当課で責任を持って精査するという役割分担、役割分担がされているということでもあります。

その上で、今回の事態を重く受け止めて、問題は再発防止に向けて何をやるかということでありまして、その点に関しては、例えば事業規模やリスクが一定以上の案件については、稟議書回覧時に担当課から口頭説明をしっかりと行っていただき、重要度が明確に伝わる仕組みを整備しなければいけないと思っております。

また、稟議書様式を見直しを図ることも検討したいと考えております。リスク・課題・代替案など、判断に必要な項目を簡潔に整理し、町長が、私を含め管理職が要点を把握しやすい様式に改善することが有効だと考えております。

庁内プロジェクト管理の強化を図ることも求められていると感じています。新規事業や専門性の高い事業については、庁内での進捗管理体制を強化して、課内だけでなく、横断的に状況を確認できる体制を整えることが有効だと考えています。

責任の所在の明確化についても対応を図りたいと考えています。稟議書における担当課、管理職、最終決裁者の役割分担や、責任範囲を再確認し、適切に機能するよう運用を徹底しなければならないと考えております。

今後とも行政運営の信頼性向上に向けて、組織全体で改善をしていかなければならないと感じているところです。

以上です。

○議長（栗原京子君） 2番、鈴木議員。

（2番 鈴木伸和君登壇）

○2番（鈴木伸和君） 町のお考え等は前回もいろいろ御答弁もらいましたけれども、今回ちょっと角度を変えます。

町長に伺います。ゼロテックファーム株式会社、御存じですか。

○議長（栗原京子君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） この事業を契約するに当たって、初めて知りました。

○議長（栗原京子君） 2番、鈴木議員。

（2番 鈴木伸和君登壇）

○2番（鈴木伸和君） 9月の議会でも、私、指摘したんですけれども。グリーナーのホームページ等を開いて見ても、一番最初の画面に東伊豆という文字が漢字で出てきますけれども、それ以外は今まで自分たちがやられてきた堆肥の製造云々のものは何も出てこないんですね。それは前回も、私、指摘させていただきました。

今回、このゼロテックファーム株式会社というのが、ダイチニチカラという商品名で、東伊豆町の生ごみを使って堆肥を製造して、それで東伊豆プロジェクトとしてホームページにこの会社うたっているんですよ。そんなの全然どこにも今まで出てきていないし、何なんだろうなと思っていると、この会社のホームページではもう既に、東伊豆町の16の旅館と協力して、ごみの分別を徹底的に行うことをスタートしました。さらに弊社が持ってきた堆肥製造機云々で堆肥化しています。

それから、町内に廃棄物管理システム、エコープを導入し、町全体でのごみの排出量を可視化できるプラットフォームを構築しました。こうやってブランディングを、東伊豆町と循環型社会のモデルとして進めていますという、もう既成事実がこの会社で出てくるんですけれども。

契約書の第5条に再委託の禁止って書いてあるんですよ。この株式会社が出来たのが、令和5年の9月なんですね。9月に会社が出来て、11月に議会に説明して、12月にグリーナーから見積り取って1月に契約。それで、町長にちょっと聞きたいのは、先ほどから包括連携の話をしていますけれども、町長のその年の3月の施政方針演説の中に、このグリーナーとごみの堆肥化、契約しましたよと書いてあります。その前段で先月、これ3月6日にやっているんです、議会を。3月6日の議会の施政方針演説の中に、先月、連結法定協定を結びましたと記載してあります。ということは、普通に考えると3月6日だから、2月に契約したのかなと思いますよね。その内容というのは見させてもらっていないし、議会のほうでも多分報告ないと思うんですよ。佐川急便さんとか、ほかの損保の会社だとか、大学だとかという連結法定は見るすることができますけれども、グリーナーさんと結んでいる包括連携協定ないんですよ。

先月、ごみ堆肥化の委託企業と包括連携協定を結び、農業法人を当町に立ち上げる。こうすると日付が非常にずれてくると、実績云々、既に町とという話なんですけれども。この今言ったゼロテックファーム株式会社さんは、令和5年にできた会社なんですよ。それが実績というのが非常に僕はとても疑問でして。

企画調整課長の前回の話ですと、これらのために富山県まで内容を調べに行っている。こ

れも非常に、日付を追ってくると、もう既に会社を決めて、それに向けていろんな準備をしてきたというふうに恣意的にも見られるんですけども、その辺についてはどうなんですか。

○議長（栗原京子君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） すみません。詳細な記述については、ちょっと私も今、把握できていないんですけども。少なくとも契約の前に実際にどのようなことをやっているかという趣旨で見に行ったというふうに認識をしております。

今の協定については、ちょっと私も詳細、ここでは言えないので、担当課長から少し説明させていただければと思います。

○議長（栗原京子君） 企画調整課長。

○企画調整課長（太田正浩君） 富山県の視察はグリーナーの視察ではなくて、同じような形で堆肥化を行っているところを、グリーナーの案内で視察させていただいたので、そのときには多分、ゼロテックファームとかもできていないと思います。

ゼロテックファームにつきましては、こちらとしてはグリーナーの子会社ということで、ほぼほぼ内容、事業の人事的などころはそのグリーナーの社長のほうが管理されておまして、そこで認識しておりますので、こちらとしてグリーナーとちょっとゼロテックファームが同じような、こちらは認識しております。

以上です。

○議長（栗原京子君） 2番、鈴木議員。

（2番 鈴木伸和君登壇）

○2番（鈴木伸和君） そうしますと、もう既にグリーナーを連れて富山に見に行っている時点で、もうここでやるという認識なんですよ、町長以下は。そのどなたかに紹介された会社ということでいいんですよ。

ここら辺で、何で私、2回も続けてこういうことをやっているかと言うと、前回の一般質問の後に非常に町民の方から反響が大きくて、そんなことを町がやっているのを知らなかったよという方がかなり、私のほうにも電話をいただいたり、会った人から聞いています。

先ほども言いましたけれども、決算の後、いろいろまたこうやって掘り下げてくると、非常に合点がいかない、不明な点が、今の会社の名前もそうなんですけれども出てきます。

このゼロテックファーム、今おっしゃられるようにグリーナーがつくった会社だとかおっしゃっていますけれども、5年の9月に、まさしく東伊豆のために、じゃ、これをつくって。先ほど言いました、ダイチニチカラというのを東伊豆の生ごみで作ってどこか、島根県のオ

ーガニックのニンニクのところでもう売っているとか、九州のほうで田んぼに使っているだとか、そういうのがこのホームページで出てくるんですけどもね。でも、この会社、次の年明けに、お酒を売る会社にまた変更しているんですよ、追加変更をしている。ですから、非常に実績があって云々とかというのが、どうもすっきりしないところが最初からあったんです。

それで、もう一つは、そのお金じゃないんだよ、包括連携協定なんだよというんですけども、その内容すら見させてもらっていないし、協定書も僕は見たことないです。もともとほかの企業とやっているものを出せるのに、ごみの堆肥化の協定書はなぜ見せてもらえないのかな。それが無いから、いつ結んだよねとも、私にとっては言えないし。

もともと、皆さんも御承知のとおり、自然災害が頻発するのが原因で、緊急物資の供給、それから避難場所の提供、災害情報の共有、住民とのコミュニケーション、弊社を使ったシステムで、地方自治体を応援していきたいというのが、この包括連携協定の生まれた背景にあるわけですね。

でも、この会社、ほかの自治体とそんなことをやっていないし、東伊豆といろんなことをするために会社をつくって起こして、グリーナーさんも東伊豆と仕事をするために目的の変更を、11月に議会で説明する4か月前ですよ、この4か月前に堆肥の製造販売というのを登記しています。

こういうのを時系列で見ると、よほどの方が町長にこういうことを紹介して、町長もこれをよほど、今まで自治体の首長となったからにはやりたいなと思っていて実行されたのかどうか。そういうのも含めて、非常に首をかしげてしまうんですけども、そこがこの会社を選んだ理由というところに非常に合点がいかないところなんですよ。

しかも、前回の総務課長が答弁くれましたけれども、指名参加には出ていないということで。その方が介さなければ、このグリーナーという会社が皆さんも、我々もそうですけれども、一般的な大きな会社とは違って専門的な分野の会社なんだろうけれども、知り得るすべがなかったということで。

この辺の選択理由というのが、9月の議会でもそうですし、今日の答弁でもなかなかちょっと理解が難しいんですけども、その辺は、もう一度、簡潔に簡単に、選んだ理由お願いできますか。

○議長（栗原京子君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） 御質問ありがとうございます。

いろいろ長い御質問をいただいたんですけども、民間企業がやっている詳細について、行政がそこまでどういう体制でこれから仕事をしていくかまでは、その後のことまでは把握できないことがまずあるということ。あと協定を見せないというお話がありましたけれども、そういう事実はあるのかどうか、ちょっと担当課長から確認をしていただきたいと思います。少し偏っているというか、誤解を受けるような質問、キャッチボールの中で、今、質問をされているわけではなくて、自分の思われている話だけをずっと今、言われていたということにおいて、少し誤解を受けないような質疑応答ができればとてもありがたいなと思っております。

まずは、今の協定を見せないというわけではなくて、恐らく地元新聞にもその協定の話は出ていると思いますし、記憶です、これはすみません。具体的な詳細な、事前通告なかったので記憶で言っていますけれども、そういう意味では認識は図られていたのかなと思いますし、繰り返しになりますけれども、協定について内容を見せていないということは個人的にはないのではないかなという認識があるので、そこについては担当課長から、当時か、担当課長からお話をさせていただければと思います。

あとゼロテックファームとグリーナーについては、その後、多分、契約したその流れの後、どのタイミングでゼロテックファームという話が出たかちょっと記憶は定かではないんですけれども。当町、私たちとしては、ほぼ同じ固まりというふうな認識だったような気はしております。

以上です。

○議長（栗原京子君） 企画調整課長。

○企画調整課長（太田正浩君） 協定書、決してお見せしないと意図的にしているわけではなくて、そちらのほうはまた提出させていただきたいと思います。

こちらは、2024年1月29日に新聞のほうにも出ておりましたが、マスコミさんの前で行いましたので、決して隠すつもりは全くありません。そうですね、このような内容ですので、また資料のほうはお出ししたいと思います。

以上です。

○議長（栗原京子君） 2番、鈴木議員。

（2番 鈴木伸和君登壇）

○2番（鈴木伸和君） そうしますと、先ほど言いました、その同じ会社だから再委託に当たらないよという認識でいらっしゃるということでよろしいんですね。再委託。再委託。グリ

ーナーと契約しているんだけど、仕事はこのもう一つの会社の名前見ましたけれども、そこでやっているんですけれども、それは再委託ではないという認識なんです。

○議長（栗原京子君） 企画調整課長。

○企画調整課長（太田正浩君） まず、ゼロテックファームにつきましては、こちらグリーンナーの子会社ということで伺っておりますので、再委託ということではないと認識しております。

以上です。

○議長（栗原京子君） 2番、鈴木議員。

（2番 鈴木伸和君登壇）

○2番（鈴木伸和君） 時間の関係もありますので。

今回いろいろ、9月の決算議会で決算を認定していただいたので、改めて2,100万というのは無駄に使ったということが判明しているわけですね。で、これを、今回、今年の、今、契約はまだ生きていますよという話なんです。そうしますと、今年の7年度の契約で、当初予算で今3,100万円の予算が計上されていて、合わせて5,000万、こんな大きなお金をかけて、契約書を見直しているとか、私の責任だ、これ、私、済まないと思うんです。実際に。白田橋が通行止めになって交通量が増えて困っているからカーブミラーつけてねというのもまだつけていない町が、去年2,400万、改修工事も含めて決算した数字です。これだけ町に損失を与えているんですよ、町長。

今年も今止めているけれども、月々支払いする契約になっています。ですから、お金はどんどんグリーンナーにいっています。グリーンナーは今言ったその協力会社が作った堆肥で、ほかで商売をされている。これ、反省するどころじゃ済まないと思うんですけれどもね。1回もう、この契約を今見直しているんだったら契約を解除しましょう。元に戻してゼロからスタートで、もう一度準備不足を補って、何が足らなかったか、今おっしゃっているものを、もう一度スタートラインに並べて準備をしてスタートさせないと、今止めれば、言い方悪いですが5,000万円の町の損失で済むんですよ。5,000万円もと言う人もいるかもしれませんが、決算した数字と今年の当初予算、これで契約を解除すれば5,000万円で済みます。このままずるずる続けていくと、前回にお示しいただいたとおり、3億幾らのお金がかかってくるわけですね。ですから、この辺は、今、町長は相手の会社とは何度かお会いになって、そういう協議はされているんですか。もし、ひぎを詰めて会ってそういう協議をされていないのであれば、これは一度、解約していただいて、契約を締めていただいて。そ

うすると、この契約書に書いてあります。機械は自分たちが自分たちの費用で持って帰ると書いてありますので。町に損失ないじゃないですか。これだけの、もう町に損失を与えておいて深く反省しているじゃ済まないと思いますよ、町長の姿勢として。そこはどのようなお考えでいますか、再度聞きます。

○議長（栗原京子君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） はい、御質問をありがとうございます。

まず、先方とひざを突き合わせてという段階であります、これまでは担当課、事務方ベースでずっと議論をさせていただいておりました。ただ、この期に及んでというか、こういう状況になって、先般、向こうの代表者の方と直接お話をさせていただいて、どういう打開策があるかという話は実際にさせていただいております。

加え、それを踏まえまして責任についてなんですけれども。やはり管理監督責任があるというふうには認識をしております。今回の契約書締結に際しては、私としては当然十分なリーガルチェックが行われていると認識をしておりましたが、結果的には十分なリーガルチェックは行われておりませんでした。それも私の責任といえば、私の責任かもしれません。この点に関して、私は行政のトップとして、全体の事業運営に対する管理責任を負いますので、結果的にその過程を適切に監督できなかったという責任はあると思っております。

また、同時にリーガルチェックが行われなかったことに対しては、私としてその情報共有や確認の不十分さもあったと思いますので、今後、重要な事務手続については、担当課からの報告や進捗確認を適切に行っていかなければならないと思っております。

反省のみならず、実施すべき対応としては、まず組織内での情報共有と確認の強化が考えられると思っております。業務フローの明確化も有効な手段と考えています。事業実施に関わる重要な手続、これ今お話になっている、論点になっている契約書、あとは仕様書作成とか、あとリーガルチェックについて具体的な業務フローを明文化し、担当課が手順を遵守しているか確認する仕組みを整えること、そのような状況で改善が図られるとも思っております。

また、定期的な報告体制の構築に関しては、各課に対して定期的な進捗報告を義務づけたら、私が直接確認できる体制を構築しなければいけないと思っております。これにより、業務の各ステップで適切なチェックが行われるようになると思っております。

問題となるリーガルチェックについては、リーガルチェックを必須とするルール策定が必要だと思っております。そこの部分は、現場判断でリーガルチェックの度合いをどうも考え

たらしいんですけども、結果的にこういう事態に陥っていることを鑑みますと、やはりルールづくりというのが必要かと思っております。

契約書や重要な仕様書を作成する段階で必要と思われるプロジェクトに関しては、必ずリーガルチェックを行うルールを明確化し、リーガルチェックを担当課が相談しなくても、一定の重要な文書には必ず法務関係の部局とか外部弁護士によるチェックを受けることを必須とする、そのような体制が有効と考えております。

チェックリストの導入ももしかしたら有効かもしれません。事業を実施する前に法的確認、また契約内容確認などのチェックリストを作成して、それを全て担当課が遵守する形にしていくということが有効かと思っております。

また、責任の所在を明確化についても、重要な視点だと考えております。今回のプロジェクトは新しい取組ということもあり複数の課にまたがる内容で、関係する部署間で責任が不明確でありました。その点については反省をしております。

今後は横断的プロジェクトの責任範囲を文書で明確にして、役割分担をはっきりさせることが重要だと考えております。また、リーガルチェックの担当部署や外部弁護士の役割も定義をし、チェックのタイミングを明確にすることが効果的だと考えております。

一方で、外部の専門家によるサポートの強化も有効だと考えております。この前の、前回の答弁でも申し上げましたけれども、職員のマンパワー不足の中で、役場職員の負担を軽減する目的もありますが、役場関係者の知識・経験不足を補うためにも、外部コンサルタントや専門家の活用が有効なのではないかと考えております。

特に、堆肥化事業のような専門的な知識が必要なプロジェクトについては、外部の専門家、例えば環境コンサルタントや法務専門家を早い段階から関与していただいて、事業運営におけるリスクの最小化を目指すことが有効だと考えております。これにより、役場の内部だけで判断を誤ることを防げるのではないかと考えております。

そして、最後に情報共有とバランス強化のための制度づくりが重要だと考えております。今回のプロジェクトでの反省点の一つは、受託者と行政の間で認識を共有するために必要な会議・打合せの際の正式な記録簿が作成をされておりました。これは以前からなのかよく分かりませんが、この対応のためには、これまでの考え方、つまり、これまでの組織文化の改善が必要だと考えています。各担当課が指示に従って、必要な手続や相談を行う文化を根づかせるために、またリスク回避ができる仕事のやり方が必要だと感じております。

ここでも私がしっかりと対応をしなければいけないと考えております。積極的に現場との

コミュニケーションを取ることで、事業を進める上で、協力体制をつくり出すことが必要だと考えております。

なお、正式な記録簿の作成に関しては、本当に今回すごく反省をしております、いろいろな議論が、言った言わないの水かけ論になっているということも、今回、事業が進まない大きな要因になっております。そのようなことを鑑みて、今回のケースをきっかけに、役場内で統一した記録簿のフォーマットをつくらせていただきました。これ確認したんですけれども、役場の中で統一した記録簿のフォーマットもないというお話でしたので、それを作らせていただきました。併せて、この運用の仕方も決めさせていただき、次の管理職会議で説明をして、このしっかりとした記録を残していくということを共有を図りたいと考えています。

今回の一連の課題については、町長として管理監督の不十分さがあったと真摯に受け止めております。その上で、情報共有の強化、業務フローの明確化、リーガルチェック体制の必須化、そして責任範囲の明確化、そして外部専門家の活用など、必要な改善策を着実に実行していかなければならないと考えております。組織文化やガバナンスの強化にも継続して取り組み、再発防止に全力で努めていく所存です。

いずれにしても、今はまずこのプロジェクトを確実に軌道に乗せ、町として成果につなげることを最優先に取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（栗原京子君） 2番、鈴木議員。

（2番 鈴木伸和君登壇）

○2番（鈴木伸和君） 損失のお金の話とか全然されないもので、ちょっと長々と御答弁いただいたのがっかりしましたけれども。今朝方、施政方針の中で、限りある財源をより効果的・効率的に配分するよう努めると、ここでおっしゃっていましたが、それにそぐわないような、これ、ぜひとも、一時、契約を解除していただいて、御自分の出处進退も含めて、ちゃんとした自分への責任を明確にさせていただくことを最後までお願いして、この質問を終了します。

○議長（栗原京子君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） 厳しい御指摘として真摯に受け止めてまいりたいと思います。行政の長として、責任を放棄するつもりはありませんが、ただ現在は事実の把握と原因分析、そして改善策の実行を進めている最中でありまして、私がここでどのような対応をするかという

ことについては、それらを途中で放棄をすることにもつながりかねないということもあります。行政運営の混乱を招き、再発防止に大きな遅延を生じさせると考えておりますので、責任の取り方等についてはいろいろあるかと思えます。問題を正面から受け止めさせていただいて、まず改善を完遂することが私に与えられた責任だと思っております。

以上でございます。

○議長（栗原京子君） 次に第2問、職員の人材不足と定数管理についてを許可します。

2番、鈴木議員。

（2番 鈴木伸和君登壇）

○2番（鈴木伸和君） 2問目です。非常に時間がなくて、とっても残念なんですけれども。

地方自治体の職員の人材不足と定数管理についてをお伺いします。

地方自治体の職員には、効率的な行政運営と多岐にわたる住民サービスの維持が求められ、また有事の際には重要な自治体本部の一員としての責務を担うなど、日々、住民が安心して生活していく上で、地域を支える最も重要な組織の一員です。

当町は以前より、専門職を含め人材不足については十分に認識をしていますが、ここ数年の早期退職者が多い現状を鑑みると、職場でのサポート体制の強化による処遇の改善や、働きやすい職場、魅力的な職場づくりに向け改善を図ることが急務であると思えます。

そこで、以下の点について伺います。

1点目、当町の職員の定数管理計画はどのように行っていますか。

2点目、今年度も早期退職が多いと聞いていますが、その要因は町長は把握していますか。

3点目、土木の技術者や保健師等、専門の分野の職員の少なさが顕著であります。何か特別な対策をしていますか。

4点目、職員の人事配置はどのように決めていらっしゃいますか。

以上、よろしくお願ひします。

---

### ◎会議時間の延長

○議長（栗原京子君） 町長の答弁に入ります前にお諮りします。

本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめ延長したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(栗原京子君) 異議なしと認めます。よって、本日の会議時間は延長することに決しました。

会議時間を延長し、町長の答弁部分のみ許可します。

町長。

(町長 岩井茂樹君登壇)

○町長(岩井茂樹君) ありがとうございます。

職員の人材不足と定数管理について、御質問をいただきました。

まず、当町の職員の定数管理計画はどのように行っているかということであります。職員の定数管理計画とは、将来の行政需要や業務量を見込み、組織全体で業務を効果的・効率的に遂行するために、将来的に必要な職員の数を中長期的に定める計画であります。この計画に基づき、各年度の職員採用数や部署ごとの配置数が決定されます。単に、職員数を削減するのではなくて、人口構造の変化や行政ニーズの多様化に対応しながら、限られた人的資源を最適に配置するための戦略的な活動でございます。これを踏まえ、当町の職員の定数管理計画について御答弁申し上げます。

本町の定数管理は、単に職員数を何人にするかという数量的な問題ではなく、行政の機能維持と財政の持続性を両立させるための、言わば行政経営の根幹をなすものであります。総務省が示す新地方行政指針や地方公共団体の定員管理の在り方などを踏まえつつ、本町の定員適正化計画を定め、5年ごとの見直しを行っております。定数管理とは機械的に増やす、減らすという性質のものではありません。本町のように人口規模が小さく、地域特性から高齢化率が高い自治体においては、窓口相談業務、生活支援業務、災害対応、地域支援等の、人が担わなければならないサービスが相対的に重くなる傾向がございます。また、国・県からの事務の権限移譲や制度改正が多発する昨今では、行政文書の作成・チェック・現場確認等、一定のマンパワーが必要となる業務が、むしろ増加しているのが現実であります。

そのため、一般行政部門の職員数は全国類似団体の、人口1万人当たりの職員数を参考にしつつ、職員の年齢構成や外部団体への職員派遣の状況等を分析、それらに要する標準的な人員を算出し、さらに災害対応や危機管理、防災拠点としての行政の責務も踏まえ、有事の際には必ず一定数の職員が確保できる体制も重要な要素として位置づけております。

また、町職員定数条例において、町長部局や教育関係など、根拠を持った上限が定められており、この範囲内で適正配置を図る方針であります。

しかしながら、この条例の定数はあくまで上限であり、常に定数ぎりぎりまで採用するといった性質のものではございませんので、財政状況や事務量、将来見通しを踏まえて、必要な機能を確保することが、地方自治体の定数管理であると考えております。

特に、昨今は少子高齢化の進行により、人口規模の縮小が進む一方で、地域福祉や介護保険、子育て支援、インフラ老朽化対策など、行政サービスは増加しておりますので、人材育成の観点から継続的な研修や資格取得支援など、職員がスキルアップできる各種研修制度等も設けております。

さらに、近年はDXやAIの活用により、業務効率化が見込まれる一方で、ITスキルやデジタル知識を有する職員が必要となり、定数管理と同時に人材の管理が不可欠となっている環境変化を踏まえ、行政機能の持続可能性と住民サービスの向上を両立できるよう、努めているところでございます。今後も人口減少社会において求められる行政の姿を的確に捉え、効率化と品質維持の両立を図りながら、適正な定数管理を続けてまいります。

続きまして、早期退職者についての御質問をいただきました。その要因は何かということでございます。

まず、今年度の状況につきましては、職員個人のプライバシーへの配慮等も勘案し、辞令等を交付前の現時点で公表することは控えさせていただいて、昨年度までの状況を踏まえお答えいたします。これは、人事最終的に決定はしていないのでなかなかそこまでは踏み込めないということでございます。

昨年のお話をさせていただきますが、令和7年9月議会での楠山議員からの御質問にもありましたとおり、平成16年度から令和5年度までの20年間の平均退職者数は年間6.7人、最近では令和6年度に10人が退職をしており、その背景には全国的な構造変化が存在するものと認識しております。

まず第一に、日本全体で終身雇用の崩壊、キャリアの流動化が進んでいるという社会的影響がございます。特に若年層においては、公務員として安定的に勤務するという従来型の価値観よりも、自分の時間を大切にしたい。より自分の専門性を生かしたいといった価値観が強く、これは本町に限らず、全国の自治体でも大きな課題となっております。

また、国家資格を持つ職員や技術系職員では、民間需要の高まりに伴い、より待遇のよい職場に移る例も散見されます。

第二に、人口規模の小さな町においては、必然的に1人の職員が担う業務範囲が広がるという特徴があります。企画・事務・対人支援・現場業務が同時に発生するような多機能型

の働き方が求められるため、日々の業務負担が重くなりがちです。災害対応、観光シーズンの対応、急速な制度改正などにより、臨時的な業務が増加することも影響しております。

第三に、ライフステージの変化がございます。昨今は家族の介護、配偶者の転勤、子育て等を理由に退職を選択する例も増えております。また、団塊ジュニア世代が退職期を迎えつつあり、退職時期の集中は全国的に顕著な傾向であります。

こうした背景を踏まえ、本町としては単なる退職者数の高だけで事態を判断するのではなく、職員が安心して働き続けられる環境をつくるための抜本的対策が不可欠であると考えております。

具体的には、夏季休暇等の取得時期の延長や、時間外勤務の縮減に努めるとともに、業務の標準化、A I の活用、外部委託の拡大、ハラスメント防止対策等を取り入れ、多方面の施策により対策を図ってまいります。

専門性を問われる課題については、政策アドバイザーの助言を得て、事業の推進に努め、またフルタイムで働くことが困難な方には、会計年度任用職員として活躍していただけるよう、積極的な雇用を進めるとともに、地域おこし協力隊、現時点では11名でありますけれども採用をし、個々の秀でた能力を生かして様々な事業に取り組んでもらっており、総合力を上げられるように努めております。

町としては、退職者が一定数いるということを経営の危機だけではなくて、組織の構造改善の契機と捉え、持続可能な行政運営を実現するため、職場環境の改善をさらに推進していきたいと考えております。

それと、3番目、これは土木技術者のことについて触れられております。あと保健師ですね。土木技術者・保健師等、専門分野の職員の少なさ、これは何か対策をしているかということについてであります。

専門職の確保は、本町に限らず全国的に深刻な問題になっております。特に、土木技術者、建築士、保健師、栄養士、社会福祉士などの専門資格が求められる職種は、自治体、民間双方から需要が非常に高く、人口規模の小さい自治体では採用競争力の観点から不利な状況が鮮明であります。

加えて、インフラ老朽化対策や公共施設再編、保健予防業務の高度化など、専門職の必要性はむしろ増しており、人がいないから事務を減らすという単純な整理が困難な分野でもあります。このような現実を踏まえ、新卒採用だけでなく、社会人経験者、U I ターン職員募集など、多様な採用枠を設置。資格取得や専門研修の受講については、先ほども申し上げま

した自主研修による助成に加え、国や県への人材派遣による人材育成広域連携による他市町との協力による専門性補完など、様々な対策による対応を図っております。

今後はさらに政策に特化したアドバイザーの協力を求めつつ、外部化が可能な業務については積極的に委託化を進め、まだDX化推進による業務効率化とAIの活用による相談業務の支援など、限られた専門職員を高度業務に集中させる体制を構築していきたいと考えております。

これらは一朝一夕に成果に出るものではありませんが、専門職不足から自治体運営の根幹に関わる問題である以上、今後も継続的かつ戦略的に取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、職員の配置はどのように決めているかという御質問をいただきました。

職員人事は、各職員の適正・能力・経験を踏まえつつも、あくまで行政組織としての最適化を図る観点から配置を行っております。当然ながら、全ての職員の希望に応えることはできませんが、個々の職員の希望を尊重しつつ、よりも、住民サービスの質を維持するために、組織として何を優先すべきかを重視するのが基本姿勢であります。

検討に当たっては、まず職員意向調査の取りまとめ結果を基に、業務量や専門性、繁忙期の体制、災害時の対応力などを総合的に分析し、町全体のバランスを踏まえ、関係部署と協議の上、配置をしております。

特に、小規模自治体では、多機能型公務員とも呼ばれるように、幅広い業務を扱える職員の育成が不可欠であります。そのため定期的な異動により、総務・窓口・防災・観光といった主要分野を経験し、組織全体を俯瞰できる人材育成も重要視しております。

一方で、保育士・土木職など専門性を有する職員については、業務継続性の観点から同じ部署での勤務を継続しやすい配置とするなど、柔軟な運用も行っております。

こうした取組を通じて、限られた人材であっても、持続可能な行政サービスを提供できる体制整備づくりを進めているところでございます。

以上でございます。

---

### ◎散会の宣告

○議長（栗原京子君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会します。

御苦労さまでした。

散会 午後 4時41分

## 令和7年第4回東伊豆町議会定例会会議録

### 議事日程（第2号）

令和7年12月4日（木）午前9時30分開議

日程第 1 一般質問

1. 8番 西塚孝男君

1) 育てる農業について

2) 地域防災について

日程第 2 議案第67号 東伊豆町電気自動車用急速充電器の設置及び管理に関する条例の  
制定について

日程第 3 議案第68号 令和7年度よりみち135（旧稲取幼稚園）改修工事（建築工事）  
請負契約の変更について

日程第 4 議案第69号 財産取得に伴う変更契約について

日程第 5 議案第70号 令和7年度東伊豆町一般会計補正予算（第4号）

追加日程第1 発議第 2号 議案第70号 令和7年度東伊豆町一般会計補正予算（第4号）  
に対する附帯決議について

日程第 6 議案第71号 令和7年度東伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

日程第 7 議案第72号 令和7年度東伊豆町介護保険特別会計補正予算（第2号）

日程第 8 議案第73号 令和7年度東伊豆町水道事業会計補正予算（第3号）

日程第 9 報告第 7号 専決処分の報告について

日程第10 報告第 8号 令和7年度教育委員会自己点検・評価報告書（令和6年度分）の  
提出について

日程第11 発議第 3号 円滑な行政運営を図る決議について

日程第12 陳情・要望書等の審査について

日程第13 常任委員会の閉会中の所管事務調査について

日程第14 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

---

### 出席議員（12名）

1番 山田豪彦君

2番 鈴木伸和君

3番	楠山節雄君	5番	笠井政明君
6番	稲葉義仁君	7番	栗原京子君
8番	西塚孝男君	10番	須佐衛君
11番	村木脩君	12番	内山慎一君
13番	定居利子君	14番	山田直志君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	岩井茂樹君	副町長	鈴木嘉久君
教育長	横山尋司君	総務課長	福岡俊裕君
企画調整課長	太田正浩君	住民福祉課長	鈴木貞雄君
健康づくり課長	中山和彦君	健康づくり課参事	柴田美保子君
観光産業課長	梅原巧君	建設整備課長	村上則将君
防災課長	加藤宏司君	教育委員会事務局長	齋藤和也君
水道課長	中田光昭君		

---

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	村木善幸君	書記	相馬奨君
--------	-------	----	------

---

開議 午前 9時30分

◎開議の宣告

○議長（栗原京子君） 皆様、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で、議員定数の半数に達しております。

よって、令和7年東伊豆町議会第4回定例会2日目は成立しましたので、開会します。

これより、直ちに本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（栗原京子君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

議事日程に従い、議事を進めます。

---

◇ 西塚孝男君

○議長（栗原京子君） 8番、西塚議員の第1問、育てる漁業についてを許します。

8番、西塚議員。

（8番 西塚孝男君登壇）

○8番（西塚孝男君） おはようございます。

私の質問は2問になっていますので、ひとつよろしく申し上げます。

1問目、育てる漁業について。

町の将来の漁業資産、資源、そして、海の環境再生に関わる重要な開発として、トンネル工事で発生する岩石の有効活用と藻場回復の取組について伺う。

- 1、東伊豆町沿岸における藻場の現状について、町としてはどのように把握しているのか。
- 2、伊豆縦貫道のトンネル工事が出る山石を活用し、漁礁を造成し、激減した藻場を回復させるための実証実験を行うべきと考えるがどうか。

ひとつよろしく申し上げます。

○議長（栗原京子君） 第1問の答弁を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） 西塚議員の御質問にお答えをいたします。

第1問ということで、育てる漁業についてということで御質問いただきました。

東伊豆町沿岸における藻場の現状ということで、最近いろいろな原因が考えられる中で、藻場がかなり少なくなってきたというお話を私も伺っております。そのようなことも念頭に置きながら、御答弁申し上げます。

沿岸の藻場については、漁協や漁師の方から情報として、今お話ししましたけれども、藻場が年々少なくなり、具体的に言うと、サザエやアワビ、伊勢海老などが減ってきているという認識を持っております。さらに、これまで生息していなかった魚種も見られるようになったという情報も入ってきます。

これらは、黒潮大蛇行など様々な要因があると思いますが、いずれも海水温が年々上昇しており、これまで元気に育っていた海藻にとって育ちにくい環境になっているということが考えられます。さらに、冬場も水温が下がらないため、ブダイやアイゴといった魚の活動が鈍らず、海藻の捕食を続けるということで、海藻が育たない要因にもなっていると考えられております。

また、町内では実施していないようですが、対策としては、静岡県水産・海洋技術研究所伊豆分場と漁協が協力をし、藻場の再生のため、高水温に強い海藻の繁殖試験を実施していることや、ブダイやアイゴといった海藻を食べる魚種を減らしていく取組を行っています。

海水温上昇に対応していくために様々な方策が検討され、実験も行われているところですが、効果的な対策が見いだせれば、町内においても取り組んでいくべきだと考えております。

続きまして、今、伊豆縦貫自動車、建設が進んでおります。当町もその一部建設発生土を受け入れて、新しい農地を造るという基盤整備の事業も予定をされているところでございます。そのようなことも踏まえまして、そのような建設発生土の一部を利用して漁礁を造ったらどうかという御指摘だと思っております。

それに対しましては、伊豆縦貫自動車道の際に発生する岩石の活用としては、これまでにない視点であると思います。御提案をいただきまして、ありがとうございます。

地域の漁業関係者の方々に同意をいただくことが最優先であるというふうに考えておりますが、道路の施行側と業者側の利害関係が一致すれば不可能ではないのではないかなど、こ

のあたりは下田土木事務所のほうの見解も伺っているところです。

ただ、下田土木において前例がなくて、石を入れた後の海の環境変化が不確定であるため、漁協との交渉や整備方法の検討など難しいこともあるという認識でありました。恐らく建設発生土というのは岩ばかり出るわけではなくて、岩もあれば土砂も一緒に混ざっている状況の中で、それを分別して運ぶときの手間の問題と、もしそれを分別しないで運んだ場合、そのまま海洋に投棄というか、入れた場合に海が濁るのではないかと、いろいろな多分懸念があるのではないかなというふうに個人的には推察をしているところです。

稲取漁協のほうでも、伊豆分場に相談していただいたようですが、許可手續のことや、今お話をしました投棄に当たらないか、投棄というのは不法な投棄に見なされてしまっては事業はできないということだと思えるんですけども、そういう心配もあるということでした。ただ、新しく石を入れると海藻が付きやすいということもあるようで、検討の余地はあるようです。

いずれにしても、漁業者が求める方策であれば、町としても協力していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（栗原京子君） 8番、西塚議員。

（8番 西塚孝男君登壇）

○8番（西塚孝男君） 今、町長がおっしゃるように、今、縦貫道でいわゆる困っていると。砂は持っていくところがあるけれども、石を持っていくところがないとかという話も聞いたり、野積みにしていて、砂が、石が現れていると。今、町長が言いますように、山石って本当に海藻が付きやすい。本当に今自然にある海岸の石も台風できれいに洗われると、次の年はすごく藻がつく。そのように自然のサイクルになっていますけれども、今本当に南伊豆半島、南伊豆、西伊豆、本当にサザエ、アワビが本当に激減して、今年辺りなんかも、いわゆる南伊豆に稲取のサザエをみんなを持っていったりとかしているぐらいに、もうどこでも、伊豆半島みんな困っている。

そういう中で、この前、伊豆漁協の組合長とちょっと話の中で、いわゆるそういう石を使って、伊豆縦貫道は早く完成するような協力をしながら、漁協にもいい考えではないかというような話の中でしたもので、こういう質問しているんですけども、いわゆる観光立町で生きているこの町が、伊豆縦貫道が早くできて、そういう中の協力ができていくということが、この町にとってすごくいいことだなと思っているんです。

黒潮蛇行が今年元に戻ってきたという中で、また海の温度も変わってくるのかなと思うんで、そういう中で、実験的なことをこの町が推進していけばいいのかなと思うんですけれども、町長も向こうの水産試験場とかそういうところの意見が取れればやってみたいというようなら、やってもらったほうがいいと思うし、先駆けて東伊豆町がやることで、みんなが助かることなら、もう全面もって町が協力してくれたらいいなと思っていますけれども、どうですか。

○議長（栗原京子君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） 御質問ありがとうございます。

今、お話の中で、土砂というか細かい部分、粒土部分という細かい部分については持っていき場があるけれども、岩の持っていき場がないというのは、すみません、私もあまり知らなかった話であります。具体的にどのような建設発生土が出ていて、それがどのような感じでそういうところに活用されているかというのは、ちょっと一度確認させていただければというふうに思います。

この環境問題を絡めた話というのは、本当にいろいろな要因がたくさんあって、例えば山が荒れているから、海に栄養分が入らないから、その海藻もだんだん駄目になるんじゃないかという話もあれば、一方で温暖化という話もあって、温暖化に付随して、それによって、熱帯の魚が増えてきて、それがしかも越冬するので、それが海藻を食べてしまうんじゃないかとか、いろいろあるので、その辺は自然環境をしっかりと見極めながら、漁業者の皆様の御意見も聞いて、なおかつ県にしっかりと相談をしながら、あとは国ですね、相談をしながら、適切な対応が取れるといいのかなと思いました。

以上です。

○議長（栗原京子君） 次に、第2問、地域防災についてを許します。

8番、西塚議員。

（8番 西塚孝男君登壇）

○8番（西塚孝男君） 2問目の地域防災について。

今、相模トラフを震源とする大規模な地震を踏まえた訓練をしているが、自主防災会、隣組が高齢化で深刻な課題となっている。町が最低限の見守り体制をつくる方向が必要と思うが、町の見解を問う。よろしくお願ひします。

○議長（栗原京子君） 第2問の答弁を求めます。

町長。

(町長 岩井茂樹君登壇)

○町長（岩井茂樹君） 第2問の御答弁を申し上げます。

地域防災についてということで、相模トラフを震源とする大規模な地震が発災したときの対応ということで、町が最低限の見守り体制をつくる方向が必要と思うということに対しての御質問でございます。

これ、防災については、基本的には自助、共助、公助の順番が重要だと思っているということと、その役割分担をどこに持っていくかというところがとても需要だというふうに思っております。それを踏まえて御答弁を申し上げます。

まず、東日本大震災や熊本地震以降よく用いられるようになった言葉として、「公助の限界」という言葉がございます。これは、平成26年度版の防災白書、これ、内閣府なんですけれども、がそういうような表現をしているということなんですけれども、大規模災害時には、町職員自身も被災者となり、全ての町民を迅速に支援し続ける体制を維持することが困難であるという考え方です。

また、2016年の熊本地震で被災した自治体、これ、球磨村でありますけれども、地域防災計画には、村民が留意すべき事項として、役場が1人1人の状況に応じて避難情報を共有することが不可能である、災害の脅威が間近に迫っているとき、役場が1人1人を助けに行くことはできない、役場は万能ではないと行政の限界を地域防災計画に、これ、本当に具体的に明記をしているところです。

これは、きれいごとや建前では命を守れないという実感に基づいて、本当に被災を受けた役場の方々そういう思いを、これ、なかなかこれを明記するのってかなりハードルが高かったと思うんですが、それをあえてここで書いているということでございます。

これから明らかなおおり、大規模災害の発生時には、町民お一人お一人が自発的に支え合う、先ほどお話をした自助、この場合互助・共助ということになっておりますが、極めて重要だと。身近な地域の実情を最も理解しているのは、そこに暮らす皆様御自身であります。災害時に限らず、平時よりお互いに助け合える関係性を育み、いざというときに機能する地域力を高めていきたいと考えております。

一方で、高齢化や単身世帯の増加、住民の価値観の多様化に伴い、区や班への加入が低下していることは、本町が直面している地域課題の1つであると認識しております。

区や班を離脱された方、もともと未加入の方、外国籍住民の方々など、多様な未加入世帯に対する情報伝達や見守り、これは共助でありますけれども、の体制が脆弱化している現状

は、防災・減災や地域のセーフティネット機能維持という観点から看過できない問題だとも考えております。

行政として公助には限界があるという認識を持っております。したがって、行政の対応しきれない部分については、地域住民の皆様にご自助、共助の中で対応していただく必要がございます。

そのため、災害情報や生活に必要な情報、支援を確実に届けるべく情報伝達手段の多重化、言語化などを図るとともに、地域防災の要である班のマンパワーを強化するため、転入時に区や班へ加入を促す取組、これ、動機づけとも言えるかもしれませんが、そのようなことを行うことが有効だと思っております。

これらによりまして、地域の防災力を着実に向上させ、誰一人取り残されない地域コミュニティの実現に向けた対策を講じていければと考えております。

以上でございます。

○議長（栗原京子君） 8番、西塚議員。

（8番 西塚孝男君登壇）

○8番（西塚孝男君） 今、本当に町長の言うとおりに、災害があったときは、役場で何々をしてくれるのかということとはできないと思う。

だけれども、その前にできることというのは、今、隣組制度がいわゆる歯抜けになってきている。歯抜けになっていると、今、回覧板一つ取っても、20メートルとか離れたところに届けたり、2人で暮らしていて、1人がお亡くなりになり、もう1人で祭りも何もできないからと班を抜けるとか、そういうふうになってきて、抜けた人とかそういう、今までずっと入っていた組、班員が抜けていくと。

そういう中で名簿から外れていくというと、どういうことが起こるかといったときに、53年の大島地震のときに、自分区の班をやっていましたが、いわゆる災害物資、西町1組の1班は何名ですねとくる、毛布とか食料が。けれども、それに名前の載っていない人にはこない。本当にそれでいいのかと。そういうことを考えたときに、やはり区に入ると区費を払わなければならない。お金が発生してくる。それで、何かあったら、祭りとかそういうの出なければならないとかという用事が出てくる。けれども、年を取ってきてなかなか無理だという中で、やはり今までの隣組の在り方ではなくて、町としては、そのいる住民の名前は区でみんな書いてもらうとか、そういう中のシステムをつくったらどうかと思っているんですけれども、どうでしょうか。

○議長（栗原京子君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） 御提言ありがとうございます。

人口が減ってきている中で、地域コミュニティがなかなか厳しい状況にあるというのは十分認識をしております、今までのような同じ在り方では継続が難しいというふうにも思っております。

よく行政全体でお話が出るのは、自治体、よくほかの首長とも話をしている中で、これからは賢く縮むことが必要だよねという言葉が出ます。つまり、人が減っている中で、今までと同じエリアを全て維持管理していくのはなかなか難しくなってくる中で、賢くある程度人口規模に応じたものにコンパクト・アンド・ネットワークだと思うんですけども、集約していく努力というのは、実はこれからの大きな課題ではないかなと思っております。

そのような中で、まず、そういうような取組もこれから御議論していただくと同時に、新しい区や班の在り方と、そこに属することがなかなかできない方々への対応というのは、これからまさに検討していく課題だというふうに認識しております。

○議長（栗原京子君） 8番、西塚議員。

（8番 西塚孝男君登壇）

○8番（西塚孝男君） 本当に今いわゆる個人情報とかといういろいろ障害があって、誰がいるかも、どういう人がいるかも分からないと。隣組であっても分からなかったりする。そういう中で、この前の火事でも、みんながあれだけの火事だけれども、犠牲者が1人だったというように、隣組がみんなで声かけ合って逃げたというような。けれども、そのぐらいに声かけ合うぐらいに近くにいればいいけれども、先ほど言ったように、どんどん隣が遠くなっているという中であるという、やはり、そうしてまた、誰がどういう形で住んでいるのかと。また、地区によってはアパートとか、いわゆる寮とかがあって全然分からない。誰が何人いるのか、どこに何人、人が住んでいるのかも分からない状態があるところもあると思うんですよね。

やはりそういう人たちは、どうやって助けるのか、共助というけれども、そういう人たちには分からない。また、外国人の方がいっぱい入ってきている中で、本当に災害のときは、自分の身を最初守らなければいけないというのは一番大事なことで、それから、人を助けに行く。けれども、そういう中で、今のやり方だけではなくて、そこでいわゆる町としては、そういう寮とか、それで、外国人が住んでいるところ、そういう人たちにも分かりやすくする何か知らせ的なものがあつたらいいのかなと思うんですけども、町長、どうですか。

○議長（栗原京子君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます。

日本にいろいろ高度成長期を経て今に至っているということでもありますけれども、その中でいろいろな制度設計も変わってきていて、個人情報の話などはいいい面も多分にあると思うんですけども、逆にそれによってやりにくくなっている部分というのは、まさに地域コミュニティの辺とかそういうところに出ているかと思えます。その辺は、町ごとでいろいろ工夫をして対応の仕方を考えられないのかなと1つ思うのと、あと、外国人の方々が確かに東伊豆町の場合は、新しく転入される方が比較的多いということがあるので、その対応についてはしっかり考えなければいけないというふうに思っております。

昨日の質問でもありましたけれども、あれは観光のところでの御質問でありましたけれども、外国人対応ということで、今はもう皆さんスマートフォンを使われているということで、例えばそういうところをQRコードを使いながら、何か対応策を共有するということは、もしかしたらあり得るのかなと思っております。

いずれにしても、これまでのやり方ではなかなか解決できない問題だと思いますので、新しい考え方とか、そこの中には新しい技術を使ってみたり、そういう中で新しい方向性を見いだしていければよいなというふうに感じております。

以上です。

○議長（栗原京子君） 8番、西塚議員。

（8番 西塚孝男君登壇）

○8番（西塚孝男君） そうですね。いわゆる今までは旅館とかホテルの寮とかというのは、その旅館にお任せの体制だったと思うんですよ。けれども、先ほど言うように、災害のときは、そんなこと、旅館の社長とか役職ができるわけじゃないではないですか、自分だけがまず最初に生きなければならないというふうな中にあるのに。

だから、そういうところをやはり真剣に外国人を受け入れたり、よそからいわゆる今簡単に労働に来るその時期だけに、そのときだけバイトに来るとか、そういう人たちとか、そういう人たちもいるわけですよ。だから、いわゆる旅館に来ているんだから、旅館にお任せ、ホテルにお任せではなくて、やはりそういう人たちのこともよく考えた中のやはり安心な、東伊豆町に行くと安心だというような一つの何があっても大丈夫だというような体制づくりがやはり、よそから働きに来たり、リゾートバイトとか、そういう中で来る人たちの安心感を増えるような体制づくりすれば、今人材がなかなか集まらないとか、いろいろな問題があ

る中でひとつそういうところもあるのではないかなと思うんですけども、どうですか。

○議長（栗原京子君） 町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます。

今のお話の中でとても重要な視点があったなと思っております。それは何かというと、当町は観光地であるので、そこで働いている方々とか、外国の方が働かれたり、住まわれているという比率がほかの町に比べて比較的、同じ規模であれば多いのかもしれませんが。

そのような視点が1つと、あとは、人口が減っていく中で、当町が取り組んでいる1つのやり方として、交流人口とか関係人口を増やしていきたいという話、または、今国土交通省が進めている二地域居住という話がありまして、まさにそれは関係人口、二地域居住なので、そういうところが絡んでくる話だと思います。

今の文脈で考えると、多分そういう方々は、当然班にも入っていないし、区も関係ないしという方々がある一定数、別荘地で住まわれている方々に対してもやはりその辺もしっかりと考えていくということが重要なので、まさに避難すべき方々が多様化しているという中で、当町が何ができるかというのを、新しい考え方も取り入れながら対応していくという観点、御指摘いただいたので、これをしっかりと担当課と共に検討していきたいというふうに思っております。

○議長（栗原京子君） 以上で、西塚議員の一般質問を終結します。

この際、10時10分まで休憩とします。

休憩 午前 9時56分

再開 午前10時10分

○議長（栗原京子君） 休憩を閉じ再開します。

---

◎日程第2 議案第67号 東伊豆町電気自動車用急速充電器の設置及び管理に関する条例の制定について

○議長（栗原京子君） 日程第2 議案第67号 東伊豆町電気自動車用急速充電器の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） 議案第67号 東伊豆町電気自動車用急速充電器の設置及び管理に関する条例の制定について提案理由を申し上げます。

現在役場前に設置している電気自動車用急速充電器の使用料及び管理に関し必要な事項を定めるため、条例を整備するものです。

詳細につきましては、企画調整課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（栗原京子君） 企画調整課長。

（企画調整課長 太田正浩君登壇）

○企画調整課長（太田正浩君） ただいま提案されました議案第67号 東伊豆町電気自動車用急速充電器の設置及び管理に関する条例の制定について御説明いたします。

お手数ですが、資料3枚目を御覧ください。

今回の制定は、現在役場前に設置している電気自動車用急速充電器について、令和5年度からその使用料を諸収入、雑入として歳入しておりますが、有償で使用料を受ける根拠を明確化することと、管理に関し必要な事項を定めるため、条例を整理するものであります。

使用料については、現在e-Mobility Powerのシステムを導入しており、会員は5分まで138円、以降1分につき27.5円、会員以外は5分までは275円、以降1分につき55円としております。支払い方法は、課金システム、インターネットによります。充電時間は、1回当たり30分、ただし、次の利用者がいなければ連続して使用可能としております。

施行日は、公布の日から施行としております。

それでは、条例について主な部分を説明させていただきます。

資料2枚目のほうにお戻りください。

東伊豆町電気自動車用急速充電器の設置及び管理に関する条例。

第1条は趣旨、第2条は定義、第3条は名称及び設置場所を規定しております。

第4条は、使用時間として24時間使用可能と定めております。

第5条につきましては、使用料及び充電時間で、先ほど説明いたしました現行の料金に合

わせた内容としております。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行いたします。

以上、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（栗原京子君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（栗原京子君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（栗原京子君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第67号 東伊豆町電気自動車用急速充電器の設置及び管理に関する条例の制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（栗原京子君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第3 議案第68号 令和7年度よりみち135（旧稲取幼稚園）改修工事  
（建築工事）請負契約の変更について

○議長（栗原京子君） 日程第3 議案第68号 令和7年度よりみち135（旧稲取幼稚園）

改修工事（建築工事）請負契約の変更についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） ただいま上程されました議案第68号 令和7年度よりみち135（旧稲取幼稚園）改修工事（建築工事）請負契約の変更について提案理由を申し上げます。

去る7月1日に議決をいただきました令和7年度よりみち135（旧稲取幼稚園）改修工事（建築工事）の請負契約について契約の変更が必要となったため、地方自治法第96条第1

項第5号及び東伊豆町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定にもとづき、議会の議決を求めるものであります。

イベントで取り外したロッカーの再取付けによるレイアウト変更と厨房備品入札による厨房サイズ及びレイアウトの変更が発生し、変更契約が必要となったものであります。

詳細につきましては、企画調整課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（栗原京子君） 企画調整課長。

（企画調整課長 太田正浩君登壇）

○企画調整課長（太田正浩君） ただいま提案されました議案第68号 令和7年度よりみち135（旧稲取幼稚園）改修工事（建築工事）請負契約の変更について御説明いたします。

令和7年度よりみち135（旧稲取幼稚園）改修工事（建築工事）請負契約について、当初の契約については7月1日に、その後10月8日に変更契約の議決をいただきましたが、このたびさらに契約の変更が必要となったため、地方自治法第96条第1項第5号及び東伊豆町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

変更内容については、設計図書の変更であり、会談室側面のレイアウト変更と厨房スペースのサイズ及びレイアウト変更が主な内容です。

それでは、資料を1枚おめくりください。

こちらは、仮契約書となります。

今回の変更は、設計図書の変更であり、請負金額や工期についての変更はありません。

続いて、次のページを御覧ください。

今回の変更箇所を平面図にてお示ししております。

次のページを御覧ください。

会談室側面の変更内容を御説明いたします。

6月に開催した「さわって！はずして！つなげよう！よりみち135」のイベントで外したロッカーを壁に埋め込み、心地よい居場所を生み出すための仕掛けとして活用したいため、設計図書の一部を変更する内容となっております。

続いて、次のページを御覧ください。

厨房についてですが、備品購入の入札が終了したことから、厨房スペースの設計図書の一部を変更するものです。

内容としましては、縦の長さを4,300から4,600へ広くしたことで、丸みのある角を直角にいたしました。また、カフェから品物を出すカウンターの位置を中央からグラウンド側に変更する内容となっております。

その他イメージ図を添付しておりますので、御参考にしていただきたいと思います。

以上、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（栗原京子君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

14番、山田議員。

○14番（山田直志君） 厨房スペースの変更について伺いたいと思うんですけども、説明でもコンセプトが固まったというふうなことで変更が必要だということなんですけれども、どういうコンセプトになっていくんでしょうか。

図面には、ショーケースやドリンクバーというふうなことも書いてありますけれども、どういうコンセプトでここは活用していくのか、その辺の細かいところを教えてください。

○議長（栗原京子君） 企画調整課長。

○企画調整課長（太田正浩君） もともとよりみち135がいろいろな世代の方が集まれる、気軽に集まれる場所ということで、カフェもその魅力の1つとして考えております。ただ、物すごく凝った料理を作ることは今のところなくて、ドリンクバーですとか、簡単なスイーツ、そういったものをまずは提供し、もともとよりみち135が常に成長していくようなところでありますので、今後品物増やす等はいろいろ考えながらやっていきますが、当初からすごい料理を出そうというつもりはなく、その中で始めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（栗原京子君） 14番、山田議員。

○14番（山田直志君） そうすると、ドリンクバーがあるから、例えば自由に飲物等を活用していくという方式なのか、そこは町の直営カフェみたいな形で人員を配置するなどしてやっていく運営なのか、そのコンセプトの基本というのはどういう形になっていくんですか。

○議長（栗原京子君） 企画調整課長。

○企画調整課長（太田正浩君） 当面は直営でやらせていただきながら、職員も配置し、今、協力隊のほうも募集が終わったところで、そちらのほう配置してスタートしていきます。

今後につきましては、町から一旦離れるような形で、協力隊の団体をイメージしながら運営をやっていくんですが、当面は直営でやっていく予定です。

以上です。

○議長（栗原京子君） 14番、山田議員。

○14番（山田直志君） 商売としてやるのかなんだけれども、建物の1つの施設でそれがあ  
ることで、いろいろな形で有効な形になっていくというのも分かるんですけども、何か、  
経営形態も含めて、それで整備した備品もかなりあるわけで、家賃で備品代ぐらいは収益が  
出るのか、出ないのかも分からず、新たに担当課として仕事が増えるというふうなことにな  
っていきというのはいかがなものかというふうな部分があるんですけども、ちゃんとやは  
りコンセプトもあって、やはり仕事が、建設した後、ちゃんと自立して回っていくような形  
というのが理想ではないでしょうか。

○議長（栗原京子君） 企画調整課長。

○企画調整課長（太田正浩君） このカフェでお客さんがすごく集まるというイメージはな  
かなか難しいところはあると思うんですけども、ただ、場所柄人が集まる場所であり、  
しっかり稼いでいきたい。

今のところは、廃棄が出るようなちょっと生ものとかそういうものは扱う予定がないもの  
ですから、そういった面で、なかなか人件費まで出せるとは考えておりませんが、食材プラ  
ス備品のようなところはプラスになればいいというところで今目指して頑張っております。

以上です。

○議長（栗原京子君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（栗原京子君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（栗原京子君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第68号 令和7年度よりみち135（旧稲取幼稚園）改修工事（建築工事）  
請負契約の変更についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（栗原京子君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第4 議案第69号 財産取得に伴う変更契約について

○議長（栗原京子君） 日程第4 議案第69号 財産取得に伴う変更契約についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） ただいま上程されました議案第69号 財産取得に伴う変更契約について提案理由を申し上げます。

令和7年6月13日に議決していただいた物品購入の納入場所の変更に伴い、物品購入変更契約を締結したため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規程に基づき議会の議決を求めるものです。

詳細につきましては、防災課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（栗原京子君） 防災課長。

（防災課長 加藤宏司君登壇）

○防災課長（加藤宏司君） それでは、ただいま提案されました議案第69号 財産取得に伴う変更契約について御説明いたします。

令和7年度購入するバイオトイレは、当初熱川温泉花はなばあ〜くに設置し、台湾イベントでの活用や地元より要望のある町なかのトイレ不足を解消する予定でしたが、熱川温泉花はなばあ〜くに設置するためには、建築確認申請が必要となることや、崖条例対策のため、擁壁設置、くい工事が必要となることが判明しました。

さらに、令和7年度より法律改正され、建築確認申請に必要な費用や時間や以前より要することと、擁壁工事等の経費を要することを考慮し、新たな設置場所の検討が必要となり、町内の観光スポットをはじめとした適地を探した結果、熱川小学校グラウンドを選択しました。熱川小学校グラウンドを選択した理由は、現在熱川小学校グラウンドにはトイレがなく、児童が授業、昼休み、放課後などグラウンドを使用する際のトイレ利用時には、校舎へ戻る不便な現状となっております。学校側からもグラウンドへのトイレ設置要望もあったためです。

また、熱川小学校体育館が災害時の指定避難所となっていて、災害時のトイレ不足の解消につながるため、選択しました。

以上のことから、令和7年6月13日付で議決されました議案第37号 物品売買契約の納入場所について変更契約をするものです。

以上、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いします。

○議長（栗原京子君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

14番、山田議員。

○14番（山田直志君） 変更理由は分かるんですけども、変更理由の前に、やはりそもそも花はなばあ〜くに設置するということについてのやはり非常に詰めが甘かったのではないかなということは当然出てくると思います。

今後のことを考えると、変更して、小学校に置かれるということが災害時を含めて、非常に期待される面があるんですけども、非常にそこは残念だったな、行政の取組として非常に残念な点があるなというふうなことを思いますけれども、その辺の認識についてはいかがですか。

○議長（栗原京子君） 防災課長。

○防災課長（加藤宏司君） 山田議員のおっしゃるとおり、その辺の変更につきましての経緯につきましては、認識が甘かったというふうには認識しておりますが、今後、場所が小学校になったということで、それについて有効な使用を考えていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

以上です。

○議長（栗原京子君） 14番、山田議員。

○14番（山田直志君） その部分の答弁は私は町長だと思うんですね。決裁をしてやったの、そこが仕事に対してやはり不備があって、ある面不備が後から発見されて、動かしたことになるんだから、私は結果として動かす場所はないと思いますけれども、ここの不備の問題について最終的に事業を進めた責任者、町長ですから。

○議長（栗原京子君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます。

私が町長になってから、この町の抱えている課題がたくさんあるということを十分認識をする中で、スピード感を持ってその対応させていただいているところでございます。

一方で、この課題いつまでもほっておいていかというものでもなくて、この前もお話を

しましたけれども、ある先生の検討によると、シミュレーションによると、あと7年後ぐらいに大きな分岐点があるのではないかと、この世の中の。そこまでにある程度課題解決の糸口ぐらいはつけておかないといけないのかなという認識で、スピード感を持っていろいろなことをやらせていただいております。

このトイレの話についても、能登半島地震を受けて、トイレの需要に対して、その対応がなかなか厳しかったというところを踏まえて、スピード感を持って国の補助金、県の御支援もいただきながら、担当課と相談をして導入を決めた次第でございます。

一方で、今御指摘のように、新しいいろいろな取組を、これまでなかなか新しい取組をここ十数年、特にあまりなかったという中で、恐らく役場の職員の皆様方も新しいということに慣れていないところもたくさんあるかと思っております。

そのあたりを事業の進め方とかチェックの仕方とかというのが、今事業を進めている傍ら出てきているところであるので、その辺をしっかりと拾い上げてどのように、記録簿がなかったというのもそうなんですけれども、基本的にそういうところをしっかりと立て直しながら、今後事業が二度手間、手戻りにならないように、気を配りながら進めていければというふうに思っております。

○議長（栗原京子君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（栗原京子君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（栗原京子君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第69号 財産取得に伴う変更契約についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（栗原京子君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（栗原京子君） 日程第5 議案第70号 令和7年度東伊豆町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） ただいま上程されました議案第70号 令和7年度東伊豆町一般会計補正予算（第4号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に1億8,130万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を73億2,208万8,000円とするものであります。

まず、歳入の主な内容ですが、一般寄附金及び企業版ふるさと納税寄附金を収入実績に基づき増額するとともに、ふるさと納税寄附金を増額しています。また、県営稲取漁港整備事業の地元負担金に充当する地方債の借入額を増額しています。

次に、歳出の主な内容ですが、人事異動に伴う職員人件費の調整や時間外手当の増額を行っております。また、ふるさと納税の謝礼品で未利用となっている宿泊補助券へ対応するための報償費や民生費及び衛生費事業の過年度返還金を計上しています。不足する財源については、財政調整基金やふるさと納税基金を取り崩して予算の調整をさせていただきましたので、御理解をお願いいたします。

また、歳入歳出予算の補正とは別に、繰越明許費、債務負担行為及び地方債の借入額をそれぞれ追加または変更をしております。

詳細につきましては、総務課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（栗原京子君） 総務課長。

（総務課長 福岡俊裕君登壇）

○総務課長（福岡俊裕君） ただいま提案されました議案第70号 令和7年度東伊豆町一般会計補正予算（第4号）について概要を御説明いたします。

令和7年度東伊豆町一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正。

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8,130万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ73億2,208万8,000円といたします。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳

出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によります。

繰越明許費の補正。

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表繰越明許費補正によります。

債務負担行為の補正。

第3条 債務負担行為の追加は、第3表債務負担行為補正によります。

地方債の補正。

第4条 地方債の変更は、第4表地方債補正によります。

恐れ入りますが、8ページ、9ページをお開きください。

2、歳入について御説明いたします。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、6目土木費国庫補助金、補正前の額から376万7,000円を減額し1億1,385万4,000円といたします。

1節道路橋梁費補助金、細節1社会資本整備総合交付金376万7,000円の減は、当該補助金を充当する予定であった空き家等実施調査業務を今回取りやめるため、予算を皆減いたします。

3項委託金、1目総務費委託金、補正前の額から275万2,000円を減額し1,037万4,000円といたします。

2節選挙費委託費、細節3参議院議員通常選挙費委託金275万2,000円の減は、選挙費が確定したため、それに合わせて国から交付される委託金を減額いたします。

18款1項寄附金、1目ふるさと納税寄附金、補正前の額に5,000万円を追加し5億8,000万円といたします。

1節細節1ふるさと納税寄附金5,000万円の増は、これまでの実績を基に寄附金収入額の増が見込まれるため増額いたします。

2項一般寄附金、補正前の額に91万3,000円を追加し121万3,000円といたします。

1節細節1一般寄附金91万3,000円の増は、匿名希望の方から20万円、明治安田生命保険相互会社様から71万3,800円の御寄附を頂きましたので、寄附金収入として予算に計上いたします。

3目企業版ふるさと納税寄附金、補正前の額に100万円を追加し100万円といたします。

1節細節1企業版ふるさと納税寄附金100万円の増は、1社の企業様から頂きました寄附金を計上しております。

10ページ、11ページを御覧願います。

19款繰入金、3項基金繰入金、2目ふるさと納税基金繰入金、補正前の額に212万5,000円を追加し2億5,213万1,000円といたします。

1節細節1ふるさと納税基金繰入金212万5,000円の増は、今回の補正予算の歳出で計上したノッカルひがしいず事業やリフォーム補助金事業などの経費へ充当するため基金を取り崩し、一般会計へ繰り入れるものでございます。

3目財政調整基金繰入金、補正前の額に1億1,582万4,000円を追加し、1億9,417万9,000円といたします。

1節細節1財政調整基金繰入金1億1,582万4,000円の増につきましては、今回の補正予算における財源不足額を財政調整基金から取り崩し補填するものでございます。

なお、補正後の基金の残高は18億3,953万円となります。

21款諸収入、4項雑入、1目過年度収入、補正前の額に388万6,000円を追加し、1,277万2,000円といたします。

5節戸籍住民基本台帳費過年度収入、細節1伊豆斎場組合負担金過年度返還金272万4,000円の増につきましては、前年度の斎場組合事業費の確定により、負担金の一部が返還されるものでございます。

2目雑入、補正前の額に334万3,000円を追加し、9,302万8,000円といたします。

9節雑入、細節96後期高齢者医療広域連合派遣職員経費負担金333万1,000円の増は、令和7年度から後期高齢者医療広域連合に派遣されている町職員1名の人件費相当分の収入であります。

12ページ、13ページを御覧願います。

次に、3、歳出について御説明いたします。

今回の補正予算では職員の人事異動に係る人件費の調整と時間外手当の不足が見込まれる部署の時間外手当の増額をしております。

なお、これら増額要因を含めまして、人件費に係る予算の総額は合計で1,058万4,000円の増となります。

続きまして、人件費以外の主な歳出の内容を御説明させていただきます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正前の額に7,940万4,000円を追加し、8億1,601万8,000円といたします。

事業コード15ふるさと納税寄附推進事業、7節報償費、細節1ふるさと納税寄附謝礼

6,810万円の増は、今回歳入で寄附金収入を増額したことに合わせ謝礼品経費を増額したことと、宿泊補助券や感謝券をもらった方で、未使用になっている方の分の経費を再度予算計上しております。

11節役務費、細節3ポータルサイトシステム等利用料1,000万円の増は、寄附金収入を増額したことに合わせて、必要経費の予算を増額したものでございます。

5目財産管理費、補正前の額に793万1,000円を追加し、1億3,316万6,000円といたします。

事業コード1庁舎維持管理事業、10節需用費、細節4光熱水費382万円の増は、庁舎の電気料金の予算を増額するものでございます。

14ページ、15ページを御覧願います。

15目ふるさと納税基金費、補正前の額に2,351万5,000円を追加し、2億8,990万7,000円といたします。

事業コード1ふるさと納税基金管理事業、24節積立金、細節1基金積立金2,351万5,000円の増は、歳入でふるさと納税基金の増を見込み、必要経費を差し引いた残りの額を一旦基金へ積み立てる予算であります。

18ページ、19ページを御覧願います。

3款民生費、1項社会福祉費、2目障害者福祉費、補正前の額に2,037万6,000円を追加し、4億3,840万9,000円といたします。

事業コード4自立支援医療事業、22節償還金利子及び割引料、細節2障害者自立支援医療費国庫負担金過年度返還金1,358万4,000円の増及び細節3障害者自立支援医療費県負担金過年度返還金679万2,000円の増は、令和6年度に実施した自立支援医療事業の国及び県から交付された負担金の精算による過年度返還金であります。

8目介護保険費、補正前の額に628万5,000円を追加し、2億1,553万4,000円といたします。

事業コード1介護保険特別会計支援事業、27節繰出金、細節1介護保険特別会計繰出金628万5,000円の増は、介護保険特別会計の介護給付費及び事務費が増額したため、それに合わせて一般会計からの繰出金を増額するものでございます。

24ページ、25ページを御覧願います。

5款農林水産業費、3項水産業費、4目漁港建設費、補正前の額に1,200万円を追加し、5,534万8,000円といたします。

事業コード1漁港整備事業、18節負担金補助及び交付金、細節1稲取漁港整備事業地元負担金1,200万円の増は、県営稲取漁港の整備事業が前倒しで実施されることになり、その事

業費の一部を地元負担金と町が負担する予算を計上しております。

6款1項商工費、2目商工振興費、補正前の額に1,269万9,000円を追加し、6,360万5,000円といたします。

事業コード1商工振興事業、12節委託料、細節2プレミアム商品券発行事業業務委託料843万円の増は、プレミアム商品券を発行する業務を委託した際の事務費及び商品券のプレミアム分の予算を計上しております。

18節負担金補助及び交付金、細節1商工会補助金245万9,000円の増は、3月に熱川温泉で実施するイベントの実施団体に対する補助金を計上しております。

3目観光費、補助前の額に731万4,000円を追加し、1億5,251万円といたします。

事業コード1地域観光振興対策事業、18節負担金補助及び交付金、細節1町観光協会補助金224万7,000円の増は、東京で実施する雛のつるし飾りイベントの実施団体に対する補助金を計上しております。

細節6インバウンド等対策事業補助金289万円の増は、台湾訪問に関する関係経費を計上しております。

26ページ、27ページを御覧願います。

7款土木費、5項住宅費、1目住宅管理費、補正前の額から753万5,000円を減額し、275万3,000円といたします。

事業コード2空き家等対策事業、12節委託料、細節1空き家等実態調査業務委託料753万5,000円の減は、事業の実施を次年度に見送るため、今年度の歳出予算を全額減額するものでございます。

恐れ入りますが、3ページへお戻りください。

第2表繰越明許費補正であります。道路新設改良事業を1件追加いたします。

4ページを御覧ください。

第3表債務負担行為補正であります。最終処分場包括的運転管理委託と放課後児童クラブ運営委託を追加いたします。

5ページをお開きください。

第4表地方債補正であります。稲取漁港整備事業費の地方債借入額を増額いたします。

6ページ、7ページをお開きください。

歳入歳出補正予算事項別明細書でただいま御説明いたしました内容を総括してあります。

まず、歳入ですが、補正前の額71億4,078万8,000円に1億8,130万円を追加いたしまして、

73億2,208万8,000円といたします。

次に、歳出ですが、補正前の額71億4,078万8,000円に1億8,130万円を追加いたしまして、73億2,208万8,000円といたします。

次に、補正額の財源内訳ですが、特定財源は国県支出金が680万9,000円の減となる一方、地方債が1,080万円、その他財源が5,646万8,000円、一般財源を1億2,084万1,000円といたします。

以上、簡単ではありますが、概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（栗原京子君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

3番、楠山議員。

○3番（楠山節雄君） 3点ほどちょっと確認をさせてください。

ページでいうと13ページの財産管理費の工事請負費、PCBの廃棄の関係なんですけれども、170万8,000円ということで、前回の議案等説明会で頂いた資料なんですけれども、当初が69万6,000円で、なぜこの時期に補正なのかということと、3台分ということなんですけれども、これ、補正をなぜするかというのはさっき言ったんですけれども、その辺を最初にちょっとお聞かせください。

それと、ページの25ページ、プレミアム商品券の関係なんですけれども、この数字、金額というのは、20%のプレミアムで行うということの中の金額だと思うんですけれども、昨日の一般質問の中で国の物価等の関係で交付金が決定になって、内容が変更する可能性があるよというふうな発言をいただいたんですけれども、プレミアムを上乗せをするような、例えば30%だとかというときになったときに、今回補正で上げてきた金額から変わってくるんだろうけれども、この辺の対応というのはどういうふうになっていくんでしょうかということ。

それから、あと、27ページ、空き家対策の関係、次年度に繰り越すというか持ち越しだよということなんですけれども、その理由等があると思うんですけれども、そこを教えてください。

○議長（栗原京子君） 総務課長。

○総務課長（福岡俊裕君） まず、13ページのPCBの処分の関係から御説明いたします。

PCBの処分につきましては、令和6年度の予算のほうで実施予定でしたが、そちらのほうで年度内の実施が、ちょっと業者が対応できずに事業が実施できなかったということで、令和7年度の当初予算に計上が間に合わなかったものですから、今回このタイミングで補正

を上げさせていただきました。

○議長（栗原京子君） 観光産業課長。

○観光産業課長（梅原 巧君） 25ページのプレミアム商品券の関係ですけれども、昨日変更があり得るよというお話をさせていただいたと思うんですが、国からのお金をどれぐらい充当できるかというのは、今からのお話合いもございますので、また、今後、全員協議会のお願い、また、臨時会のお願いなどをさせていただくという流れになろうかと、私どもは踏んでおります。

以上です。

○議長（栗原京子君） 建設整備課長。

○建設整備課長（村上則将君） 空き家等実態調査業務委託の関係ですけれども、こちらですが、平成29年の6月に策定している計画の見直しを行うための事前調査という形で予算のほう計上させていただきました。

こちらのほうが一応国庫補助事業になっておりまして、2分の1以内の補助という形でされている事業なんですけれども、今回令和7年度交付の決定額753万1,000円、23.2%ぐらいの補助率という形になっておりまして、実際4分の1以下という形で、今年度事業を実施をするには、ちょっと町の持ち出しのほうが多くなってしまうということがありまして、29年からの10年間の計画ですので、今年度見送っても、令和8年度に調査を行って、9年度計画策定という形で予定のほうをちょっと1年繰り下げてという形で計画しようということで、今回この金額のほうを減額して、来年度という形で見送りたいという形で予算のほう計上させていただきました。

○議長（栗原京子君） 3番、楠山議員。

○3番（楠山節雄君） まず、PCBのほうの関係なんですけれども、課長、もう年度計画みたいな中で、今年は何台こういう処分をするよとかということではなくて、処分をしなければならぬものがこれで全て終わるのということをまずそこを確認をさせてください。

地域商品券の関係ですけれども、まだ確定をしないもので、これからもしかして金額によっては、上乘せができれば上乘せをしていきたいという姿勢だと思うんですけれども、その場合は、また臨時議会等で新たにこの補正を上げて、その分を対応するという事になってくるということになると思うんですけれども、そこで、プレミアムの上乗せの検討はしていくと思うんですけれども、どうでしょう、もう前々から、14番の山田議員なんかも言っているように、事業者支援という視点というのはこれはもう基本で、もうそれは当然やらなけれ

ばならないということなんですけれども、物価高騰でやはり国からお金が下りてくるという中で、やはり消費者視点という、その観点に立つと、やはり今使えない大手スーパーですか、コンビニだとか、そういうところもその中で検討されることなんですか。

そこをちょっと確認をさせていただきたいのと、建設整備課長、これ、4分の1以下の、通常は2分の1以内ということで、50%ぐらいが国の補助を受けられる事業が24%になってしまうということですから、先延ばしということなんですけれども、これ、先延ばしをして、その50%というのが確保されるんですか、その辺の保証というのは、例えば国とのヒアリングの中で、来年になれば、そういう形が取れるよという、そういうことが確認がされての先延ばしなのか、それとも、全く分からない中の取りあえず先延ばしということなのかということと、ちょっと内容の関係なんだけれども、移住・定住というのは町も施策として進めている。その中で空き家バンクみたいなことの調査もしている部分もありますよね。そういうところに生かすような内容になりますか、この空き家対策。

○議長（栗原京子君） 総務課長。

○総務課長（福岡俊裕君） まず、PCBの関係ですが、こちらにつきましては、庁舎に限らず、全体の調査のほうは行っておまして、順次交換のほうは行っているんですけれども、まだちょっと稼働しているものもありまして、それを穴を開けて調査をしなければならないんですが、それを行いますと、もうその機械が交換という形になるものですから、順次古くなったものから換えているというようなことがありますので、まだもう少しちょっと時間がかかりそうかなというところがございます。

以上です。

○議長（栗原京子君） 観光産業課長。

○観光産業課長（梅原 巧君） 今御質問された内容というのは非常に重要なことだと思っております。

大手のスーパーやドラッグストア、コンビニエンスストア、確かに利便性が上るんですけれども、果たして町の全体のやり方としていいのかどうかというのは、商工会や町の中でも行政の中でもしっかり打合せをしまして、決定していきたいと思っております。

プレミアム率などにつきましては、今商工会に上げた場合の試算などもちょっとお願いしているところですので、そちらも同時に考えていければなと思っております。

以上です。

○議長（栗原京子君） 建設整備課長。

○建設整備課長（村上則将君） すみません、空き家実態調査のほうの案件ですけれども、すみません、先ほどの答弁1点修正を先にさせていただきたいと思います。

交付の決定なんですけれども、すみません、753万5,000円というのは申請額で、これに対して175万5,000円の内示額だったという形です。すみません、そちら訂正をさせていただきたいと思います。

それから、来年度についてです。こちらにつきましては、保障されているかということですが、すみません、はっきり言いまして、申請いたしまして、その年度にならないと内示額ははっきり言って分からないというのが現状です。今の状況で、補助のほうの。ですので、来年度2分の1が確実かと言われると、ちょっとそこもはっきり確実だとは言えないというのが今の現状になります。

それから、空き家バンクに生かせる内容かということですが、すみません、一応町の中にある空き家のほう、家のほう全部調査をするという形になりますので、その中で使える使えないとか、状況というものは調査をいたしますので、その中の一部でこの状況がというのはわかりますので、そちらに使う、活用できるのではないかと考えております。

○議長（栗原京子君） 3番、楠山議員。

○3番（楠山節雄君） 最後に、ちょっと確認というかお願いなんですけれども、課長、商工会事業者支援という観点で今までずっときているわけなんですよ。

要するに町内の中小企業を守ろうという、そこの思いというか、狙いがあるからずっとこういう形ですから、変更がなしにきているんですけども、やはり全額これ、そこで使えるという形ではなくて、何%かはそこで使えるという形をほかの市町でもう既にやっているわけですね、やはり使い勝手がいいやはり消費者目線に立ったという内容でと。そういうことをぜひ商工会との打合せの中でもお話をさせていただきたいなと思います。

やはり建設整備課長、では、来年当初予算にも同額がやはり上ってくるということですね。それで、申請をして、交付決定の内容によっては、またこういう状況が生まれるという、そういう認識でよろしいですか。

○議長（栗原京子君） 建設整備課長。

○建設整備課長（村上則将君） 来年度の当初予算のほうにも、こちらの空き家等実態調査業務委託という形で予算のほうは計上させていただきたいと思います。同額というか、多分人件費等も上っておりますので、これよりも大きい金額になろうかと思っております。御承知いただければと思います。

○議長（栗原京子君） ほかに質疑ありませんか。

10番、須佐議員。

○10番（須佐 衛君） では、何点か質問させていただきたいと思います。

まず、3ページですけれども、繰越明許のところ、橋梁の補修工事、道路メンテナンス事業補助ということで、白田川橋について、11月に撤去されるというような形で、一般的に聞いていた市民の方からもどうなっているんだという話も聞くんですけれども、この辺の状況についてちょっと説明いただきたいのと、大体その年度内にどれぐらい終わって、年明け、年度のあとどのぐらいの撤去工事になるのかということをお教えいただきたいと思います。

それから、14ページ、15ページのところなんですけれども、ちょっと細かいところなんですけれども、一番上の立体駐車場のロックウールの欠損ということで、これ、駐車場が利用できなくなる期間というのがどれぐらい発生するのかというふうなことで、大体何回ぐらいの工事があるのか、回数1回なのか2回なのかという、その辺のところちょっとお教えいただきたいと思っています。

それから、その下ですけれども、公用車・バス維持管理事業ということで、先日修繕料、借り上げバスということで、河津町から津波警報発令時、借りたバスを事故を起こしてしまったということなんですけれども、これ、計上するのは、当町のバスの修繕料ではないんですが、ここで計上しているものなのかどうか、ちょっとその辺のところを確認したいのと、相手方の保険適用があったのかどうか、ちょっと確認させてください。

それから、その下、地域公共交通対策事業ということで、生活路線バスの運行委託料、実績によってということで、72万4,000円が支出されますけれども、今のところ、その実績というのはどういう形で出ているのかということをお聞きしたいと思います。

それから、24、25ページのところです。

25ページ、一番下、インバウンド等対策事業補助金289万円についてです。昨日、詳細な予算書ということで配られてきまして、それをちょっと見たんですけれども、4名参加されるということで、この中で町長、役場の職員の方が行かれるのか、この中に含まれているのかということをお聞きしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（栗原京子君） 建設整備課長。

○建設整備課長（村上則将君） 繰越明許費の関係ですけれども、白田川橋の撤去に関する工事予定ということですが、11月なんですけれども、先月河川協議のほうを下田土木事務所と行ってございまして、ある程度内容がまとまりましたので、入札にかけるんですけれども、ち

よっと工事の入札発注が1月の入札になる予定でございます。こちら1月の入札をいたしまして、渇水期という形で工事を行うんですけれども、ちょっと今年度中での事業の完了というのは、ちょっと難しいということがありまして、こちらのほうにつきましては、来年度のほうも渇水期というのが5月まで、それから間が空きまして、11月以降が渇水期という形になりますもので、今考えている予定ですけれども、右岸側と左岸側でそれぞれに川に工事をするための土地を造らなければならないというのがありまして、そこもいろいろ県のほうから指導がありまして、そちらの設計も行ったりとっているところはあるんですけれども、ちょっと大型土のうを3段積まなければいけないとか、そういう形で今指導がきておりまして、ちょっと修正も加えております。

その中で、できれば右岸側、白田川のほうの工事につきまして、この5月までの渇水期の間で執り行いたいというのが今現在予定している内容です。それから、11月以降の渇水期で左岸側、片瀬川、こちらのほうの撤去作業のほうを行いたいという形で今考えておりますが、ちょっとあくまで雨の状況とかそういうものがあるもので、天候の関係もありますが、一応そのような形で今現在計画をしております。

ですので、今年度の事業のほうは繰越しさせていただきまして、今年度契約はいたしますけれども、今年度工事にも入りますけれども、来年度まで繰越しという形でお願いしたいと考えております。

○議長（栗原京子君） 総務課長。

○総務課長（福岡俊裕君） それでは、15ページですが、立体駐車場の既存ロックウール欠損部の補修工事についてですが、こちらにつきましては、本年9月の台風15号が通過した際に、駐車場の天井を支える鉄骨のほりに吹きつけたロックウールが剥離しまして、車両をちょっと傷つけるような事故が発生してしまったということがございます。

それを受けまして、緊急点検をいたしまして、はり型の欠損部9か所について、吹きつけ補修工事が必要であるということを確認しております。こちらのほう3階部分になりまして、4階が青空駐車場になっておりますので、その下側ということで、ちょっと雨漏りがあったのかどうかまでは、具体的な確認は取れていないんですが、ただ水を含んで、それが落ちたというような状況がございますので、こちらは全て職員駐車場と今なっておりますということですので、職員との調整を取りながら、工事のほうは支障にならないように進めていきたいというふうに考えております。

それと、修繕料50万円の関係ですけれども、こちらにつきましては、本年7月に発生しま

した大津波警報の発表時に、町内に取り残された観光客の皆さんを鉄道を運行する最寄りの駅まで送迎するという事で、河津町より借り上げたマイクロバスということになります。ただ、河津町の保険を使いますと、そちらの保険料のほうに影響を与えるということがございますので、当町の修繕料のほうで対応をさせていただきたいという補正予算となっております。

○議長（栗原京子君） 企画調整課長。

○企画調整課長（太田正浩君） 生活路線バスの運行委託料であります。こちらは経常経費と経常収入の差を見まして、実際の当初予算からの差額ということで、72万4,000円を増額しております。

こちら、本来本当にかかった経費と、収入につきましては、毎日毎日の運行経費が委託されている東海バスさんのほうに入るんですけども、その実数ではなくて、2日間の乗降客調査で、そこから推計して計算を出しております。今回2日間行いまして、1日目が95人、2日目が108人ということで、前年度と比べまして、2日間で4名の減でありました。こちらの影響がありまして、経常収入が減りまして、その分足りない分を増額するような内容となっております。

以上です。

○議長（栗原京子君） 観光産業課長。

○観光産業課長（梅原 巧君） インバウンドの内容ですけれども、詳細は皆様にお渡しした内容でございます。おりなんですが、参加する人員は、観光協会の会員4名ということで、町長や町の職員が今回は行くわけではないということで、目的といたしましては、昨日の答弁で町長が答えていただいたように、10月末から11月、町と観光協会が訪問した様々な内容を交流を踏まえまして、大きな商談につなげたいということで、訪台していただくという内容となっております。

以上です。

○議長（栗原京子君） 10番、須佐議員。

○10番（須佐 衛君） その借り上げバスの関係なんですけれども、その計上がこの公用車バス維持管理事業ということで、ここに上っているんですけども、自分のところのバスではないものがこの自分のところのバスの事業のところに計上されているということが、ちょっと違和感があったんですけども、そこは大丈夫なのかということとをちょっと再度お尋ねしたいのと、それから、インバウンド関係のことは4名ということで、その中で、ちよっ

と気になった金額が車両の借り上げ料というのが30万円、2台4日間かかって60万円であるということなんですけれども、これちょっと借り上げということで、この金額が大きいのではないかと思うんですけれども、この辺のところについて説明をいただければと思うんですが。

○議長（栗原京子君） 総務課長。

○総務課長（福岡俊裕君） ただいまの修繕料の関係でございますが、こちらにつきましては、災害時につきましては、郡内で車両を融通できるような協定を結んでおります。その協定に基づきまして、バスのほうは借り上げているということになりますので、その修繕ということで、修繕料のほうで上げさせていただいております。

以上です。

○議長（栗原京子君） 観光産業課長。

○観光産業課長（梅原 巧君） 車両ということで借り上げなんですけれども、2方向に分かれて回るということで2台という形になっておりますのが、そちら車両の借り上げだけではなくて、運転手の方のお願いもしてあるものですから、決して高いという認識はこちら持っておりません。

○議長（栗原京子君） ほかに質疑ありませんか。

2番、鈴木議員。

○2番（鈴木伸和君） すみません、25ページの雛のつるし飾りのリブランディング事業の関係委託2件についてちょっとお伺いするんですけれども、説明会のときに、今委託をされている内容を強化したいということで150万のほうの補正が1件と、次に、コーディネートの業務委託という形で55万円掲載されていますけれども、両方とももう一度、申し訳ないですけども、なぜこの時期に補正で強化をしたいのか、今出されている委託の内容を強化したのか。

それから、もう一つ、この新規でコーディネートをこの時期に上げる理由というんですか、その辺の説明をお願いします。

○議長（栗原京子君） 観光産業課長。

○観光産業課長（梅原 巧君） つるし飾り関係につきましては、まず、コーディネートのほうなんですけれども、年明けに名古屋のほうで大きな展示会が開催されるということで、日本三大つるし飾りということで、東伊豆町のみならず酒田や柳川も集まるということで、そちらの展示をどういうふうに飾るかというのが結構重要な案件だと認識しております。

そちらの内容がなかなか定まっていなかったものですから、今回プロの芸術家の方にそちらの会場コーディネートや展示の方法なども含めてお願いするという内容が主なものになっております。この方には、今後のためにも、今後の取組の方向性ですとか、そういったこともやっていただくという形で考えております。

もう一つの全体コーディネート、つるし飾りのブランディングのほうのコーディネートなんですけれども、旅館組合といろいろ話し合ってきた中で、もちろん製作者の方々の御理解も得なければならぬんですけれども、やりたいことがどんどん増えてきまして、つるし飾りの今後の売り方なども含めて、今回の補正で強化していこうというふうな内容になっております。

内容につきましては、今回ウェブページの関係に載せられるようないろいろな取組をしていこうという形ですとか、ロゴのデザインですとか、つるし飾りの東伊豆町で作られた証明なども今後取り組んでいきたいと、いろいろな内容が増えてきましたので、旅館組合と共に動いていきたいということで強化させていただいた内容です。

以上です。

○議長（栗原京子君） 2番、鈴木議員。

○2番（鈴木伸和君） 今の説明でいきますと、そのコーディネートについては名古屋で大きなイベントがあるよということで、それは当初予算の頃にはなかった内容のイベントがあるという形で、それに参加しようということで、今回追加で補正という理解でよろしいでしょうかね。

もう一点は、強化したいというのは、いろいろな今ホームページ云々の話がありましたけれども、次年度ではなくて、もうこの今の12月補正に上げてということで、3月までにはこれができる期間が短いような気もするんですけれども、大丈夫という見通しで補正をされているんでしょうかね。

○議長（栗原京子君） 観光産業課長。

○観光産業課長（梅原 巧君） 名古屋でのイベントにつきましては、おっしゃるとおり今回から今年度その55万円というのを取らせていただくという形です。

今回追加で上乘せさせていただいたほう、ブランディングのほうなんですけれども、こちら成果は今年度中に必ず出していただくということで話し合っておりますので、金額分の成果を求めて執行していきます。

以上です。

○議長（栗原京子君） ほかに質疑ありませんか。

14番、山田議員。

○14番（山田直志君） 25ページからいきたいと思いますけれども、まず、農林水産業費のところ、稲取漁港の地元負担金の問題ですけれども、どこでどういう工事を行って、その結果、どういう効果が町に得られるのかということについて、1点伺いたいと思います。

2点目に、地域観光振興対策事業ということなんですけれども、先ほど2番議員なんかも雛のつるし飾りのことについてやっておりましたけれども、非常に違和感があるのが、補正で出てくるというのもあるんですけれども、今まで雛のつるし飾りは稲取の旅館組合の主要な行事として行われてきた。そこで、それが急に何か町の事業みたいな形になってくるところに若干違和感を感じているんですよ。この点を御説明いただきたいということ。

3点目に、その下のインバウンド対策事業の問題もそうなんですけれども、観光協会の方々が行かれると。その上に、町の観光協会補助金があつて、これは東京でやるイベントの補助金です。では、何でこの下にインバウンド等対策事業補助金というのがきて、また、町観光協会が使うんだと、ここで、観光協会への補助金の使い分けをするという意味も非常に私は理解しがたいというふうに思っています。

4点目に、31ページの中学校費のところでの被服費の内容について、分かっていることを教えていただきたいと思います。

以上4点お願いします。

○議長（栗原京子君） 建設整備課長。

○建設整備課長（村上則将君） 稲取漁港の整備事業に関する地元負担金ですが、どのような工事を行うかということなんですけれども、こちら県のほうの工事の事業になるんですけれども、今回補正のほう上げさせていただいたのは、こちら第1北防波堤、分かりやすく言いますと、たまちのあか堤のほうになります。こちらのほうの粘り強い化工事、こちらにつきまして、県のほうからの打診がありまして、国のほうの予算が確保できたので、来年度実施予定分を今年度前倒しで事業を行いたいという形で打診がありました。

工事の内容といたしましては、防波堤のほうの改良工事にはなるんですけれども、こちらが、今現在新堤防のところ、ブロックのほうを造られていると思うんですけれども、あのブロックのほうをたまちのあか堤の突端のところ、そちらのほうに敷設するという、これ、実は来年度予定されていた工事ですが、こちらのほう今年度実施し、この第1北防波堤につきましては、一応今年度事業として完了する予定になっております。

どういった効果がということですがけれども、一応こちら先ほどお話ししたとおり、粘り強い化ということで、越波の対策や耐震、津波対策、防災対策という部分が一番大きなそちらの機能の強化という形になります。

以上です。

○議長（栗原京子君） 観光産業課長。

○観光産業課長（梅原 巧君） まず、雛のつるし飾りの関係を町の予算でということにつきましてですけれども、町といたしまして、今までいろいろなところでつるし飾りというのが作られ始めてきて、東伊豆町が発祥だということがだんだん不安になってくる、東伊豆町が全国でも三大つるし飾りとして認められているんだということを、もっと町の応援で皆さんに周知していきたいという気持ちがございます、今回旅館組合のほう頑張っているところに町もお手伝いしていきたいという考えで進めている事業となっております。

続いて、観光協会の補助金とインバウンドの補助金、同じ観光協会にいくのに分かれている理由なんですけれども、こちらは単に補助項目が分かれておりますので、充当するお金がインバウンドの対策なのか、この観光協会の補助金につきましては、高島屋さんで行うつるし飾り関係のイベント、これ、毎年ずっと実施しているんですけれども、こちらの強化に対する補助ですので、項目が違うところに出ているということで御理解いただければと思います。

以上です。

○議長（栗原京子君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（齋藤和也君） 31ページの中学校振興事業の被服費につきましては、今年度から中学校の部活動につきまして、バレー部が稲取中学校、熱川中学校の合同部活動というような形となりました。平日の練習はそれぞれの学校で実施をいたしまして、週末にはどちらかの学校で合同で練習するというような形になっております。

それに当たりまして、いろいろ負担が出てきた中で、保護者からの要望といたしまして、学校として試合用のユニフォームですけれども、新たに必要となったことから、その辺の支援をしていただきたいということがありまして、その試合用のユニフォームのみ支援するというような形で計上させていただいたものとなります。

以上です。

○議長（栗原京子君） 14番、山田議員。

○14番（山田直志君） では、稲取漁港の整備については、いわゆる防災対策上の工事が前

倒しになったことによる負担金の増だということですね。

2点目の雛のつるし飾りの問題については、課長さん言われるような問題意識も分らないではないですが、ただ、やはり今まで観光振興的には稲取の旅館組合が中心にやってきて、そこに加わるとして、我々そういう経過の話も含めて聞いていないわけだし、ここで初めて補助金つく。この関係で、稲取の旅館組合の方々とどうい話されて、今後のこの取扱いの問題を含めてどうなっていくのかというの、全体構造が分からないわけですよ。本来もっと観光振興的に今後稲取の旅館組合がやってきたものを町の事業としてやっていくということであつたら、もう1回どこかで全協等で相談もあつてもしかるべきだつたんじゃないかなと。

稲取の人たちは稲取の人たちの力で、気持ちでやってきた部分というのがやはりあるわけですから、それが急に今年度途中から話が補助金つけてやっていくよという形だけでは、私は説明が足りていないと思います。

3点目の観光協会の補助金でも、観光協会の方々が参加するという、観光協会の自立的な事業であれば、観光協会自体への補助金ということでもいいのではないですか。そこで足りなかったら、観光協会への補助金をまたやっていくという形で、支出の仕方もいいのではないのでしょうか。何か、2階建て、3階建てという形になっていく。屋上屋を重ねていくような補助金というのがどんどん増えていくというのは、観光関係の補助金は私は一番いけないところではないかなと思っています。

4点目の被服費の問題です。ユニフォームだということで、生徒のユニフォームを購入することについては、項目的から言って事業ですから、これは貸与にするんですか、そのまま差し上げるんですか、そういう問題を含めて、教育委員会の考え方はいかがですか。

○議長（栗原京子君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（齋藤和也君） こちらにつきましては、貸与というふうに考えております。

以上です。

○議長（栗原京子君） ほかに質疑ありませんか。

5番、笠井議員。

○5番（笠井政明君） すみません、長くなってきていますけれども、ちょっとだけお伺いをさせていただきたいと思います。

今、2番も14番議員も言っていた25ページの観光費のところでございます。

まず、ちょっと1点教えていただきたいのは、雛のつるし飾りのところですか。リブランディングのところでございます。当初予算で77万円計上されておりました。今回追加ということで150万円強という形になります。まず、今回の部分に関しては、説明会の中でホームページだったりとか、東伊豆町発祥だということの認証を進めていきたいということでございました。当初予算で77万円、これついている部分なんですけれども、何をしようとしたかを教えてください。

2点目です。18の01ですね、町観光協会補助金、こちら、雛のつるし飾りのイベントを毎年やっているものの強化ということで説明を受けました。ごめんなさい、ちょっと時間がたっているんで教えてほしいんですけども、当初予算、18の08、雛のつるし飾りイベント事業補助金というのがあって、50万円上がっています。これとの関係性はどうかをもう一度教えてください。

あとは今回補正予算、18の06インバウンド対策事業です。今回4日間ということで、詳細も頂いております。こちらに関して、総額が289万円、これはこの4日間の総額ということでよろしいでしょうか。

○議長（栗原京子君） 観光産業課長。

○観光産業課長（梅原 巧君） リブランディングにつきましては、当初77万円の予定が152万9,000円の追加になってしまったということで、当初やることというのがブランディング関係のプロジェクトの指揮や指導、管理ということと、イラストなどもちょっとは描いていただこうということで見込んでおいた金額なんですけれども、今後取組の強化ということで、先ほど来説明させていただいた内容の形で増やさせていただきたいということです。

観光協会の補助金のもともとの差額につきましては、こちらも不足が発生したという内容にはなるんですけども、高島屋で毎年行っているイベントが今までは玉川の高島屋だけだったんですけども、日本橋の高島屋でも行いたいという形で、場所が2か所になります。そのあたりの関係経費ということで計上させていただいているものであって、こちらにつきましては、いろいろ監査委員さんとのやり取りもありまして、町が諸費でいろいろ払っている部分を、そちらを使わずに残して観光協会へお願いするという部分も含まれているという内容になっております。

インバウンドにつきましては、4日間という形で間違いございません。

以上です。

○議長（栗原京子君） 5番、笠井議員。

○5番（笠井政明君） すみません、もう一度お伺いします。

当初予算で雛のつるし飾りイベント事業補助金というのがあります、50万円。これは高島屋の分ではないんでしょうかということですね。

もう一つ、今あったインバウンド対策事業289万円、これ、観光協会が行くんですよね。観光協会の持ち出しは一切ないということによろしいですか。

○議長（栗原京子君） 観光産業課長。

○観光産業課長（梅原 巧君） もともとつるし飾りの補助金50万円につきましては、今回補正する内容とは違う内容でもともと用意されていたものですので、私、今、書類資料を持ってきていない、ごめんなさい、詳細な内容が即答できなくて申し訳ございませんが、今回補正する内容とは違うという形で回答だけさせていただければと思います。資料につきましては、詳細は後ほど回答させていただければと思います。

それと、インバウンドの対策の補助金なんですけれども、こちらは、今年度もともとインバウンド対策で取ってあるんですけれども、観光協会のほうでもともとこちらからお渡ししてあった補助金では足りなくなったということで補正させていただくもので、観光協会の個人の負担というのは、もちろん航空券の負担などはございますけれども、観光協会の事業自体が町の補助で動いている内容ですので、不足してくる部分を来年度こちらのインバウンド対策として行いたいという内容になっております。

すみません、ちょっと分かりにくい説明になってしまっておりますが、以上です。

○議長（栗原京子君） 5番、笠井議員。

○5番（笠井政明君） ごめんなさい、暫時休憩してください。

○議長（栗原京子君） 暫時休憩します。

休憩 午前 11時36分

再開 午後 1時00分

○議長（栗原京子君） 休憩を閉じ再開します。

観光産業課長に、5番、笠井議員への回答を求めます。

観光産業課長。

○観光産業課長（梅原 巧君） 失礼しました。

先ほど当初予算の50万円の御説明ということでお伺いしておりますものは、雛のつるし飾りイベント事業費補助金という名目で、稲取温泉観光協会へお出ししている50万円になります。

こちらの内容につきましては素戔鳴神社つるし飾りのひな壇飾り、こちらのもろもろの経費に対して補助しているものとなっております。

以上です。

失礼いたしました。

稲取温泉旅館組合です、ごめんなさい、見間違いです。

失礼いたしました。

○議長（栗原京子君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（栗原京子君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結します。

6番、稲葉議員。

（6番 稲葉義仁君登壇）

○6番（稲葉義仁君）

○議長（栗原京子君） ただいま、6番、稲葉議員より、本案に対する修正動議の申出がありました。

これより書類の確認及び配付を行います。

暫時休憩します。

休憩 午後 1時02分

再開 午後 1時04分

○議長（栗原京子君） 休憩を閉じ再開します。

議案第70号につきまして、6番、稲葉議員からお手元に配付しました修正動議が提出されました。この動議は1人以上の賛成者がありますので、成立しました。

したがいまして、これを本案と併せて議題とし、審議します。

提出者から説明を求めます。

6番、稲葉議員。

(6番 稲葉義仁君登壇)

○6番(稲葉義仁君) ただいま議案第70号 令和7年度東伊豆町一般会計補正予算(第4号)に対する修正動議を提出いたしました。

朗読をもって説明とさせていただきます。

上記の動議を地方自治法第115条の3及び会議規則第17条の規定により、別紙の修正案を添えて提出いたします。

令和7年12月4日提出、東伊豆町議会議長、栗原京子様。

提出者、東伊豆町議会議員、稲葉義仁。

賛成者、東伊豆町議会議員、山田豪彦、鈴木伸和、笠井政明、西塚孝男、須佐衛、村木脩、内山慎一、定居利子、山田直志、楠山節雄。

提案いたします修正内容でございますが、歳出6款商工費、1項商工費、3目観光費、1地域観光振興対策事業の12節委託料、細節8雑のつるし飾りリブランディング事業委託料、細節10雑のつるし飾りリブランディング事業コーディネート業務委託料及び18節負担金補助及び交付金、細節6インバウンド等対策事業補助金をゼロ円に減額するものであります。

これに伴う歳入で、財源となる19款繰入金を減額するものです。

提案理由といたしまして、今回減額した各事業につきまして、先ほどの質疑でもございましたが、議案等説明会においてなぜ当初予算でなく、この12月の補正予算であったのかに関する説明が不十分であったこと、また、町長と担当課との意思疎通が図られていないように見受けられたこと等があり、今回の補正予算はそのまま議決するのではなく、該当部分については、当局において精査を求めるためであります。

説明は以上となります。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(栗原京子君) これより、6番、稲葉議員提出の修正案に対する質疑に入ります。

これは討論ではなく、修正案に対する質疑ですので、御注意ください。

質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○議長(栗原京子君) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論の順番につきましては、原案に賛成する者、次に、原案及び修正案の両案に反対する

者、最後に修正案に賛成する者の順に行います。

まずは、原案に賛成する者の発言を許します。

(発言する者なし)

○議長(栗原京子君) 原案、賛成討論なしと認めます。

次に、原案及び修正案の両案に反対する者の発言を許します。

(発言する者なし)

○議長(栗原京子君) 原案及び修正案反対討論なしと認めます。

次に、修正案に賛成する者の発言を許します。

14番、山田議員。

○14番(山田直志君) 私は修正案に賛成の立場から討論をいたします。

私はこの補正予算の計上の在り方についても、事前に議会とも協議が必要であった部分、また、議案等説明会での説明の中でも、このつるし雛の事業等、今後事業が継承され、維持できるという点についても、確かなる状況というふうには判断できませんでした。そういう点でいうと、もう一回事業については精査されて実行されることが必要だというふうな立場からこの修正案に私は賛成をいたします。

○議長(栗原京子君) ほかに討論ありませんか。

(発言する者なし)

○議長(栗原京子君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより、議案第70号 令和7年度東伊豆町一般会計補正予算(第4号)についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

採決はまず本案に対する修正案についての採決を行います。

採決後、賛成多数の場合は次に修正議決した部分を除く、原案についての採決を行います。

賛成少数の場合は、次に原案に対する採決を行いますので、お間違いのないようにしてください。

それでは、採決を行います。

まず、本案に対する修正案について起立によって採決します。

本修正案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(栗原京子君) 起立多数です。よって、修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く、原案について採決いたします。

修正議決した部分を除く部分について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(栗原京子君) 起立多数です。よって、修正議決した部分を除く部分については原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程の追加について

○議長(栗原京子君) 5番、笠井議員。

(5番 笠井政明君登壇)

○5番(笠井政明君)

○議長(栗原京子君) お諮りします。ただいま5番、笠井議員から発議第2号 議案第70号 令和7年度東伊豆町一般会計補正予算(第4号)に対する附帯決議についてが提出されました。

この動議は、1人以上の賛成者がありますので成立しました。

これを日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(栗原京子君) 起立多数です。したがって、発議第2号 議案第70号 令和7年度東伊豆町一般会計補正予算(第4号)に対する附帯決議についてを日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

資料配付のため、暫時休憩します。

休憩 午後 1時13分

再開 午後 1時15分

○議長(栗原京子君) 休憩を閉じ再開します。

---

◎追加日程第1 発議第2号 議案第70号 令和7年度東伊豆町一般会計補正予算（第4号）に対する附帯決議について

○議長（栗原京子君） これより追加日程第1 発議第2号 議案第70号 令和7年度東伊豆町一般会計補正予算（第4号）に対する附帯決議についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

5番、笠井議員。

（5番 笠井政明君登壇）

○5番（笠井政明君） それでは、発議第2号について朗読をもって説明とさせていただきます。

発議第2号 議案第70号 令和7年度東伊豆町一般会計補正予算（第4号）に対する附帯決議について。

上記の議案を地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出する。

令和7年12月4日提出。

東伊豆町議会議長、栗原京子様。

提出者、東伊豆町議会議員、笠井政明。

賛成者、東伊豆町議会議員、山田豪彦、楠山節雄、西塚孝男、定居利子、稲葉義仁、須佐衛、内山慎一、村木脩、鈴木伸和、山田直志。

議案第70号 令和7年度東伊豆町一般会計補正予算（第4号）に対する発議。

1、6款商工費、商工振興費、プレミアム商品券発行事業業務委託料について。

プレミアム商品券発行事業は、議会で再三協議してきたように、事業は従前のような地元商店の振興だけでなく、物価高から町民を支援する事業としての意味合いが強く打ち出されてきている。

以上の点を踏まえ、事業実施に当たっては、実施時期に求められることを意識し、大型店の利用等を含め、柔軟な制度設計を心がけられたい。

2点目、9款教育費中学校費被服費について。

合同部活に限らず、今後ユニフォームを必要する部があると思われる。被服購入のルールと管理について、要綱整備の検討を含めて対応すること。

以上決議する。

令和7年12月4日、東伊豆町議会。

説明は以上となります。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（栗原京子君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（栗原京子君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（栗原京子君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより、発議第2号 議案第70号 令和7年度東伊豆町一般会計補正予算（第4号）に対する附帯決議についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（栗原京子君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第6 議案第71号 令和7年度東伊豆町国民健康保険特別会計補正予算  
（第3号）

○議長（栗原京子君） 日程第6 議案第71号 令和7年度東伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） ただいま上程されました議案第71号 令和7年度東伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額を増減なしとし、歳入歳出予算の総額をそれぞれ17億7,777万5,000円とするものであります。

主な内容を申し上げますと、遡り社保加入による保険者負担金及び保険税還付金の不足額を計上し、財源調整として国民健康保険事業基金積立金の予算額を減額いたします。

詳細につきましては、健康づくり課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（栗原京子君） 健康づくり課長。

（健康づくり課長 中山和彦君登壇）

○健康づくり課長（中山和彦君） ただいま提案されました、議案第71号 令和7年度東伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、概要を説明させていただきます。

令和7年度東伊豆町の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正。

第1条 歳入歳出予算の総額を増減なしとし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億7,777万5,000円といたします。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によります。

恐れ入りますが、4ページ、5ページをお開きください。

歳出の内容について説明をいたします。

2款保険給付費、1項療養諸費、3目一般被保険者療養費、補正前の金額に99万5,000円を追加し、532万9,000円といたします。

18節負担金補助及び交付金、細節1一般被保険者療養費保険者負担金99万5,000円の増は、遡り社保加入による保険者負担金を計上するものです。

7款1項基金積立金、1目国民健康保険事業基金積立金、補正前の金額から199万5,000円を減額し、1,470万6,000円といたします。

24節積立金、細節1国民健康保険事業基金積立金199万5,000円の減は、財源調整により基金積立金を減額するものです。

9款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目一般被保険者保険税還付金、補正前の金額に100万円を追加し、300万円といたします。

22節償還金利子及び割引料、細節1一般被保険者保険税還付金100万円の増は、遡り社保加入による保険者保険税還付金に係る必要額を計上するものです。

恐れ入りますが、1ページ、2ページへお戻りください。

今回の補正は、第1表歳入歳出予算補正に記載のとおり、歳入歳出予算の総額は補正による増減はなく、補正前と同額の17億7,777万5,000円となっております。

以上、簡単ではありますが、概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（栗原京子君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（栗原京子君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（栗原京子君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第71号 令和7年度東伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（栗原京子君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第7 議案第72号 令和7年度東伊豆町介護保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（栗原京子君） 日程第7 議案第72号 令和7年度東伊豆町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） ただいま上程されました議案第72号 令和7年度東伊豆町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に4,777万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ14億7,988万9,000円とするものであります。

主な内容を申し上げますと、歳入は歳出増額に伴う法定繰入分を計上します。

歳出につきましては、介護給付費及びその他事務費等の不足見込額を計上します。

詳細につきましては、健康づくり課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（栗原京子君） 健康づくり課長。

（健康づくり課長 中山和彦君登壇）

○健康づくり課長（中山和彦君） ただいま提案されました、議案第72号 令和7年度東伊豆町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、概要説明させていただきます。

令和7年度東伊豆町の介護保険特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正。

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,777万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億7,988万9,000円といたします。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によります。

恐れ入りますが、5ページ、6ページをお開きください。

歳入の内容について説明いたします。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金、補正前の金額に862万8,000円を追加し、2億4,353万8,000円といたします。

1節現年度分負担金、細節1現年度分介護給付費負担金862万8,000円の増は、歳出における介護給付費の増に伴う法定繰入分として増額するものです。

4款支払基金交付金、1項1目介護給付費交付金、補正前の金額に1,277万5,000円を追加し、3億6,312万5,000円といたします。

1節現年度分交付金、細節1第2号被保険者介護給付費交付金1,277万5,000円の増は、歳出における介護給付費の増に伴う法定繰入分として増額するものです。

5款県支出金、1項県負担金、1目介護給付費負担金、補正前の金額に675万円を追加し、1億9,355万7,000円といたします。

1節現年度分負担金、細節1介護給付費県負担金675万円の増は、歳出における介護給付費の増に伴う法定繰入分として増額するものです。

7ページ、8ページを御覧願います。

7款繰入金、1項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金、補正前の金額に591万5,000円を追加し、1億6,811万4,000円といたします。

1節前年度分繰入金、細節1介護給付費繰入金591万5,000円の増は、歳出における介護給付費の増に伴う法定繰入分として増額するものです。

2項基金繰入金、1目介護保険給付費準備基金繰入金、補正前の金額に1,327万2,000円を追加し、1,869万5,000円といたします。

1節細節1介護保険給付費準備基金繰入金1,327万2,000円の増は、財源調整とし、準備基金繰入金に計上するものです。

9ページ、10ページを御覧願います。

次に、歳出の内容について説明いたします。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、3目地域密着型介護サービス給付費、補正前の金額に3,011万4,000円を追加し、2億1,550万7,000円といたします。

18節負担金補助及び交付金、細節1地域密着型介護サービス給付費保険者負担金3,011万4,000円の増は、保険者負担金に不足が見込まれるため、必要額を計上するものです。

5目施設介護サービス給付費、補正前の金額に1,670万円を追加し、3億4,741万2,000円といたします。

18節負担金補助及び交付金、細節1施設介護サービス給付費保険者負担金1,670万円の増は、保険者負担金に不足が見込まれるため、必要額を計上するものです。

恐れ入りますが、3ページ、4ページへお戻りください。

歳入歳出補正予算事項別明細書にただいま説明いたしました内容を総括してあります。

まず、歳入ですが、合計で申し上げます。

補正前の額に14億3,211万5,000円に4,777万4,000円を追加いたしまして、14億7,988万9,000円といたします。

次に、歳出ですが、補正前の額に14億3,211万5,000円に、4,777万4,000円を追加いたしまして、14億7,988万9,000円といたします。

補正額の財源内訳ですが、国県支出金で1,544万2,000円、その他財源で1,277万5,000円、一般財源で1,955万7,000円といたします。

以上、簡単ではありますが、概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（栗原京子君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○議長(栗原京子君) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(栗原京子君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより、議案第72号 令和7年度東伊豆町介護保険特別会計補正予算(第2号)を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(栗原京子君) 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第8 議案第73号 令和7年度東伊豆町水道事業会計補正予算(第3号)

○議長(栗原京子君) 日程第8 議案第73号 令和7年度東伊豆町水道事業会計補正予算(第3号)を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 岩井茂樹君登壇)

○町長(岩井茂樹君) ただいま上程されました議案第73号 令和7年度東伊豆町水道事業会計補正予算(第3号)について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、予算第3条に定めた収益的支出の既決予定額に181万2,000円を追加し、総額を4億4,859万4,000円とするものであります。

主な補正内容といたしましては、修繕費の不足額の増額となっております。

詳細につきましては、水道課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(栗原京子君) 水道課長。

(水道課長 中田光昭君登壇)

○水道課長(中田光昭君) ただいま提案されました議案第73号 令和7年度東伊豆町水道事

業会計補正予算（第3号）について、概要を説明させていただきます。

総則第1条 令和7年度東伊豆町水道事業会計の補正予算（第3号）は次に定めるところによります。

収益的支出の補正。

第2条 令和7年度東伊豆町水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正いたします。

支出第1款水道事業費用既決予定額4億4,678万2,000円に、181万2,000円を追加し、4億4,859万4,000円といたします。

第1項営業費用既決予定額4億4,067万8,000円に、181万2,000円を追加し、4億4,249万円といたします。

恐れ入りますが、7ページ、8ページをお開きください。

参考資料により、主な補正内容を説明させていただきます。

収益的収入及び支出についてですが、支出1款水道事業費用、1項営業費用、1目原水及び浄水費、22節修繕費70万円の増は、突発的な修繕が多発したことから、今後の不足見込額を増額させていただく内容であります。

次に、2目配水及び給水費、22節修繕費100万円の増につきましても、今後の不足見込額を増額させていただく内容であります。

以上、簡単ではございますが、概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（栗原京子君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（栗原京子君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（栗原京子君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第73号 令和7年度東伊豆町水道事業会計補正予算（第3号）を採決します。  
この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（栗原京子君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第9 報告第7号 専決処分の報告について

○議長（栗原京子君） 日程第9 報告第7号 専決処分の報告についてを議題とします。

町長より報告を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） ただいま上程されました報告第7号 専決処分の報告について報告する理由を申し上げます。

本件につきましては、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、庁用車の交通事故に係る損害賠償の額の決定を専決処分したので、同法第180条第2項の規定に基づき、これを議会に報告するものであります。

詳細につきましては、総務課長より説明いたさせますので、よろしくお願いたします。

○議長（栗原京子君） 総務課長。

（総務課長 福岡俊裕君登壇）

○総務課長（福岡俊裕君） ただいま提案されました報告第7号 専決処分の報告について御説明いたします。

本件につきましては、地方自治法第180条第2項の規定に基づき、議会に対し報告するものであります。

議案の2ページ目を御覧ください。

令和7年10月10日付、損害賠償の額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により下記のとおり専決処分をいたしました。

専決処分の概要につきましては、専決処分書に記載されたとおりでございます。

令和7年6月6日に発生した当町の庁用車が関係する交通事故で、熱川中学校駐車場内において、給食運搬車が後進していたところ、駐車中の別の車両に接触し、同車両に損傷を与えました。事故の相手方と協議した結果、町が相手方に対し5万2,061円を支払うことで示談が成立しました。

なお、損害賠償の額については、庁用車が加入する任意保険の対物賠償保険の範囲となります。

以上、報告第7号の説明とさせていただきます。

○議長（栗原京子君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（栗原京子君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

以上で報告を終わります。

---

◎日程第10 報告第8号 令和7年度教育委員会自己点検・評価報告書（令和6年度分）の提出について

○議長（栗原京子君） 日程第10 報告第8号 令和7年度教育委員会自己点検・評価報告書（令和6年度分）の提出についてを議題とします。

報告書につきましては、事前に配付したとおりであります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

14番、山田議員。

○14番（山田直志君） 非常に関心があるところなんですけれども、いじめ、不登校の問題について要綱に沿って対応したとか、町と委員会と対応したとかあるんですけれども、幼稚園の預かり保育なんかについては、人数も書いてあるし、言葉の教室についても何回やって、何人の対応があったというふうなことが書いてあるんですけれども、このところはいじめの件数なりが1年間どれだけあったとか、何人の関係者がいたとか、不登校の状況にある子供が小中学校何人かいる。一般質問でも我々も聞いているんですけれども、そういうことは一般質問では質問すれば答えてくれるんですけれども、こういうところにも記載をして具体的な数を記載していないというのについては、どういう何か考えがあるんでしょうか。その点をお聞かせいただきたい。

○議長（栗原京子君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（齋藤和也君） いじめ等につきましては、内容的にはデリケートな問題も含まれているということで特に細かく数字等入れてはいないというのが現状でございます。

○議長（栗原京子君） 14番、山田議員。

○14番（山田直志君） あの個人情報に関わることを載せろというんじゃなくて、一般質問

で我々聞いたときには小学校何人とか中学校何人とか、今までは過去は文科省の基準がないからとかいってないというふうなことを過去答弁された教育長いますけれども、その間私も一般質問でやれば数字は言うわけです。こういう評価をするという段階で、いじめの件数や不登校の数をちゃんとやはり把握して評価をしていただく人たちにも評価をしていただかなかつたらいけないんじゃないかなというふうに私は思うんですけれども、いかがですか。

○議長（栗原京子君） 教育長。

○教育長（横山尋司君） 確かに数字を入れたほうが具体的に分かると思うんですけれども、かなり流動的に変わる数字でもあるし、不登校に関してはちょっと増えている傾向は若干あります。

いじめに関しては、学期ごとにいじめの調査をしています。各学校から上がってきたものに関しては、指導主事が目を通して、それを私も目を通します。ですので把握はしていますが、大きな喫緊を要するようないじめは今のところはありません。ですので、いじめ対策会議等を開く必要性が今のところはないです。

ただ、各学校においては、生徒指導部会の中にスクールカウンセラーあるいはスクールソーシャルワーカー等を入れ込んで週1回程度の会議を行っております。その中で、出てきたことに関しては、逐一教育委員会のほうには報告があります。よろしいでしょうか。

○議長（栗原京子君） 14番、山田議員。

○14番（山田直志君） やっているということは今分かったし、この間聞いているんですけれども、だけれども一体私は教育委員会の活動について評価をしていただくという形に出すわけですから、そういう方々にも数字的なものは載せて評価していただかなければいけないんじゃないかな、それで結果的に言われたとおりこういう回答であったということでは分かるんですけれども、そういう点では、そこは数字が私は必要などころではないかと思えます。

○議長（栗原京子君） 教育長。

○教育長（横山尋司君） ありがとうございます。

これからそのような形で前向きに検討して、できる限りの許される範囲の中で、数字等も表記していきたいなというふうに思います。

ありがとうございます。

○議長（栗原京子君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（栗原京子君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

以上で報告を終わります。

---

◎日程第 1 1 発議第 3 号 円滑な行政運営を図る決議について

○議長（栗原京子君） 日程第11 発議第 3 号 円滑な行政運営を図る決議についてを議題とします。

提出者より説明を求めます。

5 番、笠井議員。

（5 番 笠井政明君登壇）

○5 番（笠井政明君） それでは、朗読をもちまして説明といたします。

発議第 3 号 円滑な行政運営を図る決議について。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第14条第 3 項の規定により提出します。

令和 7 年12月 4 日提出。

東伊豆町議会議長、栗原京子様。

提出者、東伊豆町議会議員、笠井政明。

賛成者、東伊豆町議会議員、山田豪彦、楠山節雄、西塚孝男、定居利子、稲葉義仁、須佐衛、内山慎一、村木脩、鈴木伸和。

円滑な行政運営を求める決議。

先日の議案説明会における質疑において、町長と担当部署の間で、議案に対する認識や考え方について十分な議論がなされていないのではないかと推測せざるを得ないようなケースが散見された。

議案等説明会は、文字通り今後議会に提出する予定の議案説明を行う場であり、議案が議案として成立するためには担当部署と町長の間でしっかりとした議論がされ、共通認識を持っていることが大前提で、質疑の場でその点に不安を感じさせるようなことがあってはならない。

また、ある課題について、様々な意見が交わされたり、しっかりとした議論が必要と推測される場合には、議案としてまとめる前の段階で、全員協議会にかけていただくように依頼していることもあるので、両会議体の性格の違いを意識して臨んでいただく必要もあると考

える。

以上のことを踏まえ、また、以前から提言させていただいている事項と併せ、新規政策に関わる案件に関して、下記の項目をこれまで以上に意識して臨んでいただくことを求める。

- 1、透明性を確保した行政運営に努めること。
- 2、公平性、中立性を確保し、町民に対して説明可能な行政判断を行うこと。
- 3、事業の計画段階から費用対効果、実現可能性の検証を徹底すること。
- 4、事業の進捗状況や成果を定期的に公表し、見直しを行う体制を整えること。

以上、決議する。

令和7年12月4日、東伊豆町議会。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（栗原京子君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（栗原京子君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（栗原京子君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより発議第3号 円滑な行政運営を図る決議についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（栗原京子君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

## ◎日程第12 陳情・要望書等の審査について

○議長（栗原京子君） 日程第12 陳情・要望書等の審査についてを議題とします。

審査を付託した文教厚生常任委員長の報告を求めます。

8番、西塚議員。

（8番 西塚孝男君登壇）

○8番（西塚孝男君） 朗読をもって説明に代えさせていただきます。

令和7年12月4日。

東伊豆町議会議長、栗原京子様。

文教厚生常任委員会委員長、西塚孝男。

陳情・要望書等審査結果報告書。

本委員会に付託された陳情・要望書を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告いたします。

受付番号15万3,154。付託年月日令和7年9月30日。

件名、東伊豆町小中学校及び稲取高校の統合に関する嘆願書。

東伊豆町小中学校及び県立稲取高校の統合に関する陳情書。

審査の結果、不採択であります。

委員会の意見。

文教厚生常任委員会では学校は教育の現場であり、子供たちを育てる場であることから、当事者である子育て世帯意見が重要と考え、乳幼児から小中学校の保護者に学校統合計画に関する保護者アンケートを実施した。アンケートは185件の回答があり、4校統合については、賛成、どちらかと言えば賛成63.2%、反対、どちらかと言えば反対20.2%、どちらとも言えない21.1%、結果として、統合計画に賛成する保護者の割合が多かった。

陳情書には、統合計画は一旦白紙に戻し、その後改めて統合の在り方や小中高一貫教育の是非について、議論検討していただきたいとあり、嘆願書には、役場が稲取にあり、中心地だから稲取地区へ、小中高及び稲取高校を残すべきだとあるが、統合についてはこれまでも議論を重ねてきたこと。諮問委員会の答申を尊重することと、また、稲取地区が中心の部分に関しては、昭和34年に県の主導で誕生した東伊豆町では当時の合併委員会で協議を重ねた結果、稲取地区に行政機能を、城東地区に現在の熱川地区に文教機能を整備することで意見がまとまり、町の社会資本整備の基本となっている経過もあること。そして、何よりも当事者である6割を超える保護者が賛成であることなどを鑑み、陳情・嘆願書は不採択とすることにした。

なお、委員会では保護者が抱える不安要因や課題の解決に向けて今後も所管事務調査を行い、よりよい学校整備について研究、協議を進めていく学校統合計画に関する保護者アンケートを取りまとめた資料を添付しました。

説明は以上です。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（栗原京子君） ただいま文教厚生常任委員長より報告のありました陳情・要望書等の

審査について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(栗原京子君) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(栗原京子君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより陳情・要望書等の審査についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の審査報告は不採択であります。

この審査報告について、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(栗原京子君) 起立多数です。よって、陳情・要望書等の審査については、委員長の報告のとおり不採択とすることに決定しました。

---

### ◎日程第13 常任委員会の閉会中の所管事務調査について

○議長(栗原京子君) 日程第13 常任委員会の閉会中の所管事務調査についてを議題とします。

文教厚生常任委員長から所管事務のうち、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(栗原京子君) 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

### ◎日程第14 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

○議長（栗原京子君） 日程第14 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（栗原京子君） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（栗原京子君） これで本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

令和7年第4回東伊豆町議会定例会を閉会します。

長時間、御苦労さまでした。

閉会 午後 1時57分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長 \_\_\_\_\_

副 議 長 \_\_\_\_\_

署 名 議 員 \_\_\_\_\_

署 名 議 員 \_\_\_\_\_